

知的財産推進計画 2007  
(案)

2007年5月31日

知的財産戦略本部



## 知的財産推進計画2007 目次

### 「知的財産推進計画2007」の策定に当たって

1. はじめに .....	1
2. 知的財産戦略の進展 .....	2
3. 「知的財産推進計画2007」の基本的考え方 .....	4

### 重点編

1. 知的財産の創造 .....	9
2. 知的財産の保護 .....	10
3. 知的財産の活用 .....	15
4. コンテンツをいかした文化創造国家づくり .....	19
5. 人材の育成と国民意識の向上 .....	23

### 本編

#### 第1章 知的財産の創造

1. 大学等やTLOの知的財産関連活動を強化する .....	27
(1) 大学等やTLOの体制整備を促進する .....	27
①戦略的な知的財産活動に取り組む大学等やTLOへの支援を行う .....	27
②大学知的財産本部・TLOの一本化や連携強化を進める .....	28
③地域の専門家の活用により地域の大学等を支援する .....	28
(2) イノベーション実現のための知的財産の戦略的取得・活用を促進する ..	28
(3) 知的財産に係る紛争処理の体制整備を支援する .....	29
(4) 大学等の評価において知的財産活動に配慮する .....	29
2. 大学等の知的財産活動の現場の課題を解決する .....	29
(1) 大学等の知的財産活動に係る情報交換を促進する .....	29
(2) 大学等における知的財産関連活動を促進する .....	29
①共同研究における学生等の位置付けを明確化する .....	29
②共同研究・受託研究のルールを明確化する .....	30
③利益相反に関するマネジメントを強化する .....	30
(3) 大学発ベンチャーを支援する .....	30

(4) 大学における株式等の取得・売却の円滑化を図る .....	30
(5) 研究ノートを導入を奨励する .....	31
3. 大学、研究機関において知的財産を活用し、創造を促進する .....	31
(1) 分野別の知的財産戦略を策定する .....	31
(2) 基礎研究の成果を産学官連携を通じてイノベーションにつなげる .....	31
(3) 研究人材の交流・育成を通じて産学官連携を推進する .....	32
(4) 国際的な活動を推進する .....	32
①国際的な特許出願を支援する .....	32
②国際的な共同研究の課題を解決する .....	32
③知的財産活動に係る海外大学等とのネットワークづくりを促す .....	33
④大学等における輸出管理を強化する .....	33
(5) 特許情報等を活用する .....	33
①「特許・論文情報統合検索システム」を整備する .....	33
②特許情報等の活用による研究開発の戦略化を促す .....	33
(6) 研究における特許使用を円滑化する .....	34
①ライフサイエンス分野のリサーチツール特許に係る指針を普及させる .....	34
②リサーチツール特許等に係る統合データベースを構築する .....	34
③研究で用いられる特許権の特許法上の取扱いを明確化する .....	35
(7) 日本版バイ・ドール制度の活用を促進する .....	35
(8) 公的研究機関における知的財産の評価指標を開発・公表する .....	35
(9) 研究開発独立行政法人等において知的財産活動を展開する .....	35
4. 先端技術に係る知的財産問題に取り組む .....	36
(1) ライフサイエンス分野における大学等の知的財産管理を促進する .....	36
①ライフサイエンス分野の知的財産管理のモデル大学等を支援する .....	36
②有体物の円滑な管理を促進する .....	36
(2) 農林水産分野において知的財産を活用した研究開発を推進する .....	36
(3) ソフトウェア分野における大学等の知的財産管理を促進する .....	37
5. 企業における質の高い知的財産の創造を推進する .....	37
(1) 企業による産学官連携活動を促進する .....	37
(2) 技術戦略マップを活用した戦略的研究開発を推進する .....	37

## 第2章 知的財産の保護

<b>I. 知的財産の保護を強化する</b> .....	<b>38</b>
1. 知的財産の権利付与手続を迅速化する .....	38
(1) 世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現する .....	38
①特許審査迅速化・効率化推進本部を中心とした取組を推進する .....	38
②特許庁の人的体制を充実する .....	39
③先行技術調査の民間外注の拡大と効率化を図る .....	39
④情報提供制度の活用を促進する .....	40
⑤拒絶査定不服審判における審理の迅速化と充実を図る .....	40
⑥出願取下・放棄制度の利用を促す .....	40
(2) 品種登録の審査期間を短縮する .....	40
2. 知的財産権の安定性を高める .....	41
(1) 特許の判断基準の明確化と質の維持・向上を図る .....	41
①特許審査・審判の質を維持向上する .....	41
②特定分野における特許性の判断基準を明確化する .....	41
(2) 商標登録の判断基準を明確にする .....	42
3. 利用者の利便性を高める .....	42
(1) 特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する .....	42
(2) 利用手続の柔軟性・利便性を高める .....	43
4. 特許の出願・審査請求構造改革を推進する .....	43
(1) 海外出願を促進する .....	43
(2) 明細書の文章の平易化・明瞭化を促進する .....	43
(3) 出願人による先行技術調査の質の向上を促す .....	44
(4) 企業の出願戦略策定に役立つ情報の提供を拡充する .....	44
5. 知的財産権制度を強化する .....	44
(1) 医療分野における特許保護の運用状況等を注視する .....	44
(2) 微生物等の寄託制度の運用を円滑化する .....	45
(3) 営業秘密等の保護を強化する .....	45
①戦略的なノウハウ管理のための環境を整備する .....	45
②ノウハウ等の意図せざる流出を防止する .....	46
(4) タイプフェイスの保護を強化する .....	46

(5) 農林水産分野における知的財産の保護を強化する .....	46
①農林水産省知的財産戦略に基づく取組を推進する .....	46
②植物新品種の保護を強化する .....	46
6. 紛争処理機能を強化する .....	47
(1) 知的財産高等裁判所に期待する .....	47
(2) 裁判外紛争処理を充実する .....	48
7. 知的財産の国際的な保護及び協力を推進する .....	48
(1) 世界特許システムの構築に向けた取組を強化する .....	48
①特許審査ハイウェイの更なる展開を図る .....	48
②特許の相互承認の実現に向けた取組を強化する .....	49
③国際的な出願における手続負担を軽減する .....	49
④実体特許法条約の早期締結と特許制度の国際的な調和を目指す .....	49
⑤特許法条約への早期加入を実現する .....	50
(2) 国際公共政策に配慮した国際ルールの構築に貢献する .....	50
(3) 商標の国際的な保護及び制度調和を推進する .....	50
(4) 植物新品種に関する国際的な審査協力を促進する .....	51
(5) アジア地域等における知的財産権制度の整備と協力を促進する .....	51
①アジア地域等における制度整備支援を強化する .....	51
②特許取得手続におけるAPEC協力イニシアティブを推進する .....	52
③東アジア植物品種保護フォーラムの提唱と早期実現を目指す .....	52
(6) 自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等を活用する .....	52
(7) 国際的な情報共有を推進する .....	52
①国際的な産業財産権情報のネットワークを構築する .....	52
②知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する .....	53
<b>II. 模倣品・海賊版対策を強化する .....</b>	<b>54</b>
1. 外国市場対策を強化する .....	54
(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指す .....	54
(2) 侵害発生国・地域への対策を強化する .....	54
①在外公館等の機能を強化する .....	54
②コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）等を活用する .....	55
③侵害状況調査制度を活用する .....	55
④侵害発生国・地域に対し具体的要請を行う .....	55

⑤模倣品・海賊版の被害の実態を調査する .....	56
(3) 侵害発生国・地域の当局との当局間の連携を強化する .....	56
(4) 自由貿易協定（F T A）／経済連携協定（E P A）等を活用する .....	56
(5) 税関相互支援協定に関する取組を推進する .....	57
(6) 諸国との連携を強化する .....	57
①E U・欧州各国との連携を強化する .....	57
②米国との連携を強化する .....	57
③中国との協力を強化する .....	57
(7) 多国間の取組をリードする .....	57
(8) 模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する .....	59
2. 水際での取締りを強化する .....	59
(1) 個人輸入等の取締りを強化する .....	59
(2) 法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行う制度を整備する .....	59
(3) 裁判所の仮処分命令を活用する .....	60
(4) 模倣品・海賊版の税関での取締りを強化する .....	60
①税関の体制を強化する .....	60
②模倣品・海賊版の輸出・通過を取り締まる制度を整備する .....	60
③差止申立てに係る手続を簡素化する .....	61
3. 国内での取締りを強化する .....	61
(1) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する .....	61
(2) 警察による取締りを強化する .....	62
(3) 育成者権の侵害対策を強化する .....	63
(4) 劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を強化する .....	63
(5) 著作権法における親告罪を見直す .....	63
4. 官民の連携を強化する .....	64
(1) 政府内の連携を強化する .....	64
(2) 官民・民民の連携を強化する .....	64
5. 模倣品・海賊版に関する国民の理解を促進する .....	65
(1) 取締等に関するデータ・情報の積極的公表を図る .....	65
(2) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する .....	65

## 第3章 知的財産の活用

<b>I. 知的財産を戦略的に活用する</b> .....	<b>66</b>
1. 企業の戦略的経営を促進する.....	66
(1) C I P Oや知的財産担当役員の設置を促す.....	66
(2) 知的財産重視の経営戦略を推進する.....	66
①戦略的な知的財産経営を促進する.....	66
②「知的資産経営マニュアル」の活用を促す.....	67
③知的財産に関する情報開示による企業価値の向上を促進する.....	67
(3) 未利用の知的財産の活用を促進する.....	68
2. 知的財産を活用した事業活動の環境を整備する.....	68
(1) 知的財産の価値評価の実務を奨励する.....	68
(2) 知的財産信託制度を利用した知的財産の管理・運用を促進する.....	68
(3) 企業のライセンス活動を円滑化する.....	69
①特許・ノウハウガイドラインを改定し、周知を図る.....	69
②知的財産権のライセンスの保護を図る.....	69
③海外における権利行使・ライセンス活動を円滑化する.....	69
④租税条約を活用し国境を越えた知的財産の利用を促進する.....	70
⑤国際的なライセンス活動を円滑化する.....	70
(4) 知的財産流通の担い手を育成する.....	70
(5) 知的財産を活用した資金調達の多様化を図る.....	71
3. 知的財産の円滑・公正な活用を促進する.....	71
(1) 不当な権利行使を取り締まる.....	71
(2) ソフトウェア分野における知的財産活用の円滑化を図る.....	71
4. 知的財産活用の事業化を支援する.....	72
(1) 知的財産を事業に活用する事業者を支援する.....	72
(2) 農林水産分野における知的財産活用の事業化を支援する.....	72
<b>II. 国際標準化活動を強化する</b> .....	<b>73</b>
1. 国際標準総合戦略を実行する.....	73
2. 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する.....	73
(1) 企業における経営者層の意識を改革する.....	73
(2) 産業界自身によるアクションプランの策定と実行を促す.....	74

(3) 企業の標準化活動に対する組織体制を強化する .....	74
①国際標準化に対する取組の事例を公表する .....	74
②企業の組織体制を強化する .....	74
(4) 多様な国際標準化スキームを活用する .....	74
(5) 国際標準案等の提案及び国際議長・幹事の引受けを積極的に行う .....	75
3. 国際標準化活動に対する支援を拡充する .....	75
(1) ワンストップの相談窓口を整備する .....	75
(2) 情報収集体制を強化する .....	75
(3) 産業界の自主的な活動を支援する .....	76
①人材育成型支援策を拡充する .....	76
②日本での国際標準化会議の開催を促進する .....	76
4. 国全体としての国際標準化活動を強化する .....	76
(1) 国全体の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する .....	76
(2) 省庁間の連携を強化する .....	76
(3) 環境・安全・福祉等の分野で世界に貢献する .....	76
5. 国際標準人材の育成を図る .....	77
(1) 国際標準化活動のリーダーを育成する .....	77
(2) 国際標準人材のキャリアパスを確立する .....	77
(3) 大学等における標準教育を促進する .....	77
(4) 顕彰制度を充実する .....	78
6. アジア等の諸外国との連携を強化する .....	78
7. 国際標準に関するルールづくりに貢献する .....	78
(1) 技術標準の普及を妨げる知的財産権の行使に対処する .....	78
(2) 公平でオープンな国際標準化システムの実現を目指す .....	79
<b>Ⅲ. 中小・ベンチャー企業を支援する .....</b>	<b>80</b>
1. 中小・ベンチャー企業に対する相談機能と情報提供を強化する .....	80
(1) 「知財駆け込み寺」の相談機能を強化する .....	80
(2) 支援機関ごとの取組を促進する .....	80
(3) 支援機関間の連携を促進する .....	80
(4) 弁理士・弁護士情報を整備・開示する .....	81
2. 中小・ベンチャー企業の知的財産の創造を支援する .....	81

(1) I P D Lの活用や特許出願に関する相談体制を充実させる .....	81
(2) 職務発明制度、先使用権制度の中小・ベンチャー企業への普及・啓発を 推進する .....	82
3. 中小・ベンチャー企業の知的財産の保護を支援する .....	82
(1) 現行の支援制度の利用を拡大する .....	82
(2) 特許の取得・維持の負担軽減策を検討する .....	83
(3) 知的財産権侵害対策を強化する .....	83
(4) 海外における権利取得を支援する .....	84
4. 中小・ベンチャー企業の知的財産の活用を支援する .....	84
(1) 中小・ベンチャー企業が有する技術の活用を奨励する .....	84
(2) 開放特許の活用等を支援する .....	84
(3) 大企業からの事業の切出しやのれん分けを促進する .....	85
5. 中小・ベンチャー企業の知的財産に関する能力を高める .....	85
(1) 中小・ベンチャー企業の知的財産戦略の策定を支援する .....	85
(2) 中小・ベンチャー企業の経営者や支援人材に対する研修を充実させる ..	85
(3) 中小・ベンチャー企業の優秀な技術を顕彰する .....	85
<b>IV. 知的財産を活用して地域を振興するエラー! ブックマークが定義されていません。</b>	
1. 地域の知的財産戦略を推進する .....	86
(1) 「地域知的財産戦略本部」の活動を強化する .....	86
(2) 地方公共団体の知的財産戦略を推進する .....	86
①地方公共団体の知的財産に係る戦略や条例の策定を奨励する .....	86
②意欲的な取組を進める地方公共団体に対する支援を強化する .....	87
(3) 地域資源の活用を支援する .....	87
(4) 地域と大学等との連携を促進する .....	87
2. 地域の知的財産人材を育成する .....	87
(1) 地域振興を直接担う知的財産人材を育成する .....	87
(2) 地域における支援人材を育成・活用する .....	88
①全国規模での人材データベースを整備する .....	88
②知的財産戦略の策定支援を通じた地域の知的財産人材の育成を図る .....	88
③地域における支援人材を活用する .....	88

## 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

<b>I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する</b> .....	89
1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する .....	89
(1) ビジネススキームを支える著作権制度を作る .....	89
① デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する .....	89
② IPマルチキャスト放送へのコンテンツ流通を促進する .....	90
③ 違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する .....	90
④ 権利者不明の場合におけるコンテンツの流通を促進する .....	90
⑤ ネット上のビジネスマーケットを構築する .....	91
⑥ 私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る .....	91
⑦ 権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する .....	91
⑧ 契約・利用の観点からライセンシーの保護などについて結論を得る .....	92
(2) クリエーターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で、円滑な利用を進める .....	92
① マルチユースを前提とした契約ルールづくりを進める .....	92
② 放送コンテンツの競争力強化に関する法制度を整備する .....	92
③ 権利の集中管理を進める .....	93
④ コンテンツ業界における契約締結を促進する .....	93
⑤ 公正透明なコンテンツ産業を実現する .....	93
⑥ 利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する .....	94
⑦ 国際的な著作権制度の調和を推進する .....	94
(3) 一般ユーザーがコンテンツを利用する環境を充実する .....	94
① ネット検索サービス等に係る課題を解決する .....	94
② アーカイブ化を促進し、その活用を図る .....	95
③ インターネット上でのコンテンツの新たな創作・発信を促す .....	95
④ 弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する .....	96
⑤ 音楽用CDにおける再販売価格維持制度について検証する .....	96
⑥ 安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する .....	96
2. 海外展開を促進する .....	97
(1) 日本のコンテンツの強みを世界的に発揮する .....	97
① 海外を意識したコンテンツ制作を促進する .....	97

②映画に関する協力覚書の締結を促進する .....	97
③企業の海外展開を支援する .....	97
④コンテンツ事業者の国際競争力を強化する .....	98
⑤コンテンツの国際取引を促進する .....	99
⑥海外との共同製作、共同ビジネスの展開を強化する .....	99
⑦諸外国との連携を強化する .....	99
⑧音楽レコードの還流防止措置制度を活用するとともに輸出を拡大する .....	99
(2) 日本をクリエイションの拠点とするとともに、魅力を世界に伝える .....	99
①「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を実現する .....	99
②アジア域内の優秀な人材の交流を促進する .....	100
③コンテンツ・ポータルサイトを支援する .....	100
④「アニメ文化大使」事業を促進する .....	100
⑤ライブエンターテインメントの集積化を促進し、観光との連携を進める ..	100
3. コンテンツ人材の育成を図る .....	101
(1) プロデューサーやクリエイターを育成する .....	101
(2) エンターテインメント・ロイヤーを育成する .....	102
(3) 映像産業振興機構の活動を支援する .....	102
(4) 映像に係る産学官の集積を支援する .....	102
(5) コンテンツ等の融合分野の人材を育成する .....	103
(6) 優れたコンテンツを顕彰し、制作を促進する .....	103
①外国人マンガ家を顕彰する .....	103
②「メディア芸術祭」を充実する .....	103
③有能な人材を発掘し、顕彰する .....	103
(7) コンテンツに関する教育や啓発を充実する .....	103
4. コンテンツに関する研究開発を推進する .....	104
(1) 世界をリードするコンテンツ関連技術の開発、普及を進める .....	104
①技術の開発を促進する .....	104
②コンテンツ等の融合分野の知的創造活動を支援する .....	104
③産学官が連携し、先導的技術の研究開発を推進する .....	104
④情報家電のネットワーク化を一層促進する .....	104
(2) ハードとソフトを連携させたビジネスモデルを構築する .....	105
①日本発のコンテンツ関連技術の開発を促進する .....	105

②コンテンツビジネスに係るインフラ整備を促進する .....	105
(3) バランスのとれたプロテクションシステムを採用する .....	105
5. コンテンツの制作・投資を促進する .....	106
(1) 放送コンテンツの取引市場を整備する .....	106
(2) コンテンツ制作に対する投資を促進する .....	106
(3) 税制上のインセンティブを検討する .....	107
(4) フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する .....	107
(5) 地方のコンテンツ産業を振興する .....	107
6. コンテンツ促進法を的確に運用する .....	107
<b>II. ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略を進める .....</b>	<b>108</b>
1. 豊かな食文化を醸成する .....	108
(1) 日本食の魅力を世界に発信し、日本食人口の倍増を目指す .....	108
①日本食の世界への発信を強化する .....	108
②日本食レストラン推奨計画の取組を支援する .....	109
③外国人シェフを対象とした実務研修の充実を図る .....	109
(2) 優れた日本産の食材を世界に普及させる .....	109
①総合的な輸出拡大戦略を推進する .....	109
②日本食材のブランド化を促進する .....	109
(3) 国民運動として食育を推進する .....	110
(4) 優れた日本の食文化を評価し、発展させる .....	110
①食文化に関する民間主体の取組を促進する .....	110
②地域の食文化を発信する .....	110
(5) 食を担う多様な人材を育成する .....	110
2. 多様で信頼できる地域ブランドを確立する .....	110
(1) 地域団体商標制度の活用を促す .....	110
(2) 魅力ある地域ブランドを生成する .....	111
①地域ブランド化に向けた戦略的な取組を支援する .....	111
②人材の確保と育成を支援する .....	111
(3) 個別の地域食品ブランドについて基準の策定を促す .....	111
(4) 景品表示法を厳正に運用する .....	111
(5) 地域ブランドの発信を強化する .....	112

3. 日本のファッションを世界ブランドとして確立する .....	112
(1) 世界に情報発信する .....	112
①「東京発 日本ファッション・ウィーク」を抜本的に強化する .....	112
②在外公館などの海外拠点を活用する .....	112
③ストリートファッションを世界に紹介する .....	113
(2) 国内におけるクリエイションを活性化する .....	113
①ビジネスの機会を提供する .....	113
②海外の優秀な人材を積極的に受け入れる .....	113
③生地やデザインのアーカイブを整備する .....	113
(3) ファッション関係の人材を育成する .....	114
(4) 海外展開を支援する .....	114
①海外展示会への出展支援を充実する .....	114
②事業者への情報提供を充実する .....	114
③デザイン・ブランドの模倣品問題に適切に対処する .....	114
(5) 地域の取組を奨励する .....	115
①地域の特性を踏まえたファッションの振興と良好な景観づくりを促す .....	115
②新たなファッションの需要を創出する .....	115
4. 日本の魅力を海外に発信する .....	115
(1) 海外への情報発信を強化する .....	115
①日本の玄関口の活用を促進する .....	115
②外国人観光客やメディアに積極的に発信する .....	115
③国際放送を活用する .....	116
④日本の魅力発信について分野横断的な取組による相乗効果を図る .....	116
(2) 日本ブランドに関する調査の結果を体系的に整理し活用する .....	116
(3) 日本文化の発展や海外発信に貢献した者を顕彰する .....	116
(4) 優れたライフスタイルを評価し、日本ブランドとして確立する .....	117
①新しい日本ブランド＝新日本様式を推進する .....	117
②我が国の優れた製品を日本ブランドとして確立し発信する .....	117
(5) 日本の高い「感性」を発信し、経済価値の創造につなげる .....	117
(6) 日本発のデザインであることの表示を促す .....	117

## 第5章 人材の育成と国民意識の向上

1. 知的財産人材育成総合戦略を実行する .....	118
2. 知的財産人材育成を官民挙げて進める .....	118
(1) 知的財産人材育成推進協議会を支援する .....	118
(2) 知的財産教育研究への支援プログラムを充実する .....	119
(3) 先端技術を理解できる人材等を知的財産専門人材として活用する .....	119
(4) 海外派遣など海外との交流を活発化する .....	119
①国際的な知的財産専門人材を育成する .....	119
②アジア等の人材の受入れと専門家派遣を拡充する .....	120
(5) 知財人材育成ネットワークの構築を図る .....	120
(6) 学会を活用するとともに知的財産に関する研究を支援する .....	120
①各種学会における知的財産関連の研究を促す .....	120
②知的財産に関する総合的かつ学際的な研究を行う .....	120
(7) 知的財産の教育者や教材・教育ツールを開発する .....	121
①知的財産の教育者を育成する .....	121
②知的財産教育に関する教材・教育ツールを開発する .....	121
(8) 知的財産人材に関する評価指標の充実を図る .....	121
(9) 知的財産に関する研究助成や表彰事業を充実させる .....	122
3. 知的財産人材育成機関を整備する .....	122
(1) 教育機関における柔軟で実践的な知的財産教育の環境を整備する .....	122
(2) 法科大学院における知的財産教育を推進する .....	123
(3) 知的財産専門職大学院における知的財産教育を推進する .....	123
4. 各分野の知的財産人材を育成する .....	124
(1) 知的財産専門人材を育成する .....	124
①弁理士の大幅な増員や資質の向上を図る .....	124
②弁護士の大幅な増員や資質の向上を図る .....	125
③産学連携従事者の能力の向上を図る .....	125
(2) 知的財産創出・マネジメント人材を育成する .....	125
①特許庁のノウハウの開放を推進する .....	125
②経営者・経営幹部の知的財産意識を高め産業界の意識を改革する .....	125
③普及指導員の知的財産に関する資質の向上を図る .....	126

5. 国民の知的財産意識を向上させる .....	126
(1) 学校における知的財産教育を推進する .....	126
(2) 地域における知的財産教育を推進する .....	126
(3) 知的財産の創造、保護、活用の体験教育を充実する .....	127
(4) 専門高校における知的財産教育を推進する .....	127
(5) 学校と地域産業界の連携による知的財産人材育成を推進する .....	127
(6) 知的財産を含めた消費者教育を推進する .....	127
(7) 知的財産に関する国民への啓発活動を強化する .....	128
(8) 知的財産関連統計の充実・活用を図る .....	128

### 付属資料

1. 知的財産戦略本部 名簿 .....	131
2. 専門調査会 名簿 .....	133
3. 知的財産戦略本部設置根拠 .....	135
4. 知的財産推進計画2007 策定までの経緯 .....	137
5. 用語集 .....	140





## 「知的財産推進計画2007」の策定に当たって

### 1. はじめに

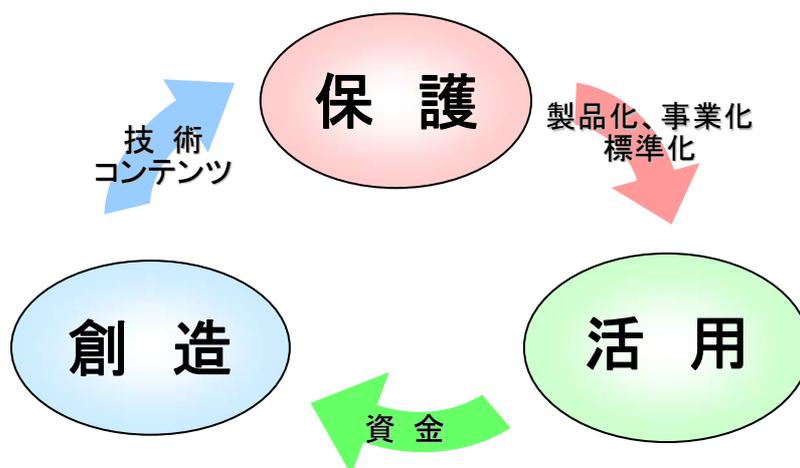
2003年に知財の国家戦略である知的財産推進計画が初めて策定されて以来、今回の推進計画をもって、我が国の知財戦略は5年目を迎えた。

我が国が知財立国の実現を目標に掲げた背景には、近年、成長と活力の源泉が変化し、知財の重要性が格段に高まっていることがある。

第1の変化は、経済成長におけるイノベーションの役割が増大していることである。天然資源に恵まれず、ものづくりを経済成長の糧とする我が国は、これまで豊富で勤勉な人材と旺盛な投資活動により、品質と価格の面で競争力のある製品をつくってきた。しかしながら、途上国が技術水準の向上と低廉な人件費を基に台頭し、他方で、我が国は少子高齢化と企業の国境を越えた生産活動の進展により、以前のような労働力と資本の伸びに期待することはできない。今後は、他国にはない新しい技術・アイデアといった知恵によって、生産性を向上させるとともに、明確に差別化された製品・サービスを生み出していくことが求められている。

第2の変化は、アニメ、マンガ、食文化など我が国が誇るコンテンツの文化的・経済的価値が高まるとともに、その担い手の裾野が広がっていることである。これらのコンテンツは海外で高い評価を受けており、我が国のイメージを向上させるとともに、文化の振興と産業の発展に寄与している。欧米、韓国、中国等の諸外国はこうしたコンテンツの有する価値にいち早く着目し、財政支援も含む育成策を戦略的に実施している。また、IT技術やデジタル化の進展に伴い、ユーザーが自らも創作活動を行う動きが広がるなど、創作と活用の環境は劇的に変化している。

このように我が国を取り巻く環境が変化する中で、我が国が諸外国に伍して魅力ある「美しい国」として発展していくためには、知の創造活動を活性化し、その成果を知財として適切に保護するとともに有効に活用し、そこから得られた収益を新たな知の創造活動に振り向けていくという知財の創造、保護、活用の好循環をできるだけ早く実現することが必要である。こうした「知的創造サイクル」の好循環が自律的に起こる経済社会こそが、我々の目指す知財立国である。

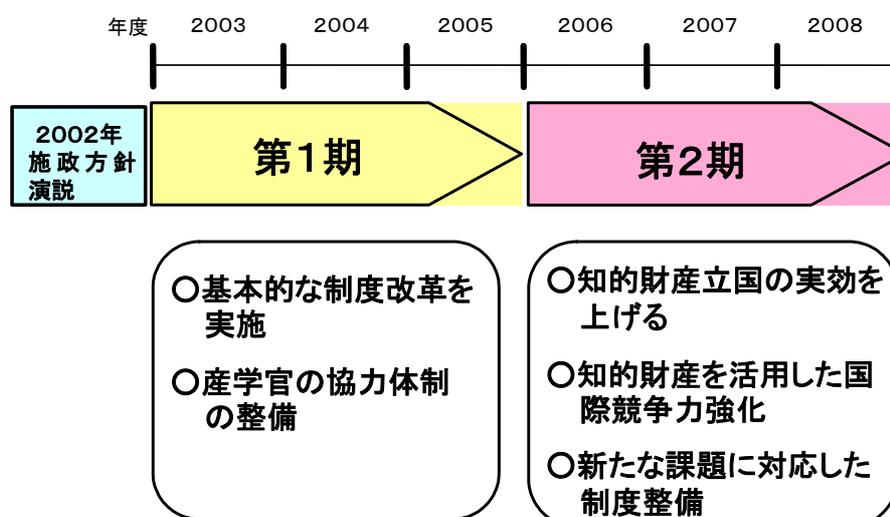


## 2. 知的財産戦略の進展

### (1) これまでの取組

2002年2月の施政方針演説以降、知的財産戦略会議の設置、知的財産戦略大綱の策定、知的財産基本法の制定、知的財産戦略本部の発足と、政府は知財立国の実現に向け矢継ぎ早に政策を進めてきた。

2003年度からの3年間は「第1期」と位置付け、様々な制度や体制の整備を実現するとともに、2006年度からの3年間は「第2期」と位置付け、「世界最先端の知財立国を目指す」ことを目標に、「第1期」で進展した改革の実効を上げつつ新たな課題にも対応しているところである。



## (2) 成果

知的財産戦略本部は、知財戦略を策定・実施することによって、これまで様々な成果を上げてきた。

その主なものは、次のとおりである（詳細は、別冊の「知的財産戦略の進捗状況」を参照。）

### 【主な成果】

- 知的財産高等裁判所の創設
- 大学知的財産本部の発足
- 模倣品・海賊版の水際取締りの強化
- 特許審査迅速化・効率化推進本部の設置
- コンテンツ振興策の推進
- 2006年末までに30本の知財関連法が成立

しかしながら、改革は緒についたばかりであり、世界特許システムの実現やデジタル時代に即応したコンテンツの創作と流通の促進など、解決に向けた努力が続けられている課題も多い。今こそ、官民一体となって積極果敢に難題に立ち向かい、未来を切り拓くことが求められている。

## (3) 第2期の方針

知的財産戦略本部は、2006年2月、世界最先端の知財立国の実現に向け、次の7項目を「第2期」の重点項目とする「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」を決定した。

- i) 国際的な展開
- ii) 地域への展開及び中小・ベンチャー企業の支援
- iii) 大学等における知財の創造と産学連携の推進
- iv) 出願構造改革・特許審査の迅速化
- v) コンテンツの振興
- vi) 日本ブランドの振興
- vii) 知財人材の確保・育成

また、次の5つの視点に立って取組を進めているところである。

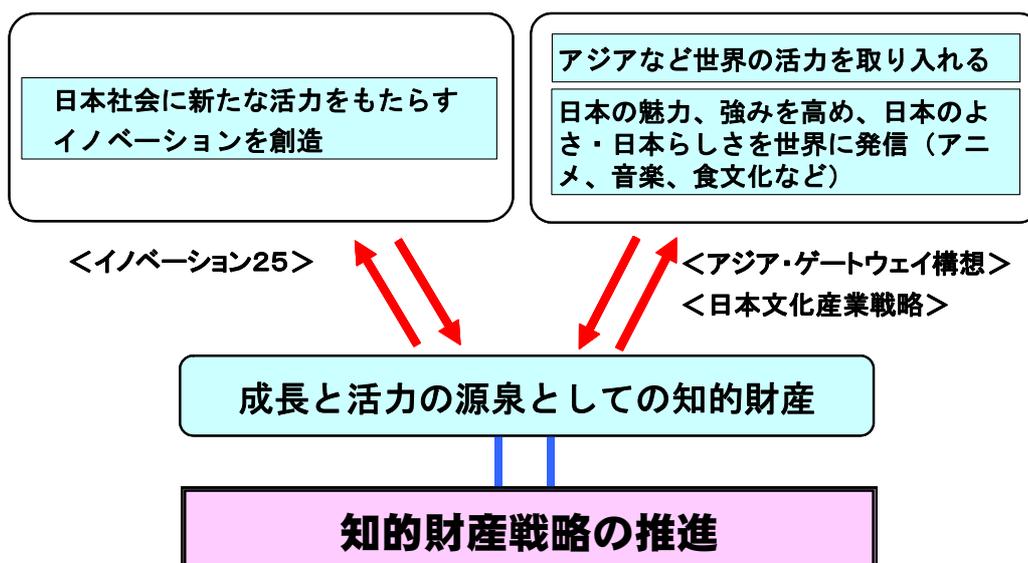
- i) イノベーションを促進する
- ii) 知的財産文化を国内志向から国際志向に変える
- iii) スピードある改革を行う
- iv) 知的財産権とそれ以外の価値とのバランスに留意する
- v) 総合的な取組を行う

### 3. 「知的財産推進計画2007」の基本的考え方

#### (1) 策定

政府は、本年5月、日本社会に新たな活力をもたらすイノベーションを創造するための戦略（「イノベーション25」）及び世界の活力を呼び込み日本の魅力を世界に発信していくための戦略（「日本文化産業戦略」）をそれぞれ取りまとめた。

「イノベーション25」及び「日本文化産業戦略」は、グローバルな大競争時代の中で、技術のみならずアニメ、音楽、食文化などを梃子に、日本の成長への貢献と日本のよさ・日本らしさの世界への発信を図るものであり、まさに知財に成長と活力の源泉としての役割が期待されている。



このため、「知的財産推進計画2007」は、「第2期」の重点項目の1つである「国際的な展開」をこれまで以上に意識し、我が国が世界に開かれた最先端の知財立国となるために、施策の一層の絞り込みと深掘りを行った。

また、これまでに改革が実現した知財に係る制度や体制を的確に運用するとともに、新たな課題に機敏に対応することにより、具体的な成果を上げることを主眼とした。

さらに、本計画の策定に当たっては、2007年2月に知的創造サイクル専門調査会（阿部博之会長）から、2007年3月にコンテンツ専門調査会（牛尾治朗会長）から、それぞれ報告を受けるとともに、国民やユーザーからパブリックコメントなどを通じ意見を聴取した。

## （2）実施

知的財産推進計画に盛り込まれた施策の実施に当たっては、担当府省が責任を持って取り組まなければならない。このため、知的財産推進計画における具体的施策ごとに担当府省が明記されている。

知的財産戦略本部は、担当府省の取組状況を恒常的に確認するとともに、施策の取組が遅れている場合には、その実施を促す。また、担当府省が複数に及ぶことなどにより施策の実施が遅れている場合には、知的財産戦略本部が総合調整を行う。知的財産推進計画における具体的施策の担当府省として、特に知的財産戦略本部は明記されていないが、以上のような意味において、知的財産戦略本部はすべての施策の実施に関与する。

知的財産戦略本部は、総合科学技術会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、観光立国推進戦略会議、イノベーション25戦略会議、アジア・ゲートウェイ戦略会議、「美しい国づくり」企画会議など他の政策会議・戦略本部とも有機的に連携していく。

知財立国は、広く国民全体が意識を共有することにより初めて実現されるものである。このため、知的財産戦略本部は、広く国民からの意見を不断に求めるとともに、地域における取組を活性化させ忌憚のない意見を聞くため、全国各地において、知財に関する説明会やシンポジウムを開催していく。



# 重点編

重点編は、知的財産推進計画2007において取り組むべき  
施策のうち、特に重要と考えられるものをまとめたものである。



## **1. 知的財産の創造**

### **(1) 戦略的な知的財産活動に取り組む大学等やTLOへの支援を行う**

大学知的財産本部による国際的な基本特許の権利取得、技術移転、共同研究契約、事業化支援、知財人材の育成等の広範な活動を促進し、国際水準に見合う産学官連携体制を整備し、知財戦略が十全に展開されるよう、2008年度以降も引き続き、知財の創出、管理、活用を戦略的、組織的に進める大学の主体的かつ多様な取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

### **(2) 大学知的財産本部・TLOの一本化や連携強化を進める**

大学知的財産本部とTLOについては、その関係の多様性に配慮し、2007年度から、既存の組織にとらわれることなく、連携強化や一体化を促進する等、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、個々の事情に応じ体制の再構築を促進する。また、知財体制が脆弱な大学等や知的クラスターの国内及び国際的な産学官連携活動や地域企業の産学官連携活動を支えるため、大学と地域の連携、国公立大学間の連携、民間企業との連携、先進的な大学等の取組の普及等の多様な取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

### **(3) イノベーション実現のための知的財産の戦略的取得・活用を促進する**

2007年度から、事業化を目指した競争的資金による研究開発等において、基本特許の国際的取得等に必要な費用をあらかじめ確保することを促すとともに、競争的資金の審査において知財戦略や国際標準化戦略を考慮することを制度の趣旨に照らして検討することなどにより、知財の戦略的取得・活用を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

### **(4) 分野別の知的財産戦略を策定する**

2007年度から、関係府省の協力を得て、科学技術基本計画で定めた重点推進分野等の知財に関し固有の配慮が必要な分野を対象に、知財の権利者や利用者等の関係者の状況を踏まえ、知財の創造、保護、活用に関する現状

や課題及びその対応策等を整理した分野別の知財戦略を策定する。

(総合科学技術会議、関係府省)

#### **(5) 国際的な特許出願を支援する**

基本特許の国際的な権利取得を効率的、効果的に進めるため、JSTが大学やTLOの海外特許出願経費を支援するに当たっては、2007年度から、JSTによる調査に加え、申請する大学等による事前調査や出願費用の一部自己負担を求め、より特許の質を重視した重点的支援を行う。その上で、2008年度にこれら権利取得のための取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

#### **(6) 特許情報等の活用による研究開発の戦略化を促す**

大学等の研究現場での特許情報の利用を促進するため、大学等での使用や機能向上が容易にできるよう工夫された特許情報検索ソフトとその活用手引きを、2007年度中に、工業所有権情報・研修館から大学等に無料で広く提供し、研究開発の戦略化を促す。また、当該検索ソフトを研究者が機能向上したものを相互に公表する場を設け、改善された検索ソフトの広範な利用を促進する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

## **2. 知的財産の保護**

### **I. 知的財産の保護を強化する**

#### **(1) 特許審査迅速化・効率化推進本部を中心とした取組を推進する**

特許審査の順番待ち期間をゼロとするという最終目標の達成に向け、まずは審査の遅れが最大になると予想される2008年においても審査順番待ち期間を29ヶ月台にとどめつつ、2013年には11ヶ月に短縮するという中期目標の確実な達成を目指す。

このため、2007年度も引き続き、経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」を中心に「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」に基づく総合的な取組を推進し、個別の施策

の確実な実施に加え、施策間の総合調整と不断の見直しにより、特許庁全体としての業務の最適化・合理化を促進する。

(経済産業省)

## (2) 情報提供制度の活用を促進する

特許出願に関する情報提供制度をより使いやすいものとし、その利用を促進することにより特許審査における外部の知見の積極的な活用を推進するため、他者の出願に関する情報も得られるよう2007年5月に機能拡充した特許審査着手見通し時期照会により情報提供の適時性を確保するとともに、2008年度までに、現在「書類」の提出に限られている特許庁への情報提供をオンラインでも可能とする。

(経済産業省)

## (3) 特許審査・審判の質を維持向上する

2007年度も引き続き、審査官間での協議や審査官と審判官との間での意見交換を促進するとともに、2007年4月に設置された品質監理室を中心に、技術分野横断的な品質管理の手法を整備し、審査官に品質の分析結果をフィードバックするなど、特許審査・審判の質の維持・向上に努める。

また、2007年度も引き続き特許法第168条等に基づく裁判所との間の情報交換をより一層促進するなど、特許庁における判断の裁判所の判断との食い違いの防止に努める。

(経済産業省)

## (4) 特定分野における特許性の判断基準を明確化する

ライフサイエンス分野における発明の特許性の判断について、知的財産高等裁判所の判決を含めた事例集を2007年度中に作成し、公表する。また、2007年度から、大学等の研究者や知財関係者を対象として、ライフサイエンス分野の特許の審査基準や事例集を用いた説明会を行い、その理解を促進する。

(総合科学技術会議、経済産業省、関係府省)

## **(5) 特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する**

- a) 2014年1月に予定されている「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく新システムの構築完了までの期間においてもユーザーのニーズに即応した産業財産権情報サービスを可能なものから先行して提供するため、2007年度中にロードマップを策定し、その確実な実行を図る。
- b) 2007年度中に、産業財産権情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館（IPDL）に全文テキスト検索機能を追加する。

また、2007年度以降、現在大学等に限って提供されている特許情報の固定URLサービスについて、要求されるシステム性能等に関する実証調査を行った後、その提供範囲を一般にも順次拡大する。

- c) 2007年度から、特許庁が保有する製品カタログ等をデータベース化した意匠公知資料につき、ユーザーの積極的な活用を可能とするため、著作権者から利用許諾の得られた意匠公知資料の公開を促進する。

(経済産業省)

## **(6) 企業の出願戦略策定に役立つ情報の提供を拡充する**

2007年度も引き続き、企業における特許出願戦略を策定するに当たって参考となる情報として、主要企業の海外出願比率や特許率等の情報を公表するとともに、2007年度中に、各企業が自社の出願件数や審査実績等のより詳細な情報を加工、抽出、経年比較できる「特許戦略ポータルサイト（仮称）」の試行を開始する。

(経済産業省)

## **(7) 農林水産省知的財産戦略に基づく取組を推進する**

農林水産業・食品産業の競争力の強化と地域の活性化を図るため、2007年3月に策定された「農林水産省知的財産戦略」に基づき、2007年度から、「農林水産省知的財産戦略本部」を中心に、植物新品種の育成者権や和牛の遺伝資源等の農林水産分野における知財の保護を強化するとともに、地域ブランドの活用も含め、知財の創造、保護、活用の好循環を生み出すための総合的な取組を推進する。

(農林水産省、関係府省)

## (8) 特許審査ハイウェイの更なる展開を図る

第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられる特許審査ハイウェイについて、2007年度から、既実施され又は実施が合意された日米、日韓、日英に加え、他諸国の参加を働きかけることにより、特許審査ハイウェイのネットワーク化を目指すとともに、その活用を促進し、サーチ・審査結果の相互利用の拡大を図る。また、我が国出願人による特許審査ハイウェイの有効活用を図るため、我が国から他国に出願される特許出願についての早期のサーチ・審査結果発信を目指すとともに、早期審査の活用を促す。他庁のサーチ・審査結果の利用に当たっては、2007年3月に策定した「外国特許庁の先行技術調査・審査結果の利用ガイドライン」に基づく運用を徹底する。

(経済産業省)

## (9) 東アジア植物品種保護フォーラムの提唱と早期実現を目指す

植物新品種保護国際同盟(UPOV)体制の下、東アジア全体の統合された植物新品種保護制度を構築することを目指し、2007年度中に、各国の植物新品種保護制度の整備と調和を進めるための技術協力、人材育成等を推進するための枠組みとして「東アジア植物品種保護フォーラム(仮称)」の設置を提唱し、早期の実現を目指す。

(農林水産省)

## II. 模倣品・海賊版対策を強化する

### (1) 模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指す

我が国が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」について、2007年度も引き続き、より一層国際的な関心を高めるとともに、関係各国との協議において、方針や見解を迅速かつ明確に示し、議論をリードし、早期の実現に向けた取組を加速する。

〔警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、  
文部科学省、農林水産省、経済産業省〕

## (2) 個人輸入等の取締りを強化する

2007年度は、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執ること等を明確化した改正通達に沿って、税関は水際における取締りを強力に推進するとともに、侵害認定について、状況により専門委員制度を活用する等、厳正化を図る。また、必要に応じ、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について更に検討を行い、新法の制定等法制度を整備する。

(警察庁、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省)

## (3) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する

i) 著作権法において、インターネットオークションへの出品など海賊版の広告行為自体を権利侵害とすることについて、2007年度中に検討し、必要に応じ法制度を整備する。

(警察庁、法務省、文部科学省、関係府省)

ii) 2007年度は、権利者が権利侵害品の出品を確認しオークション事業者に通報がなされた場合には、権利者・オークション事業者間の適切な責任分担に基づき違法出品の削除や出品者情報の開示の措置がより迅速に行われるよう、関連するガイドラインを周知し運用を促進する。また、この効果検証と並行して、権利者・オークション事業者による迅速な対応がなされるよう更なる対策の検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。

(警察庁、総務省、関係府省)

iii) 2007年度は、官民協力の下、消費者や出品者の観点を考慮に入れつつ、権利者及びオークション事業者による「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」等を通じた下記の取組を推進する。

a) 違法な出品を防止するため、オークション事業者による正確な本人確認を促進する。

b) 模倣品・海賊版をオークションサイト上から一掃するため、「知的財産権侵害品流通防止ガイドライン(仮称)」の作成・運用などを通じた自主削除の強化、各種取組の効果検証など、オークション事業者及び権利者が一体となった自主的取組を促進する。

c) 模倣品・海賊版の出品・購入を防止するため、協議会のウェブサイトを開設するとともに、出品者及び消費者への啓発活動を強化する。また、

権利者及びオークション事業者双方に対し、協議会への更なる参加を促す。

(警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

### **3. 知的財産の活用**

#### **I. 知的財産を戦略的に活用する**

##### **(1) 戦略的な知的財産経営を促進する**

企業は、競争力の源泉たる人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の「知的資産」の活用を重視した経営（知的資産経営）の取組が必要であるが、とりわけ、技術立社を目指す企業は、知財を経営の中核に位置付け、事業戦略、研究開発戦略、知財戦略に三位一体で取り組むことが重要である。

2007年度から、このような知財経営が推進されるよう、国内・海外の成功・失敗事例が掲載された知財戦略事例集「戦略的な知的財産管理に向けて」等を活用して、各企業が自社に最適な知財戦略を策定し実行することを奨励する。

(経済産業省)

##### **(2) 未利用の知的財産の活用を促進する**

企業等が保有する産業財産権の中には、明確な目的を持たずに保有されているものがあり、そのような産業財産権を有効に活用できれば、地域や中小企業の活性化にも資する。2007年度から、企業等に対し、効率的な知財管理の観点から企業等が保有している産業財産権の定期的な棚卸し・再評価を奨励するとともに、他者へのライセンスや売却など開放意思のある特許等については、企業等の独自のウェブサイトや工業所有権情報・研修館の特許流通データベース等を用いて公開することを積極的に促す。

また、2007年度から、これらの開放特許等が公開されているウェブサイト等の一覧リストを工業所有権情報・研修館の特許流通促進事業のウェブサイトに掲載することにより、開放特許等の利用を検討している者が開放特

許等の情報に容易にアクセスできるようにする。

(経済産業省)

### **(3) 知的財産信託制度を利用した知的財産の管理・運用を促進する**

2007年度から、知財信託の利用拡大を図るため、必要な措置について検討を行うとともに、グループ企業内の知財信託活用の検討に際し参考となるような資料や届出・申請手続に必要な書類等のサンプル(手続フロー図、各種書類の参考例等)を網羅的に整備し、ウェブサイト等を活用して公表する。

また、2007年度も引き続き、各種セミナーやインターネットを通じてグループ企業内信託や管理・運用型信託の事例を紹介し、知財信託制度の普及・啓発を行うとともに、利用者の参考となる信託の類型ごとのスキーム、利用のメリットや留意点等の情報提供を行う。

(金融庁、経済産業省)

## **Ⅱ. 国際標準活動を強化する**

### **(1) 国際標準総合戦略を実行する**

国際標準化活動を強化するため、2007年度も引き続き、「国際標準総合戦略」を着実に実行する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

### **(2) 産業界自身によるアクションプランの策定と実行を促す**

日本経済団体連合会や各工業会などの産業界に対し、各産業分野の特性に応じた国際標準化活動に関する「アクションプラン」を2007年度から策定・公表するとともに、その着実な実行を図ることにより、国際標準化活動を積極的に推進するよう促す。

(総務省、経済産業省、関係府省)

### **(3) 国全体の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する**

国費による研究開発の評価を行うための指針等において、研究成果の国際標準化が期待される分野については、国費による研究プロジェクトの事前、

中間及び事後評価等における評価項目として国際標準化に関する取組を明確に位置付け、2007年度も引き続き、研究開発と標準化とを一体的に推進する。また、国際標準の獲得により我が国産業の発展が望める分野に対し、戦略的に研究資金の配分を行う。

(総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

#### (4) 国際標準化活動のリーダーを育成する

2007年度から、国際標準化活動の経験者を活用する制度を整備するとともに、次世代の国際標準人材を育成するため「国際標準人材育成塾(仮称)」の創設等により、経験者の豊富かつ多様な知識及びノウハウを次世代の人材へと継承し、国際標準化活動においてリーダーシップを発揮できる人材を育成する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

#### (5) アジア等の諸外国との連携を強化する

アジア・太平洋地域における国際標準化活動の水準引き上げ、人的ネットワークの強化、国際標準案の共同提案等を柱とする「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を2007年度中に策定し、その推進に取り組むなど、国際標準化活動におけるアジア・太平洋地域との連携を強化する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

### Ⅲ. 中小・ベンチャー企業を支援する

#### (1) 中小・ベンチャー企業に対する相談機能を強化する

2006年7月に全国の商工会・商工会議所に設置された「知財駆け込み寺」について、2007年度から、事業者の相談に応ずる経営指導員向けの講習会の開催、事例集・Q&A集の作成・配付などを行い、経営指導員の知財に関する知識を向上させるとともに、事業者向けに知財専門家による個別相談会等を開催し、「知財駆け込み寺」の相談機能を強化する。

また、2007年度から、中小・ベンチャー企業が相談を持ち込みやすくなるよう、中小企業・ベンチャー総合支援センター、知的所有権センター等の支援機関に対し、必要な情報を開示しPR活動を強化するよう促す。また、

相談者の利便性にかんがみ、支援機関に対し、相談窓口での対応のみならず訪問相談も実施するなどサービスの質的向上を図るよう促す。

さらに、相談の内容やレベルに応じた適切な支援を行うことができるよう、2007年度から、地方公共団体等が中心となって支援機関による連絡会を設立するなど支援機関が相互に密接な連携を取り合い、十分に対応できない場合は適切な支援機関を紹介するよう促す。

(経済産業省、関係府省)

## **(2) 知的財産権侵害対策を強化する**

2007年度において、大企業による下請企業の知財権侵害の防止にも資するとの観点から、法令違反や望ましくない取引慣行等の事例を提示した業界別指針を作成するとともに、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の「買いたたき」に関する内容をより具体化・拡充・周知する。また、2007年度も引き続き、大企業から知財権侵害を受けた場合の対応や申告などについて相談を受ける。

(公正取引委員会、経済産業省、関係府省)

## **(3) 海外における権利取得を支援する**

「平成18年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」を踏まえ、2007年度から、海外での知財権取得に要する費用について、中小企業技術革新制度(SBIR)の交付の対象となる経費として支出するよう努める。

(経済産業省、関係府省)

# **IV. 知的財産を活用して地域を振興する**

## **(1) 「地域知的財産戦略本部」の活動を強化する**

全国9ブロックの「地域知的財産戦略本部」が中核となって、地域における人材ネットワークの構築や産学連携の推進など、知財を活用した地域振興を推進するため、2007年度において、各地域の特性に応じて策定した「地域知的財産戦略推進計画」を着実に実行し、新たに計画等に盛り込まれた具

体的な活動・成果目標を達成するよう促す。

(経済産業省、関係府省)

## **(2) 意欲的な取組を進める地方公共団体に対する支援を強化する**

2007年度において、地方公共団体の知財戦略を加速化するため、意欲的な取組を進める都道府県や政令指定都市に対し、「地域知的財産戦略本部」とも連携して国の支援事業を重点的に実施し、成功モデルづくりとその成果の普及を行う。

(経済産業省、関係府省)

## **(3) 地域資源の活用を支援する**

地域ブランドを育成・確立し、地域の自立的・持続的な成長を実現していくため、2007年通常国会において成立した「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、2007年度から、地域の中小企業や組合が地域の強みとなりうる地域資源（産地の技術、農林水産品、観光資源）を活用して、新商品・新サービスの開発・市場化を進める取組を総合的に支援する。

(経済産業省、関係府省)

# **4. コンテンツをいかした文化創造国家づくり**

## **I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する**

### **(1) デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する**

デジタル化・ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルール、国際的枠組みについて2007年度中に検討し、最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を2年以内に整備することにより、クリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

## (2) 違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する

合法的な新しいビジネスの動きを支援するため、インターネット上の違法送信からの複製や海賊版CD・DVDからの複製を私的複製の許容範囲から除外することについて、個人の著作物の利用を過度に萎縮させることのないよう留意しながら検討を進め、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

## (3) 権利者不明の場合におけるコンテンツの流通を促進する

我が国が蓄積してきた豊かなコンテンツを有効に活用するため、諸外国の動向も踏まえ、権利者の不明その他の理由により利用者が相当の努力を払っても権利者と連絡が取れない場合に、利用の円滑化を進める新たな方策について検討を進め、2007年度中に一定の結論を得る。

(総務省、文部科学省)

## (4) マルチユースを前提とした契約ルールづくりを進める

新たなコンテンツの流通を進めることにより、関係者全体が潤うコンテンツ大国を目指すため、関係者間で契約ルールに関する検討の場を作るなど、マルチユースを前提とした契約ルールづくりを促すため、以下の取組を進める。

- a) 映像コンテンツに関する関係者間で、ネット配信や国際展開などのマルチユースに係る具体的な課題について、関係者への公正な利益の配分や新たなコンテンツ創作の機会の増大にも留意した取組を2007年度中に進めるよう支援する。この中で、放送番組のマルチユースに際し、一般人など連絡先を把握できない出演者からの問合せを受ける窓口機関を作り、利用者によって運営する民間の自主的な取組を促す。
- b) 放送番組のマルチユースを促進することにより関係者全体が潤うよう、『放送番組の制作委託に係る契約見本』や『番組制作委託取引に関する自主基準』の取組を踏まえ、2007年度中に放送事業者と番組制作会社との間でのより具体的な契約モデルの作成を促進するなど、窓口管理業務に関する公正な協議・契約の締結を進め、放送番組の制作委託に係る課題を解決する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## (5) ネット検索サービス等に係る課題を解決する

情報化時代におけるネット検索サービスが、国民生活の利便性の向上のみならず、産業政策や文化政策上重要であることにかんがみ、ネット上での検索サービス等に伴うサーバーへの複製・編集等や検索結果の表示に関する著作権法上の課題を明確にし、所要の法整備の検討を行い、2007年度中に結論を得る。また、新たなコンテンツへの検索・解析技術の開発・国際標準化や適切な保護ルールの検討などを2007年度から開始する。

(文部科学省、経済産業省)

## (6) アーカイブ化を促進し、その活用を図る

公共的なデジタルアーカイブにおける著作物の収集・保存や絶版等に至った著作物で一般ユーザーが入手困難なものの提供など非営利目的や商業的利用と競合しない利用について、クリエイターへの補償措置も考慮しながら、コンテンツの保存・収集・利用を円滑に進められる方策を検討し、2007年度中に一定の結論を得る。

(文部科学省)

## (7) インターネット上でのコンテンツの新たな創作・発信を促す

インターネット上における著作物の自由な創作・発信を促すため、2007年度中に、著作物等のネットワーク上での利用条件を意思表示するシステムの構築を目指し、著作者が予め意思表示する際の利用条件の類型化や本人の意思に基づく権利放棄の取扱い等のルールの法的課題等の研究を行うとともに、民間における自由利用促進のための取組を奨励・支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## (8) コンテンツ事業者の国際競争力を強化する

コンテンツビジネスの国際化や流通経路の多様化、M&Aによるメディアのコングロマリット化などの状況を踏まえ、日本のコンテンツ事業者が国際競争力を強化し、グローバル展開を加速するための戦略を2007年度において官民連携して速やかに策定する。また、同戦略に沿って、施策の推進を図るとともに、コンテンツ事業者が自ら主体的に取り組むことを促す。

(経済産業省)

### **(9) 「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を実現する**

2007年度から、ゲーム、アニメ、マンガ、音楽、放送、映画のイベントを結集した「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を開催し、観光、ファッション、食などのコンテンツ関連分野とも連携を図りつつ日本の魅力を総合的に海外に発信する。その際、コンテンツの輸出を加速するため、ビジネス関係者やメディアを対象とした見本市や国際シンポジウムを充実させ、マーケット機能を強化する。また、東京国際映画祭の開催時期に合わせ、地域においても映画祭やシンポジウムなど映画関連の各種イベントの集中実施を支援する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

## **Ⅱ. ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略を進める**

### **(1) 日本食の世界への発信を強化する**

日本食の普及・発信に係る連携・協力の促進、情報交換・技術交流のため、2007年度から、関係公的機関、業界団体、料理人、日本からの進出企業等が現地でネットワークを構築することを促進する。また、在外公館や国際交流基金、日本貿易振興機構（JETRO）、国際観光振興機構（JNTO）等が民間とも連携して、懐石料理から家庭料理、日本茶、日本酒を含む多様な日本食とそれを支える食材について、背景にある伝統、文化も含めて発信するための取組を強化する。

(外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

### **(2) 地域ブランド化に向けた戦略的な取組を支援する**

2007年度から地域ブランド確立の成功事例を紹介するとともに、引き続き優れたブランドを顕彰するコンテストへの支援を実施し地域ブランド化に向けた取組の更なる進展を促す。また、地域資源に関する市場調査やそれを踏まえた戦略づくり、地域の中小企業等が行う開発、製品の高品質化・高付加価値化の取組に対し支援を強化する。

(農林水産省、経済産業省)

### (3) 「東京発 日本ファッション・ウィーク」を抜本的に強化する

2007年度において、我が国が比較優位を有する高付加価値の生地の見本市や一般消費者を対象としたイベントを東京コレクションとともに「東京発 日本ファッション・ウィーク」の事業として明確に位置付け、それらの機能強化を図る。また、そうした取組に必要な財政基盤を官民挙げて強化する。さらに、アジアの情報発信拠点としての日本の地位を一層高めるため、2007年度において、アジアを始めとする世界の優れた新進デザイナーの出展機会を抜本的に増やすとともに、海外のバイヤーやメディアへのPRを強化する。

(外務省、経済産業省)

### (4) 日本の魅力発信について分野横断的な取組による相乗効果を図る

2007年度から、日本のライフスタイルを支える食文化、工芸品、ファッション、さらにはマンガやアニメといった各種のコンテンツについて、連携したイベントを企画・実施する等、背景にある地域性、伝統、文化等の相互の関連性をいかした相乗的な魅力の発信を推進する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

### (5) 日本ブランドに関する調査の結果を体系的に整理し活用する

現在、在外公館、国際交流基金、JETRO、JNTO等の公的機関が、文化交流、観光立国、輸出促進などの個別の目的に応じて実施している海外における日本のイメージ等に関する調査・情報収集活動について、2007年度からその内容の充実を図るとともに、その結果を体系的に整理し、分析・評価して関係者間で共有する体制を構築する。さらに、関係省庁が相互に連携し、これら分析結果を各種施策の運営に反映する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

## 5. 人材の育成と国民意識の向上

### (1) 知的財産人材育成総合戦略を実行する

2007年度も引き続き、「知的財産人材育成総合戦略」を着実に実行し、知財専門人材の一層の増加及びその能力の高度化、広域化、知財創出・マネ

ジメント人材の知財活用能力の高度化及び国民全体の知財民度の向上を図る。あわせて、大学、企業等に対してもその実施を促す。

また、第1期（2005年度～2007年度）における知財人材育成に関する各種施策の実施状況に関する評価を2007年度中に行い、第2期（2008年度～2011年度）に向けて必要な措置を講ずる。

（法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

## （2）知的財産人材育成推進協議会を支援する

2007年度も引き続き、知的財産人材育成推進協議会を中心とした関係団体の連携の下、異なる職種の知財専門人材（例えば、企業の知財部員、弁理士及び審査官）が議論し合う研修の実施など各研修機関の長所をいかしつつ、相乗効果を発揮した活動を行うよう促すとともに、これを支援する。

また、2007年度から知的財産人材育成推進協議会が設立したウェブサイトを通じて、関係機関の研修情報の掲載など知財人材育成に関する総合的な情報の発信を行うよう促す。

（法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

## （3）知財人材育成ネットワークの構築を図る

研修機関間の国際的なネットワークの構築に向け、2007年度から、研修機関間の国際的な交流の場に積極的に参加する。特に、アジアにおいては日本における知財人材育成の取組を紹介するなど、日本が中心となって研修機関間のネットワークの構築を行う。

（経済産業省、関係府省）

# 本 編



## 第1章 知的財産の創造

知的創造サイクルは知財の創造から開始される。独創的かつ革新的な研究開発成果を生み出しイノベーションを通じて社会に還元するメカニズムを抜きにして「知財立国」は実現しない。

イノベーションを創出していくためには、まずその源泉となる基礎研究を強化するとともに、将来的に基本特許につながる重要な発明に対して国際的な権利取得を始めとする本格的な知財戦略を持つことが重要となる。

近年、大学や技術移転機関（TLO）等における知財体制整備が進展してきたが、今後、大学の知財関連活動にブレーキをかけることのないよう、大学の主体的かつ多様な取組を引き続き支援していく必要がある。一方、各大学においてそれぞれに最適な技術移転体制や産学官連携体制を構築することが求められており、併せて産学官連携の現場で生じている様々な課題に迅速に対処していくことが必要である。

### 1. 大学等やTLOの知的財産関連活動を強化する

#### (1) 大学等やTLOの体制整備を促進する

##### ①戦略的な知的財産活動に取り組む大学等やTLOへの支援を行う

- i) 大学知的財産本部による国際的な基本特許の権利取得、技術移転、共同研究契約、事業化支援、知財人材の育成等の広範な活動を促進し、国際水準に見合う産学官連携体制を整備し、知財戦略が十全に展開されるよう、2008年度以降も引き続き、知財の創出、管理、活用を戦略的、組織的に進める大学の主体的かつ多様な取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

- ii) 2007年度も引き続き、スーパーTLOを核として、研究人材等を技術移転スペシャリスト等として育成し、技術移転に関わる実務実施者の能力向上の取組を支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

## ②大学知的財産本部・TLOの一本化や連携強化を進める

i) 大学知的財産本部とTLOについては、その関係の多様性に配慮し、2007年度から、既存の組織にとらわれることなく、連携強化や一体化を促進する等、産学官連携機能や技術移転機能が最適に発揮できるよう、個々の事情に応じ体制の再構築を促進する。また、知財体制が脆弱な大学等や知的クラスターの国内及び国際的な産学官連携活動や地域企業の産学官連携活動を支えるため、大学と地域の連携、国公立大学間の連携、民間企業との連携、先進的な大学等の取組の普及等の多様な取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

ii) 2007年度中に、上記i)に示す大学等やTLOの自主的な取組を促進するため、参考となる事例に関する情報を収集し広く周知する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

## ③地域の専門家の活用により地域の大学等を支援する

地域の大学等の知財活動や地域企業との産学官連携を促進するため、先進的な大学の取組を全国の大学に普及するとともに、地域の知の拠点再生を担当するコーディネーターや知的財産アドバイザーなど地域に配属された専門家に関する情報提供を2007年度から進め、これらが連携して地域の大学等の活動を行うことを支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

## (2) イノベーション実現のための知的財産の戦略的取得・活用を促進する

i) 2007年度から、事業化を目指した競争的資金による研究開発等において、基本特許の国際的取得等に必要な費用をあらかじめ確保することを促すとともに、競争的資金の審査において知財戦略や国際標準化戦略を考慮することを制度の趣旨に照らして検討することなどにより、知財の戦略的取得・活用を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

ii) 2007年度も引き続き、各大学等が、学内において競争的資金、共同研究による間接経費等を配分するに当たっては、各大学等の主体的な判断により、知財関連活動にも適切な資源配分を行うことを奨励する。

(文部科学省)

### **(3) 知的財産に係る紛争処理の体制整備を支援する**

科学技術振興機構（JST）に設置した紛争解決相談窓口が、知財権の紛争が生じた大学等に対し行う支援の内容（事態を明確化するために必要な調査や弁護士や弁理士等の専門家への相談支援等）を、2007年度中に大学等に広く周知する。

（総合科学技術会議、文部科学省）

### **(4) 大学等の評価において知的財産活動に配慮する**

2007年度も引き続き、国立大学法人及び研究開発独立行政法人に対する事後評価に当たっては、各機関の特性に留意しつつ、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ各機関の知財や産学官連携に係る取組状況に配慮して行い、その結果を公表する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

## **2. 大学等の知的財産活動の現場の課題を解決する**

### **(1) 大学等の知的財産活動に係る情報交換を促進する**

2007年度中に、大学技術移転協議会等の協力を得て、大学等の知財活動において懸案となっている事例（共同出願契約、有体物の提供契約等）とその解決の方策を検討し情報交換する場を提供するとともに、国として取り組む事項がある場合は必要な措置を講ずる。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省）

### **(2) 大学等における知的財産関連活動を促進する**

#### **① 共同研究における学生等の位置付けを明確化する**

i) 大学等に対する特許料等の減免措置に関し、発明者にポストドクター、院生・学生、他大学等の研究者が含まれる場合などについて減免を可能とする「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が2007年の通常国会において成立したことを踏まえ、当該改正内容について関連機関に周知する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省）

ii) 共同研究等にポストドクターや院生・学生が参加した場合の知財権の帰

属や守秘義務等について、大学等がルールを整備する上で参考となる事例や留意点等を整理した基本的考え方を2007年度中に取りまとめ、周知する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

## ②共同研究・受託研究のルールを明確化する

大学等が自らの戦略的な知財の活用及び共同研究・受託研究の促進を図るために、2007年度も引き続き、大学等に対し、民間企業との共同研究・受託研究を実施する場合の営業秘密等の秘密情報の取扱い、知財権の帰属等についての取扱いルールを明確化するとともに、契約書のひな形、運用マニュアル等を自ら整備し、外部に対して積極的に公表することを促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

## ③利益相反に関するマネジメントを強化する

2007年度も引き続き、大学において利益相反マネジメントポリシーや規程を整備するとともに、これらを臨床研究や大学発ベンチャーを含む各種利益相反事例に対して適切に運用するよう促す。また、大学の規程の整備状況及びマネジメントの運用状況について調査を行い公表する。

(文部科学省)

## (3) 大学発ベンチャーを支援する

2007年度も引き続き、産学のマッチングによる実用化研究や実証試験等に対する支援等、成長力のある大学発ベンチャーの育成に資する事業を推進するとともに、大学発ベンチャー支援者のネットワークの強化を図る。また、2007年度中に、大学発ベンチャーの技術面や人材面、販路面、資金面の現状や課題を把握し、必要に応じ支援策を講ずる。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

## (4) 大学における株式等の取得・売却の円滑化を図る

2007年度から、大学等における株式等の取得から売却までの一連の行為を円滑に行うためのガイドラインを周知するとともに、2007年度中に大学等による大学ベンチャー等のストックオプションの取得や権利行使に係

る規制について検証し、必要に応じ所要の措置を講ずる。

(文部科学省)

#### **(5) 研究ノートの導入を奨励する**

発明者・発明日の明確化や研究活動における不正防止のため、2007年度も引き続き、研究ノートの積極的導入を奨励するとともに、2006年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、2007年度から、研究ノートの記載・管理方法についての規程の明文化、研修等の取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

### **3. 大学、研究機関において知的財産を活用し、創造を促進する**

#### **(1) 分野別の知的財産戦略を策定する**

2007年度から、関係府省の協力を得て、科学技術基本計画で定めた重点推進分野等の知財に関し固有の配慮が必要な分野を対象に、知財の権利者や利用者等の関係者の状況を踏まえ、知財の創造、保護、活用に関する現状や課題及びその対応策等を整理した分野別の知財戦略を策定する。

(総合科学技術会議、関係府省)

#### **(2) 基礎研究の成果を産学官連携を通じてイノベーションにつなげる**

i) 大学等の基礎研究で生み出される優れた知財をイノベーションに効果的につなげていくため、2007年度において、産学官が戦略的・組織的な連携により研究課題の設定段階から対話を行い、長期的な視点に立って基礎から応用までを見通した共同研究等を推進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

ii) 2007年度から、各種研究開発事業等により生み出された大学等の優れた研究成果について、切れ目なく研究開発を発展させ実用化につなぐ仕組みの構築を推進するため、知財等に関する専門能力を活用した応用・発展性に係る評価分析の支援等を行う。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

iii) 事業ニーズの視点を科学まで遡らせて、異分野融合を図る研究を進めることにより、知財を活用した優れた技術シーズの実用化・事業化が効果的

に実現されるよう、2007年度から、大学と企業の双方向から見て波及効果が大きい研究開発や異分野の融合を図る研究開発を選定し、産学協同の研究開発を支援する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

### **(3) 研究人材の交流・育成を通じて産学官連携を推進する**

イノベーションにつながる産学官連携を推進するため、2007年度も引き続き、産学官の交流の機会を拡大するとともに、インターンシップの普及促進を始め産学官の研究人材の流動性を高めるための取組を促進する。

(文部科学省、経済産業省、関係府省)

### **(4) 国際的な活動を推進する**

#### **①国際的な特許出願を支援する**

基本特許の国際的な権利取得を効率的、効果的に進めるため、JSTが大学やTLOの海外特許出願経費を支援するに当たっては、2007年度から、JSTによる調査に加え、申請する大学等による事前調査や出願費用の一部自己負担を求め、より特許の質を重視した重点的支援を行う。その上で、2008年度にこれら権利取得のための取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

#### **②国際的な共同研究の課題を解決する**

i) 大学と海外企業との間での国際的な共同研究契約等において生じる紛争を防止するため、契約の際の留意事項に関する調査結果に基づき、大学が国際的な共同研究契約を結ぶ際に活用できるよう、2007年度中に、研修等を通じて普及を図る。

(総合科学技術会議、文部科学省)

ii) インターネットを介した国際間での研究活動において、発明者や発明地の特定など、権利の取扱い等に関し問題となる事例について、2007年度中に調査を行い、必要に応じ措置を講ずる。

(総合科学技術会議、経済産業省)

### ③知的財産活動に係る海外大学等とのネットワークづくりを促す

国際的な産学官の知財活動が円滑に行われるよう、2007年度から、海外大学等の知財や産学官連携に関する情報交換を行うネットワークづくりを促すとともに、そこで得られた情報の利用・普及を図る。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

### ④大学等における輸出管理を強化する

i) 2007年度も引き続き、大学等に対し、国際的共同研究等を行う際に留意すべき各種規制(外国為替及び外国貿易法等)について周知するとともに、輸出管理に関しては、大学等の研究者向けのパンフレットの作成・配布や説明会の開催、相談窓口での対応等により、研究者等の意識向上を図る。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

ii) 2007年度から、大学等における輸出管理体制の整備や管理の促進のために必要な課題や方策について調査研究を行うとともに、大学関係者の協力を得つつ、大学等を対象とした輸出管理に関するガイドラインを作成し、周知する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

## (5) 特許情報等を活用する

### ①「特許・論文情報統合検索システム」を整備する

2007年3月から運用を開始した特許・論文情報統合検索システムについて、2007年度から、その運用状況や研究者のニーズ等を把握し、利便性の向上等のための開発を行う等、必要な措置を講ずる。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

### ②特許情報等の活用による研究開発の戦略化を促す

i) 大学等の研究現場での特許情報の利用を促進するため、大学等での使用や機能向上が容易にできるよう工夫された特許情報検索ソフトとその活用手引きを、2007年度中に、工業所有権情報・研修館から大学等に無料で広く提供し、研究開発の戦略化を促す。また、当該検索ソフトを研究者が機能向上したものを相互に公表する場を設け、改善された検索ソフトの

広範な利用を促進する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

- ii) 科学技術基本計画で定めた重点推進4分野及び推進4分野を中心にテーマを定め作成される特許出願技術動向調査について、2007年度中に、これまでの調査の利用の状況や課題等を把握し、大学等における利用を促進するために必要な方策を講ずる。

(総合科学技術会議、経済産業省)

- iii) 研究テーマの選定等、研究で使用するための使いやすいパテントマップ作成のためのソフトを2007年度中に開発し大学等に提供する。また、パテントマップを使えるように開発したeラーニングソフトを普及する。

(総合科学技術会議、経済産業省、関係府省)

## (6) 研究における特許使用を円滑化する

### ①ライフサイエンス分野の研究ツール特許に係る指針を普及させる

2007年3月に総合科学技術会議で決定された「ライフサイエンス分野における研究ツール特許の使用の円滑化に関する指針」において、指針の普及等のために関係府省が取り組むとされた事項(本指針の周知等、研究開発の公募における対応、対価に関する実務の支援、大学等における体制等の整備、フォローアップ)について、2007年度から、本指針や経済協力開発機構(OECD)ガイドラインの考え方の国際的な普及を含め、各事項の内容に応じて速やかに必要な措置を講ずる。

(総合科学技術会議、文部科学省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、関係府省)

### ②研究ツール特許等に係る統合データベースを構築する

ライフサイエンス分野の研究ツール特許の使用を促進するため、2008年度から、大学等や民間企業が所有し供与可能な研究ツール特許や特許に係る有体物等について、その使用促進につながる情報(研究ツールの種類、特許番号、使用条件、ライセンス期間、ライセンス対価、支払条件、交渉のための連絡先等を含む。)を公開し、一括して検索を可能とする統合データベースを構築する。

(総合科学技術会議、文部科学省、厚生労働省、  
農林水産省、経済産業省、関係府省)

### ③研究で用いられる特許権の特許法上の取扱いを明確化する

2006年5月に策定した「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」の効果等を注視しつつ、2007年度以降、大学等や民間企業の試験・研究で用いられる特許権の特許法上の取扱いについて、国際的な議論の動向や各国の対応等を踏まえて検討し、必要に応じて法改正を含めた措置を講ずる。

(総合科学技術会議、経済産業省)

### (7) 日本版バイ・ドール制度の活用を促進する

i) 国の委託研究により得られた特許権等に関する日本版バイ・ドール規定の適用や活用状況を2007年度から調査し、これら特許権等の活用を促進する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

ii) 2007年通常国会において「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、日本版バイ・ドール制度の適用対象がソフトウェア開発事業にも拡大されたことを踏まえ、2007年中に当該改正について広く周知するとともに、同規定の運用のガイドラインを定めこれを適用する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

### (8) 公的研究機関における知的財産の評価指標を開発・公表する

2007年度中に、研究開発の成果である知財が社会・市場においてどのように貢献しているかを計測するための手法や指標について調査研究を行い、公的研究機関における知財の適正な評価の普及を促す。また、2007年度から、大学等の特許の実施許諾率、特許査定率、事業化数等知財活動の成果を評価する指標についてデータの収集・公開を進める。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

### (9) 研究開発独立行政法人等において知的財産活動を展開する

i) 2007年度から、協力可能な国の公的研究機関や民間企業等に広く呼

びかけ、これらが所有する知財を事業化に必要な群として構成し、民間企業のニーズや戦略とのマッチングが図られるよう、産学官の交流の場を設ける。

(総合科学技術会議、農林水産省、経済産業省、関係府省)

- ii) 2007年から、研究開発独立行政法人の知財収入に基づく利益については、これを経営努力とみなし全額を目的積立金として使用できるようにするとともに、目的積立金の中期目標期間を越えた繰越しについては、現行ルールに基づき運用する中で予見可能性の向上を図る。

(総合科学技術会議、総務省、財務省、関係府省)

## **4. 先端技術に係る知的財産問題に取り組む**

### **(1) ライフサイエンス分野における大学等の知的財産管理を促進する**

#### **① ライフサイエンス分野の知的財産管理のモデル大学等を支援する**

ライフサイエンス分野における知財の戦略的な権利取得や活用を推進するため、2008年度以降、この分野に特有な問題に対応した知財の管理・活用のモデルとなる大学等による先端技術や知財の取扱いに精通する専門人材の育成・確保や体制の整備のための取組を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

#### **② 有体物の円滑な管理を促進する**

- i) 研究開発成果としての有体物の大学等における管理体制やルール整備等の状況について、2007年度中に調査研究を行い、大学等が有体物を円滑に管理するための参考となる事例等について公表する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

- ii) 大学等が所有する有体物を海外や国内に提供し、又は受け入れる場合の契約や手続きに関し、円滑な提供・受入れに資するための留意事項や参考事例について、2007年度中に調査研究を行い、大学等に周知する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

### **(2) 農林水産分野において知的財産を活用した研究開発を推進する**

2007年3月に策定された農林水産省知的財産戦略に基づき、2007

年度から、戦略的な遺伝子特許の取得による和牛の効果的な育種改良やゲノム科学の新品種育成への応用等により、知財を活用した研究開発を推進する。

(総合科学技術会議、農林水産省)

### **(3) ソフトウェア分野における大学等の知的財産管理を促進する**

i) 2007年度中に、産学が連携して大学発のソフトウェアの技術移転や実用化を図る仕組み、ソフトウェアに係る人材育成の課題等を検討し、大学発のソフトウェアの産業界での活用を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

ii) 大学等において開発されたソフトウェアやデータベース等の適切な権利保護や流通を行うため、管理の現状や課題、規則等の整備状況や運用実態について、2007年度中に調査を行い、その結果に基づき、これらの取扱いに関する学内ルールの新設や円滑な管理を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

iii) 特許だけでなく、ソフトウェア等を含め知財全般についての大学研究者等の認識向上を図るため、これら知財の管理や活用についての先進的な事例や研究者等が留意すべき事項を2007年度中に収集し広く提供する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

## **5. 企業における質の高い知的財産の創造を推進する**

### **(1) 企業による産学官連携活動を促進する**

2007年度も引き続き、産業界に対し、企業の経営戦略に大学等との連携を積極的に位置付けるとともに、産学官連携の取組や実績等について積極的に公表することを促す。また、大学等と企業との交渉を円滑かつ効率的に行うため、産業界に対し、各企業の産学官連携の窓口を明確化するよう促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

### **(2) 技術戦略マップを活用した戦略的研究開発を推進する**

2007年度も引き続き、「技術戦略マップ」を活用し、企業・大学等を問わず効果的な研究開発の推進を図るとともに、特許動向等の技術動向や市場動向等を踏まえて技術戦略マップの改定を行う。

(経済産業省)

## 第2章 知的財産の保護

### I. 知的財産の保護を強化する

知財の適切な保護は、知財の創造のインセンティブを確保し、その効果的な活用を保証するための基本である。知財の適切な保護を図るため、これまでも様々な制度や体制の整備がなされてきたが、今後もその一層の充実に向けて不断の見直しが必要である。

特に、技術革新が加速化する中、権利取得手続の迅速化は喫緊の課題となっている。また、グローバル化する企業活動を支える基盤整備の観点から、制度の国際的調和は不可欠であり、引き続き我が国が強いリーダーシップを発揮して推進していくことが求められている。知財への関心の高まりとともに、知財を巡る紛争も増えていることから、安定した権利付与と紛争処理手段の充実に向けた取組も重要である。その他、制度利用者の利便性の向上や産業財産権情報の利用環境整備、諸外国との協力関係の維持・構築なども含め、幅広い観点から、知財が十分に保護される基盤の構築に向けた取組を強化していく必要がある。

#### 1. 知的財産の権利付与手続を迅速化する

##### (1) 世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現する

###### ①特許審査迅速化・効率化推進本部を中心とした取組を推進する

a) 特許審査の順番待ち期間をゼロとするという最終目標の達成に向け、まずは審査の遅れが最大になると予想される2008年においても審査順番待ち期間を29ヶ月台にとどめつつ、2013年には11ヶ月に短縮するという中期目標の確実な達成を目指す。

このため、2007年度も引き続き、経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」を中心に「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」に基づく総合的な取組を推進し、個別の施策の確実な実施に加え、施策間の総合調整と不断の見直しにより、特許庁全体としての業務の最適化・合理化を促進する。

- b) 経済産業省においては、上記中期目標を達成するための毎年度の実施計画を当該年度の知的財産推進計画の作成の時期に合わせて策定し、前年度の目標及び実施計画の達成状況とともに知的財産戦略本部に報告し、公表する。
- c) 知的財産戦略本部においては、上記報告について総合的かつ多面的な検証を行い、必要に応じ、政府内外の関係者に対する情報の提供や協力の要請その他必要な措置を講ずる。

(経済産業省)

## ②特許庁の人的体制を充実する

- a) 2007年度も引き続き、必要な審査官及び中期目標の達成に必要な任期付審査官を十分に確保する。特に、任期付審査官の仕事のPRに積極的に努め、質の高い人材を十分に確保する。
- b) 審査官・審判官の審査・審理能力と効率を向上させるため、2007年度も引き続き、審査・審判実務の経験者を含む外部人材の活用を積極的に行うなど審査官・審判官の研修体制を強化するとともに、研修カリキュラム等の合理化・弾力化を通じて審査官の育成を効率化、加速化する。
- c) 2007年度も引き続き、ポストドクター、研究者OB、審査官OB等の技術的専門性を備えた人材の専門補助職員としての採用を強化し、技術説明や先行技術文献調査、特許情報検索のデータベース整備等で、審査官の補助として活用する。

(経済産業省)

## ③先行技術調査の民間外注の拡大と効率化を図る

2007年度も引き続き、登録調査機関への新規参入を促進するとともに、各登録調査機関において地方の技術的専門性を備えた人材確保を容易にするための検討を推奨するなど、登録調査機関における質の高い人材の確保と処理能力の向上を促し、登録調査機関への先行技術調査の外注を拡大する。

(経済産業省)

#### ④情報提供制度の活用を促進する

特許出願に関する情報提供制度をより使いやすいものとし、その利用を促進することにより特許審査における外部の知見の積極的な活用を推進するため、他者の出願に関する情報も得られるよう2007年5月に機能拡充した特許審査着手見通し時期照会により情報提供の適時性を確保するとともに、2008年度までに、現在「書類」の提出に限られている特許庁への情報提供をオンラインでも可能とする。

(経済産業省)

#### ⑤拒絶査定不服審判における審理の迅速化と充実を図る

審査の上級審としての厳正かつ的確な審理を担保しつつ、今後増加が予想される拒絶査定不服審判における審理の迅速化を促進するため、2007年度から、知財関係の訴訟経験を有する裁判官OB等で構成する「審判参与会(仮称)」の創設など法曹の知見の活用や審判実務の経験者を含む外部能力の活用、前置報告書による審尋の実施など、審理の迅速化、充実化のための諸施策を強化する。また、審判請求人に対しては、近年の請求不成立率の上昇にかんがみ、審判請求の是非の精査等、審理の迅速化、充実化への協力を求める。

(経済産業省)

#### ⑥出願取下・放棄制度の利用を促す

2007年度も引き続き、企業に対し、審査請求を行ったがその後権利化の必要性が低下したものについて出願取下・放棄制度(審査請求料の一部返還制度)の利用を促すべく出願内容の見直しを奨励する。

(経済産業省)

### (2) 品種登録の審査期間を短縮する

- a) 種苗法に基づく品種登録出願を促進するとともに、その平均審査期間を2008年度までに2.5年に短縮するため、2007年度も引き続き、審査の迅速化に向けた取組の着実な実行を図る。
- b) 2007年度も引き続き、植物品種に関する高度かつ先端的な知識の習得と国際的な審査協力の推進等のため、審査官の研修等を強化すると

ともに、2007年度において、必要な審査官の確保や審査官補制度の新設などの人的体制の充実策について検討し、必要な措置を講ずる。

- c) 2007年度も引き続き、種苗管理センターにおける栽培試験体制の強化、審査登録業務の迅速化のための総合的電子システムの構築等を計画的に進める。

(農林水産省)

## **2. 知的財産権の安定性を高める**

### **(1) 特許の判断基準の明確化と質の維持・向上を図る**

#### **①特許審査・審判の質を維持向上する**

2007年度も引き続き、審査官間での協議や審査官と審判官との間での意見交換を促進するとともに、2007年4月に設置された品質監理室を中心に、技術分野横断的な品質管理の手法を整備し、審査官に品質の分析結果をフィードバックするなど、特許審査・審判の質の維持・向上に努める。

また、2007年度も引き続き特許法第168条等に基づく裁判所との間の情報交換をより一層促進するなど、特許庁における判断の裁判所の判断との食い違いの防止に努める。

(経済産業省)

#### **②特定分野における特許性の判断基準を明確化する**

- i) ライフサイエンス分野における発明の特許性の判断について、知的財産高等裁判所の判決を含めた事例集を2007年度中に作成し、公表する。  
また、2007年度から、大学等の研究者や知財関係者を対象として、ライフサイエンス分野の特許の審査基準や事例集を用いた説明会を行い、その理解を促進する。

(総合科学技術会議、経済産業省、関係府省)

- ii) いわゆる機能性食品等に関連する用途発明について、研究開発の動向や2006年6月の審査基準改訂後の特許出願・審査の状況、国際的な保護の状況を踏まえ、これらの発明の特許保護の在り方についてその権利範囲も含めて2007年度中に関係業界と議論を行い、その結果に応じて必要

な方策を講ずる。

(総合科学技術会議、経済産業省)

## (2) 商標登録の判断基準を明確にする

地域団体商標制度及び小売等役務商標制度について、2007年度も引き続き、これらの新制度及び関連する審査基準の周知を図るとともに、地域団体商標制度について主要な拒絶理由を類型化した出願前チェックフローチャートを配布し利用を促進するなど、出願人の観点に立った普及・啓発活動を行う。また、商標審査における商品又は役務の類否判断に用いられている現行の「類似商品・役務審査基準」について、2007年度も引き続き、現在の取引の実情を反映するための見直しについて検討し、基準の改正等必要な措置を講ずる。

(経済産業省)

## 3. 利用者の利便性を高める

### (1) 特許電子図書館等を通じた産業財産権情報の利用環境を整備する

- a) 2014年1月に予定されている「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく新システムの構築完了までの期間においてもユーザーのニーズに即応した産業財産権情報サービスを可能なものから先行して提供するため、2007年度中にロードマップを策定し、その確実な実行を図る。
- b) 2007年度中に、産業財産権情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館（IPDL）に全文テキスト検索機能を追加する。

また、2007年度以降、現在大学等に限って提供されている特許情報の固定URLサービスについて、要求されるシステム性能等に関する実証調査を行った後、その提供範囲を一般にも順次拡大する。

- c) 2007年度から、特許庁が保有する製品カタログ等をデータベース化した意匠公知資料につき、ユーザーの積極的な活用を可能とするため、著作権者から利用許諾の得られた意匠公知資料の公開を促進する。

(経済産業省)

## (2) 利用手続の柔軟性・利便性を高める

i) 産業財産権に関する出願料等の手数料の納付について、銀行口座からの自動引落としによる決済を2008年度中に実現する。また、2007年度も引き続き、クレジットカードを活用した決済について、他の公金に関するクレジットカード決済の導入状況等を踏まえて検討し、早期に所要の措置を講ずる。

(経済産業省)

ii) 産業財産権に関する特許料・登録料等の納付時期の途過による権利失効を防止するため、2008年度中に、権利者の申出により、個別に納付書を提出することなく、引落としの事前通知をした上で、予納口座等からの特許料・登録料等の引落としを可能とする制度を導入する。

(経済産業省)

## 4. 特許の出願・審査請求構造改革を推進する

### (1) 海外出願を促進する

日本の出願人の海外出願比率は約22%であり、米国(約44%)、欧州(約60%(EPC加盟国外への出願比率は約48%))に比べ極めて低い。また、中国、韓国を始めとするアジア諸国が市場としてのみならず、我が国産業の競争相手としても着実に力を付けてきている。2007年度も引き続き、我が国における国内出願偏重の出願構造を改め、アジアも含めた世界的な競争に勝ち残るための戦略的な海外出願を促進する。

(経済産業省)

### (2) 明細書の文章の平易化・明瞭化を促進する

a) 外国への出願に当たり必要となる特許出願明細書の翻訳作業の際に、誤訳の発生が問題となっていることにかんがみ、2007年度も引き続き、一文を短くする、主語述語の対応関係をはっきりさせる、曖昧・難解な用語を避ける等、説明会、解説書等を通じて、誤訳を避けるための明細書の用語や文章の平易化・明瞭化を徹底する。

b) 2007年度も引き続き、明細書等の出願書類を作成するに当たり技術的に簡単・明瞭な文言を用いて明確かつ簡潔に記載するよう、日本弁

理士会に対し協力を要請する。

(経済産業省)

### (3) 出願人による先行技術調査の質の向上を促す

i) 2007年度も引き続き、企業に対し、特許出願前及び審査請求前に、十分な先行技術調査を行うことにより、権利取得に至らない特許出願を削減し、質の高い特許を重点的に取得することを促す。このため、特許情報の利用環境の整備を徹底するとともに、安定した品質の先行技術文献調査がなされるよう、民間事業者による先行技術調査事業や特定登録調査機関への参入を促す。

(経済産業省)

ii) 2007年度も引き続き、先行技術文献情報開示制度の運用を徹底するとともに、自社の先行技術による拒絶など、事前の発明の評価が不十分と思われるケースについてデータの収集・分析を行い、出願人にフィードバックすることにより、質の高い特許出願を促す。

(経済産業省)

### (4) 企業の出願戦略策定に役立つ情報の提供を拡充する

2007年度も引き続き、企業における特許出願戦略を策定するに当たって参考となる情報として、主要企業の海外出願比率や特許率等の情報を公表するとともに、2007年度中に、各企業が自社の出願件数や審査実績等により詳細な情報を加工、抽出、経年比較できる「特許戦略ポータルサイト(仮称)」の試行を開始する。

(経済産業省)

## 5. 知的財産権制度を強化する

### (1) 医療分野における特許保護の運用状況等を注視する

2007年度も引き続き、「医療機器の作動方法」及び「医薬の製造・販売のために医薬の新しい効能・効果を発現させる方法」の技術について、2005年4月に改訂された特許審査基準の運用状況等を注視する。

また、2007年度以降、先端医療分野における技術動向やその特許保護

に関する国際的な議論の動向について、継続的な情報の収集、分析に努める。

(総合科学技術会議、経済産業省、関係府省)

## (2) 微生物等の寄託制度の運用を円滑化する

- a) 微生物等（動植物の細胞を含む。）に関する発明のうち、特許出願の明細書の記載のみではその微生物等を製造できない場合に微生物等を寄託する制度について、特許取得のための寄託の要否を明確化するための事例集を2007年度中に作成し、公表する。
- b) 特許出願人が寄託した微生物等を寄託機関が他者に分譲する場合に、分譲を受けた者が当該微生物等を使用するに当たり留意すべき使用条件等を2007年度中に、特許出願人や分譲を受ける者等に周知する。
- c) 微生物等の寄託制度の合理的な運用を図るため、2007年度から、海外の寄託制度の運用状況、国際寄託機関として担保すべき要件等について、制度利用者を含めて調査研究を行い、その結果に応じ可能な制度整備を行う。

(経済産業省)

## (3) 営業秘密等の保護を強化する

### ①戦略的なノウハウ管理のための環境を整備する

- i) 先使用権制度が有効に活用されることにより、企業が本来秘匿すべきノウハウまで防衛的に特許出願する必要がなくなるよう、2007年度も引き続き、先使用権制度ガイドライン（事例集）「先使用権制度の円滑な活用に向けて」を活用して先使用権制度の周知を図り、事業戦略に応じて国内外に特許出願し権利保護を図るかノウハウとして秘匿するかを選択するなど、戦略的なノウハウ管理を促す。

(経済産業省)

- ii) 先使用権の立証の手段として、事実実験公正証書の作成等の公証制度が有効に活用されるよう、2007年度も引き続き、技術を理解でき、知財制度にも精通した公証人を増加させるため、計画的な研修の実施等の必要な措置を講ずる。

(法務省)

## ②ノウハウ等の意図せざる流出を防止する

2007年度も引き続き、不正競争防止法や営業秘密管理指針等の周知・普及を通じて、企業に適切な営業秘密管理を促す。

また、2007年度から、これまでに行っている調査結果等を踏まえつつ、企業における営業秘密管理の在り方について検討し、現行の取組に不十分な点がある場合には、営業秘密管理指針の見直しや必要な法制度の整備を行う。

(経済産業省)

## (4) タイプフェイスの保護を強化する

デジタル化の進展に伴い、各種メディアにおけるタイプフェイス（書体デザイン）の重要性が高まっているが、現在の著作権法の解釈では、プログラム等に具体化されないタイプフェイス自体の著作物性は認められていない。

2007年度も引き続き、タイプフェイスに関する保護の在り方について検討し、必要に応じ適切な措置を講ずる。

(経済産業省)

## (5) 農林水産分野における知的財産の保護を強化する

### ①農林水産省知的財産戦略に基づく取組を推進する

農林水産業・食品産業の競争力の強化と地域の活性化を図るため、2007年3月に策定された「農林水産省知的財産戦略」に基づき、2007年度から、「農林水産省知的財産戦略本部」を中心に、植物新品種の育成者権や和牛の遺伝資源等の農林水産分野における知財の保護を強化するとともに、地域ブランドの活用も含め、知財の創造、保護、活用の好循環を生み出すための総合的な取組を推進する。

(農林水産省、関係府省)

### ②植物新品種の保護を強化する

- i) 2007年8月に、農業者が自家増殖を行うに当たって育成者権者の許諾を必要とする省令指定対象植物を追加し、円滑な制度運営を図る。また、原則として農業者の自家増殖について育成者権が及ぶよう制度改正することについて、2007年度から、自家増殖に関する現状把握、関係者の意見聴取を行うとともに、生産現場において混乱が生じることのないよう、

許諾契約の普及・定着等の環境整備を進める。

(農林水産省)

- ii) 収穫物及び当該収穫物を原料とした加工品について侵害品の判定を容易にするためのDNA品種識別技術の開発に関し、2007年度も引き続き、対象品目数を増加するとともに、妥当性が確認されたDNA品種識別技術についてガイドラインとしてまとめることにより普及を促進する。

また、2007年度から、すべての登録品種についてDNAの抽出が可能なサンプルを保管し、侵害発生時に迅速・的確なDNA鑑定が提供できる体制の整備を進める。

(農林水産省)

- iii) 農業者等が種苗の増殖や譲渡に当たって意図せずに権利侵害してしまうことを防ぐため、2007年12月から努力義務化される登録品種である旨の表示について、その周知徹底を図る。

(農林水産省)

- iv) 海外において我が国育成の品種が無断で栽培され、さらには、その収穫物が日本へ輸出される事例も生じている一方、海外での権利取得やその活用が進んでいないことを踏まえ、2007年度も引き続き、諸外国における品種保護制度に関する説明会の開催、情報提供の充実などを通じ、海外における育成者権の積極的な取得・活用を促進するとともに、外国への出願をマニュアル化するためのモデル事業を実施する。

(農林水産省)

## **6. 紛争処理機能を強化する**

### **(1) 知的財産高等裁判所に期待する**

- a) 2005年4月に設置された知的財産高等裁判所においては、知財分野における専門的処理体制を一層充実させるべく、知財や技術に精通した調査官や専門委員をより効果的に活用するとともに、特許権等に関する事件のうち、社会的な注目を集める事件や高度な専門技術的事項が問題となる事件に関しては、大合議制度を積極的に利用することが期待される。裁判官については、ビジネスの実情に関する知見や国際感覚に一層磨きをかけるため、民間における研修や国際交流を活発に行うことが

望まれる。また、知的財産高等裁判所に関する情報を判例の翻訳等により国際的に発信することが望まれる。

- b) 2004年4月から開始された専門委員制度は、知財分野において技術的専門性の高い事件に対応するための活用が徐々に進んできているが、2007年度も引き続き、制度利用者の信頼の確保を図りつつ、同制度がより効果的に活用されることが望まれる。

## (2) 裁判外紛争処理を充実する

急速な技術革新にも的確に対応できる専門的な紛争処理手続の提供及び地域における簡便かつ効果的な紛争処理手続の提供等の観点から、2007年度も引き続き、知財分野における裁判外紛争処理（ADR）機能の強化と活用を促進する。このため、「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」の活用や、日本司法支援センター（法テラス）との連携により、非公開性、迅速性、専門性等のADRのメリットやADR機関に関する情報提供を強化する。

また、2007年4月から「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」による認証制度が開始されたことを受け、その積極的活用のため、2007年度から、知財に係る紛争処理を行う民間事業者に対し、認証紛争解決制度（「かいけつサポート」）を周知し、相互の情報共有等の連携を促すとともに、国民に対しては、時効の中断等、「かいけつサポート」を利用するメリットの積極的なPRを図る。

（内閣官房司法制度改革推進室、法務省、経済産業省）

## 7. 知的財産の国際的な保護及び協力を推進する

### (1) 世界特許システムの構築に向けた取組を強化する

#### ①特許審査ハイウェイの更なる展開を図る

第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられる特許審査ハイウェイについて、2007年度から、既に実施され又は実施が合意された日米、日韓、日英に加え、他諸国の参加を働きかけることにより、特許審査ハイウェイのネットワーク化を目指すとともに、その活用を促進し、サーチ・審査結果の相互利用の拡大を図る。また、我が国出願人による特許審査ハイウェイの有効活用を図るため、我が国から他国に

出願される特許出願についての早期のサーチ・審査結果発信を目指すとともに、早期審査の活用を促す。他庁のサーチ・審査結果の利用に当たっては、2007年3月に策定した「外国特許庁の先行技術調査・審査結果の利用ガイドライン」に基づく運用を徹底する。

(経済産業省)

## ②特許の相互承認の実現に向けた取組を強化する

2007年度から、日米欧三極特許庁間で設置された「ワークシェアリングの強化発展作業部会」を活用し、審査結果の相互利用の最大化を図るとともに、審査官の長期派遣による日米の国際的な連携審査の実現に向けた交渉を積極的に推進するなど、審査の相互承認の実現に向けた取組を強化する。

(経済産業省)

## ③国際的な出願における手続負担を軽減する

- i) 日米欧三極特許庁により合意された出願明細書の標準様式について、2008年度中に標準様式に整合した特許協力条約（PCT）規則の改正及び標準様式の他諸国への採用拡大のための必要な働きかけを行うとともに、我が国における運用を早期に開始する。また、2007年度から、単一の明細書を翻訳するだけで複数国への出願を可能とする One Application を更に徹底するために、請求項の記載形式など、三極の標準様式に含まれなかった事項についても、その統一に向けて議論を促進する。

(経済産業省)

- ii) 外国出願時の出願人の手続的な負担軽減を図るべく、自国の出願日を証明する書類(優先権書類)を各庁間で電子的に交換するシステムについて、既に交換が開始されている日欧、日韓に加え、2007年度中に日米間での交換を開始するとともに、その他の国への拡大を目指す。

(経済産業省)

## ④実体特許法条約の早期締結と特許制度の国際的な調和を目指す

先願主義への統一を含む実体特許法条約の草案について、2007年度中に先進国間で合意することを目指し、引き続き議論をリードする。また、2007年度も引き続き、先発明主義の見直しや出願公開制度の全面導入等が

検討されている米国における特許法改正の動きを注視し、特許制度の国際的な調和の観点から必要な働きかけを行う。

(外務省、経済産業省)

### ⑤特許法条約への早期加入を実現する

各国の特許出願手続の調和を図るとともに、手続を簡素化し、また出願人の手続上のミスの救済等を認めることによって特許制度をよりユーザーフレンドリーなものにする特許法条約への早期加入に向け、必要な法令及びシステム等の整備に関し検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(外務省、経済産業省)

## (2) 国際公共政策に配慮した国際ルールの構築に貢献する

遺伝資源や伝統的知識、フォークロア（民謡などの伝統的文化表現）の問題など、知財政策と開発、人権、環境、公衆衛生といった他の様々な国際公共政策との関係について、我が国として適切な対応が図れるよう、2007年度も引き続き、関係省庁による「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」等を通じた政府内の連携を深めるとともに、産業界との意見交換の場を設けるなど、国際的な知財政策に関する検討体制を強化する。

また、2007年度も引き続き、これらの問題に関する先進国、途上国、地域コミュニティ間の対話や国際シンポジウム等の開催、アカデミアやシンクタンクなどでの研究活動を促進するとともに、遺伝資源や関連する伝統的知識等の利用と利益配分に配慮した企業、大学等の自主的取組を促す。

( 外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、環境省、関係府省 )

## (3) 商標の国際的な保護及び制度調和を推進する

i) 商標の国際的な権利取得を容易にするマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度について、2007年度も引き続き、二国間や地域的な枠組みを通じて、加入が遅れているアジア地域等の加入を働きかけるとともに、我が国出願人による利用を促進する。

このため、2007年度から、指定締約国の官庁による「保護を与える旨の声明」の送付などの登録確認手段の提供の義務化や言語の違いを考慮

した同一性要件の緩和を含む基礎要件の見直しなど、マドリッド・システムをより使いやすいものにするための世界知的所有権機関（WIPO）における見直しの議論に積極的に参加する。

（外務省、経済産業省）

ii) 2006年3月に採択された「商標法に関するシンガポール条約（仮称）」に関し、2007年度も引き続き、他諸国の加入の動向も踏まえながら、我が国が加入する際の制度上、実務上の課題の整理と検討を行い、早期加入に向けて必要な措置を講ずる。

（外務省、経済産業省）

iii) 海外で権利を取得する出願人の手続負担を軽減し、各国特許庁の業務負担の軽減に資するため、2007年度も引き続き、日米欧の三極特許庁間で相互に受入れられる指定商品・役務表示のリスト（三庁リスト）の拡充を図るとともに、2007年度において、三庁リストの他諸国への普及に向けた措置を講ずる。

（経済産業省）

#### （４）植物新品種に関する国際的な審査協力を促進する

植物新品種の登録に関する出願の国際的な増加に対応し、国際間における迅速・的確な権利保護を図るため、2007年度も引き続き、栽培試験方法及び審査基準の国際的な調和を推進するとともに、EU及びアジア諸国等との審査データの相互利用の拡大や相互承認制度の導入可能性の検討など国際的な審査協力を促進する。

（農林水産省）

#### （５）アジア地域等における知的財産権制度の整備と協力を促進する

##### ①アジア地域等における制度整備支援を強化する

アジア地域等における知財制度の整備と統一、知財に関する権利取得の円滑化等に対する出願人の要望を踏まえ、2007年度も引き続き、知財法に加え関連する実体法・手続法も含めた総合的な立法支援、審査協力、人材育成、情報化に関する協力などを通じて、アジア地域等における知財制度や運用の整備と調和に向けた取組を官民協力して進める。

（法務省、外務省、農林水産省、経済産業省）

## ②特許取得手続におけるAPEC協カイニシアティブを推進する

2007年1月に我が国が提案した出願手続の簡素化、審査協力、審査能力向上のための人材育成、機械化・情報化を柱とする「特許取得手続におけるAPEC協カイニシアティブ」について、2007年度中に、閣僚レベルでの合意を目指す。

(外務省、経済産業省)

## ③東アジア植物品種保護フォーラムの提唱と早期実現を目指す

植物新品種保護国際同盟(UPOV)体制の下、東アジア全体の統合された植物新品種保護制度を構築することを目指し、2007年度中に、各国の植物新品種保護制度の整備と調和を進めるための技術協力、人材育成等を推進するための枠組みとして「東アジア植物品種保護フォーラム(仮称)」の設置を提唱し、早期の実現を目指す。

(農林水産省)

## (6) 自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)等を活用する

自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)や投資協定などの二国間・複数国間協定の交渉の機会において、外国周知商標の保護など交渉相手国の知財制度の整備や特許におけるいわゆる修正実体審査の制度上又は運用上の受入れなどを促し、我が国産業界等の要望に沿った「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」等の規定以上の知財の保護が達成されるよう、2007年度も引き続き積極的に働きかける。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

## (7) 国際的な情報共有を推進する

### ①国際的な産業財産権情報のネットワークを構築する

- a) 2007年度も引き続き、我が国のサーチ・審査結果に関する情報を英語に機械翻訳し、海外の特許庁において利用可能とする「高度産業財産ネットワーク(AIPN)」の利用環境の充実を行うとともに、その利用の拡大を図る。
- b) 2007年度も引き続き、英語への機械翻訳用の辞書の一層の充実を図り、特許庁保有の辞書を外部に公開するなど、産業界での日英機械翻

訳の活用を促進する。

- c) 重要な技術情報であり権利情報である各国の提供する産業財産権情報を、国際的な公共財として相互にかつ有効に活用できる体制を構築するため、2007年度から、アジアを中心とする諸外国への技術協力を通じ、英語による産業財産権情報の提供を促すとともに、欧米先進国を含め各国の提供する産業財産権情報の内容等の共通化を図る。

(経済産業省)

## ②知的財産に関連する法律の英訳を国際的に発信する

我が国の知財に関連する法律などが国際的に理解され、利用されやすくするため、2007年度も引き続き、法改正や新規立法に適時に対応しつつ、2007年3月に改定された翻訳整備計画に従い知財法や関連する実体法・手続法の正確かつ統一された英訳の整備を更に進めるとともに、英語による検索機能等を付加した利便性の高いウェブサイトの構築を速やかに進めるなど、利用者のニーズを踏まえた英訳の利用環境を整備する。

( 内閣官房司法制度改革推進室、法務省、文部科学省、  
農林水産省、経済産業省、関係府省 )

## Ⅱ. 模倣品・海賊版対策を強化する

模倣品・海賊版により被害を受ける我が国企業は広範な業種で増加してきており、高度技術化、大規模流通化も進んでいる。模倣品・海賊版は、企業の適正な国際競争をゆがめ、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知財の創造意欲を減退させる。また、消費者の企業ブランドへの信頼を低下させ、健康や安全への被害など消費者自身の利益を損なうものである。さらには、犯罪組織や国際テログループの資金源になっているとも指摘されている。

国内外で我が国企業や消費者を模倣品・海賊版による被害から守り、抑止力の向上を図るため、官民挙げて強力かつ効果的な対策を講ずることが求められている。

### 1. 外国市場対策を強化する

#### (1) 模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指す

我が国が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」について、2007年度も引き続き、より一層国際的な関心を高めるとともに、関係各国との協議において、方針や見解を迅速かつ明確に示し、議論をリードし、早期の実現に向けた取組を加速する。

〔警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、  
文部科学省、農林水産省、経済産業省〕

#### (2) 侵害発生国・地域への対策を強化する

##### ①在外公館等の機能を強化する

i) 模倣品・海賊版対策を我が国外交上の重要施策と位置付け、2007年度も引き続き、模倣品・海賊版被害を受けている我が国の企業を迅速かつ効果的に支援するため、在外公館においては、大使自ら相手国政府に対して働きかけを強力に行う等、一層の取組の強化を図る。

(外務省)

ii) 2007年度は、より迅速かつ適切に企業からの海外での権利取得や権利行使に関する相談に応じ、対応方法や手続等に関する助言などの具体的

な支援を行うため、在外公館や日本貿易振興機構（JETRO）の機能を強化する。また、両者の役割分担の在り方など連携のための方策について検討し、連携体制を整備する。

（外務省、経済産業省）

## ②コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）等を活用する

i) 2007年度も引き続き、海賊版の摘発活動を容易にするため、コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）の普及や調査・摘発活動を支援する。

（警察庁、文部科学省、経済産業省）

ii) 海外市場及び水際での商品の真贋判定を容易にするため、2007年度も引き続き、権利者・権利者団体や製造業者・流通業者に対し、その有効性を検証しつつ、偽造防止技術の活用を奨励する。

（警察庁、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省）

## ③侵害状況調査制度を活用する

海外における我が国企業の知財権侵害による被害の重大性にかんがみ、2007年度も引き続き、「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の活用を促進する。

（外務省、経済産業省、関係府省）

## ④侵害発生国・地域に対し具体的要請を行う

i) 2007年度も引き続き、アジア諸国などの侵害発生国・地域に対し、デザイン模倣対策の強化、執行の強化、再犯防止の強化、周知商標の認定促進、水際における権利者負担の軽減など、具体的な制度改善や取締りの実効ある強化について閣僚レベルを始め様々なレベルで強力に要請する。

（外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省）

ii) 2007年度も引き続き、万国郵便連合（UPU）国際事務局を通じて、侵害発生国・地域に属する郵政庁を含む全加盟国郵政庁に対し、我が国における知的財産侵害物品に係る輸入制限を通報するとともに、郵便物の引受検査の徹底による我が国への知的財産侵害物品の国際郵便による送達防止への協力を要請する。

（総務省、関係府省）

### ⑤模倣品・海賊版の被害の実態を調査する

2007年度も引き続き、海外市場において模倣品・海賊版の被害を受ける我が国企業が増加していることにかんがみ、模倣品・海賊版による被害の実態等を調査・分析し、その結果を広く公表するとともに、国際交渉にも活用する。また、我が国の企業が侵害国において訴訟提起などの権利行使をするために必要なノウハウなどの情報を収集し、資料としてまとめ、企業に配布する。

(外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

### (3) 侵害発生国・地域の当局との当局間の連携を強化する

i) 侵害発生国・地域の当局（権利付与官庁、警察当局、税関当局、行政取締当局、司法当局）との連携を具体的に強化するため、2007年度も引き続き、日常的な情報交換に加え、相互支援協定等の締結や当局間での定期協議などを推進する。

また、2007年度から、模倣品・海賊版の拡散を防止するため、新たに設置された日中韓の税関当局による3か国会議の場を活用し、より効果的な水際取締りのための検討を行う等、税関当局間の連携を更に強化する。

(警察庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

ii) 2007年度において、侵害発生国・地域の税関当局に対し、模倣品・海賊版の郵便物による輸出の取締りを要請するとともに、必要な協力をする。また、必要に応じ、郵政当局は、国際郵便を所管する立場から、これまでの取組も踏まえ、税関当局の取組に協力する。

(総務省、外務省、財務省)

### (4) 自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）等を活用する

2007年度も引き続き、自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）や投資協定などの二国間・複数国間協定に、実効的なエンフォースメントの確保のための条項を盛り込むよう積極的に交渉する。また、エンフォースメントも含めた実際の執行状況等を協定上のメカニズムの場等を利用してレビューを行う。

(警察庁、外務省、財務省、文部科学省、  
農林水産省、経済産業省、関係府省)

## **(5) 税関相互支援協定に関する取組を推進する**

外国政府との円滑な情報交換を促進するため、2007年度も引き続き、欧米を含む外国税関当局との協議及び税関相互支援協定等の枠組みを通じた連携を強化するとともに、新たな税関相互支援協定等の締結に向けた取組を推進する。

(外務省、財務省)

## **(6) 諸国との連携を強化する**

### **①EU・欧州各国との連携を強化する**

2007年度も引き続き、侵害発生国・地域への働きかけをより有効に行うため、首脳・閣僚レベルの定期・個別協議や日・EU知財対話等の協議を積極的に活用し、EUとの連携を強化する。また、EUとの連携を効果的に行うために、日仏間を始め欧州各国との二国間協議など欧州各国との連携を強化する。

(外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

### **②米国との連携を強化する**

2007年度も引き続き、アジア・太平洋地域における知財権の保護を推進するため、首脳間、閣僚間を始めとする日米間の二国間協議などを積極的に活用し、米国との連携を強化する。

(外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

### **③中国との協力を強化する**

2007年度は、日中首脳間の合意に基づき2007年4月に立ち上げられた「日中ハイレベル経済対話」などを活用し、知財権の保護・運用の強化を働きかけるとともに、中国との対話と協力を強化する。

(外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

## **(7) 多国間の取組をリードする**

2007年度も引き続き、主要国首脳会議(G8サミット)を始めとして、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋経済協力会議(APEC)、アジア欧州会合(ASEM)、世界貿易機関(WTO)、世界知的所有権機関(W

I P O)、世界税関機構(W C O)等の国際機関・フォーラムにおいて、模倣品・海賊版問題が首脳を始めハイレベルで取り上げられるよう準備や働きかけを行うとともに、以下のような加盟国・参加国の間における協力や取組を積極的に推進する。

- a) G 8 サミット・プロセス及びG 8 知財専門家会合を積極的に活用し、税関協力、途上国への技術支援、産業界との連携などを推進し、主要先進国間における連携を強化する。
- b) O E C D において、2 0 0 5 年から作業が開始されている模倣品・海賊版対策プロジェクトについて、諸外国と連携しつつ積極的に議論を推進する。
- c) A P E C において、「A P E C 模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づき、新たに2つのモデルガイドラインが策定されたが、同ガイドラインに沿った取組、各国・地域における知的財産権サービスセンターの早期設置の積極的な働きかけや植物品種保護に関するセミナーの実施に向けた取組などを推進する。
- d) A S E M において、A S E M 関税局長・長官会議での議論等を通じ、エンフォースメントを含む知財権保護のための活動に更に積極的に取り組む等、アジア・欧州間での協力を強化する。
- e) W T O の対中国経過的レビューメカニズム及びT R I P S 協定の法令レビュー、貿易政策検討制度(T P R M)を積極的に活用し、アジア諸国・地域に対して模倣品・海賊版の取締りを強化するよう要請するとともに、T R I P S 理事会におけるエンフォースメントの議論に積極的に参加する。
- f) W I P O において、模倣品・海賊版のエンフォースメント問題を主要議題として取り上げ、模倣品・海賊版の取締りをW I P O 加盟国が一体となって取り組むべき問題であるとの認識を加盟国間で共有するよう積極的に取り組む。
- g) 税関の国際機関であるW C O において、W C O の税関監視取締ネットワーク等を通じた知的財産侵害物品の水際取締りに関する情報交換が、模倣品・海賊版取締対策の大きな役割を果たしていくよう積極的に働きかけを行うとともに、加盟国がより効果的に取締りを実施するための方

策の策定・実施に向けた作業を推進する。

(外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

## (8) 模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する

i) 開発途上国における貿易投資の拡大と経済発展のために知財権の適切な保護が不可欠であることにかんがみ、2003年8月に決定されたODA大綱を踏まえ、2007年度も引き続き、個別の援助計画において必要性及び優先度に応じ開発途上国の知財制度の整備・執行の強化を支援する。

(外務省、関係府省)

ii) 模倣品・海賊版対策に積極的に取り組むアジア諸国の政府関係者や民間の団体・企業等に対し、各府省が実施している知財権の保護に関する能力構築(キャパシティービルディング)を、2005年6月に策定された「知的財産保護協力・能力構築支援戦略」に基づき、2007年度も引き続き、我が国企業と協力しつつ、関係府省や国際協力機構(JICA)、JETRO等の関係団体が協調して実施し、年度終了後に事業内容のレビューを行う。

(警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、  
文部科学省、農林水産省、経済産業省)

## 2. 水際での取締りを強化する

### (1) 個人輸入等の取締りを強化する

2007年度は、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執ること等を明確化した改正通達に沿って、税関は水際における取締りを強力に推進するとともに、侵害認定について、状況により専門委員制度を活用する等、厳正化を図る。また、必要に応じ、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持の禁止について更に検討を行い、新法の制定等法制度を整備する。

(警察庁、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省)

### (2) 法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行う制度を整備する

2006年度より導入された税関における専門委員制度について、200

7年度は、その運用の透明性を向上させるため、同制度の運用指針を策定する。さらに、運用指針を周知し、必要な体制整備を行い、制度の適切な運用を徹底する。

(財務省、関係府省)

### **(3) 裁判所の仮処分命令を活用する**

税関長は、侵害認定手続期間内に裁判所の仮処分命令があった場合には、特段の事情がない限り当該命令における侵害判断と同一の侵害判断に基づいて侵害認定が行われていること及び水際における迅速な救済の必要性にかんがみ、2007年度も引き続き、裁判所には、仮処分命令が迅速になされるよう訴訟運営面での対応が望まれる。

### **(4) 模倣品・海賊版の税関での取締りを強化する**

#### **①税関の体制を強化する**

並行輸入や個人輸入と偽った輸入や個人による郵便物等の小口貨物を利用した輸入が、国内に偽ブランド品や海賊版が氾濫する原因の一つとなっている現状を踏まえ、それらの取締りを一層強化するよう、2007年度も引き続き、税関と権利者との連携の強化、税関の検査設備や情報システムの強化、必要な税関職員の確保、税関職員の能力の向上を進める。また、知的財産侵害物品の輸出入取締りに関する十分な情報の蓄積・共有を図り、より効果的かつ強力に税関による取締りを推進する。

(財務省)

#### **②模倣品・海賊版の輸出・通過を取り締まる制度を整備する**

模倣品・海賊版を侵害発生国・地域から第三国で積み替えて輸出を行うなどの新たな手口が発生している現状やG8サミットなどにおいて世界的な取組の重要性が指摘されていること等にかんがみ、模倣品・海賊版の拡散防止をより強力に推進するため、一時的に知的財産侵害物品を保税地域に搬入した場合についても、税関が取締りを実施できるよう、2007年度中に検討し、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(法務省、財務省、関係府省)

### ③差止申立てに係る手続を簡素化する

2007年度は、権利者の利便性向上という観点から、いずれかの税関が差止申立書を受理した場合にはすべての税関が受理したこととして取り扱うことができるよう、差止申立書の提出部数等について見直しを行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(財務省)

## 3. 国内での取締りを強化する

### (1) インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を防止する

i) 著作権法において、インターネットオークションへの出品など海賊版の広告行為自体を権利侵害とすることについて、2007年度中に検討し、必要に応じ法制度を整備する。

(警察庁、法務省、文部科学省、関係府省)

ii) 2007年度は、権利者が権利侵害品の出品を確認しオークション事業者に通報がなされた場合には、権利者・オークション事業者間の適切な責任分担に基づき違法出品の削除や出品者情報の開示の措置がより迅速に行われるよう、関連するガイドラインを周知し運用を促進する。また、この効果検証と並行して、権利者・オークション事業者による迅速な対応がなされるよう更なる対策の検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。

(警察庁、総務省、関係府省)

iii) 2007年度も引き続き、特定商取引法の規制対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の周知徹底を図るとともに、同法に違反する販売業者に対する法執行を強化する。また、模倣品・海賊版の出品状況や被害の実態を踏まえて同準則の基準を見直し、必要に応じ改定を行う。

(経済産業省)

iv) 2007年度は、官民協力の下、消費者や出品者の観点を考慮に入れつつ、権利者及びオークション事業者による「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」等を通じた下記の取組を推進する。

a) 違法な出品を防止するため、オークション事業者による正確な本人確認を促進する。

b) 模倣品・海賊版をオークションサイト上から一掃するため、「知的財産権侵害品流通防止ガイドライン（仮称）」の作成・運用などを通じた自主削除の強化、各種取組の効果検証など、オークション事業者及び権利者が一体となった自主的取組を促進する。

c) 模倣品・海賊版の出品・購入を防止するため、協議会のウェブサイトを開設するとともに、出品者及び消費者への啓発活動を強化する。また、権利者及びオークション事業者双方に対し、協議会への更なる参加を促す。

（警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省）

v) 2007年度は、上記取組の効果検証と並行して、インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引を効果的に防止するための更なる対策の検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。

（警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省）

vi) 2007年度も引き続き、警察による下記の取組を推進する。

a) 権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」を効果的に活用し、オークションサイトを通じた模倣品・海賊版の取締りの効率化及び強化を図る。

b) オークション事業者の実態把握を促進し、出品者の本人確認等古物営業法に定める遵守事項等についての指導を徹底するとともに、違法出品者の取締りを強化する。

（警察庁）

## （2）警察による取締りを強化する

a) 模倣品・海賊版の供給ルートを遮断するため、2007年度も引き続き、模倣品・海賊版の密売等により不正な利益を得ている犯罪組織の実態を的確に解明し、その取締りを強化するとともに、この種の犯罪と国際テログループの資金源活動のつながりを視野に入れた警察活動を推進する。

b) 2007年度も引き続き、模倣品の鑑定能力を有する商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度の活用等様々な捜査手法を駆使し、模倣品・海賊版の販売事犯の取締りを強化する。

c) 2007年度も引き続き、不正商品対策協議会を始めとする各業界団

体と警察当局との連携をより強化し、確度の高い情報に基づいた効果的な取締りを実施する。

d) 2007年度も引き続き、インターネットを利用した知的財産権侵害事犯に対し、買受け捜査による取締りを強化するとともに、積極的な事件広報を実施し、サイバー空間における知的財産権侵害事犯の抑止を図る。

e) 2007年度も引き続き、ファイル交換ソフトを悪用した著作権侵害事犯に対し、著作権団体との連携を強化し、効果的な取締りを実施する。

(警察庁)

### (3) 育成者権の侵害対策を強化する

2007年度も引き続き、種苗管理センターにおける品種保護対策役（品種保護Gメン）の活動を強化し、国内外における権利侵害の実態調査や侵害の判定等を支援するための品種類似性試験（比較栽培、DNA分析）を実施する。また、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物、加工品の栽培、保管、販売等の状況を調査・記録するとともに、その証拠品を寄託し、育成者権侵害の立証を支援する。

(農林水産省)

### (4) 劇場内で無断撮影された映像の違法流通への対策を強化する

映画の上映中に劇場内において無許可で撮影された映像が違法に流通する等の問題に対応するため、2007年の通常国会で成立した「映画の盗撮の防止に関する法律」について、その周知徹底、映画関係事業者による映画の盗撮防止の自助努力、違反行為の取締りなど、官民挙げて対策を強化する。

(警察庁、文部科学省、経済産業省、関係府省)

### (5) 著作権法における親告罪を見直す

海賊版の氾濫は、文化産業等の健全な発展を阻害し、犯罪組織の資金源となり得るなど、経済社会にとって深刻な問題となっている。重大かつ悪質な著作権侵害等事犯が多発していることも踏まえ、海賊版の販売行為など著作権法違反行為のうち親告罪とされているものについて、2007年度中に非

親告罪の範囲拡大を含め見直しを行い、必要に応じ法改正等制度を整備する。

(警察庁、法務省、文部科学省)

## **4. 官民の連携を強化する**

### **(1) 政府内の連携を強化する**

外国市場対策や水際及び国内での取締りに関し、関係府省が一体となって対策に取り組むよう、2007年度も引き続き以下のような対策に取り組むとともに、関係府省の連携を強化する。

- a) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口の周知を徹底し、権利者や企業等からの相談に対し、関係府省の連携を確保しつつ、迅速に対応する。
- b) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口は「総合窓口年次報告書」を作成するとともに、関係府省と連携し、その内容の更なる充実を図る。
- c) 関係府省が公表する模倣品・海賊版対策に関するデータや情報へのアクセスを容易にするため、政府模倣品・海賊版対策総合窓口のウェブサイトにおいてリンクを設定するなど、関係府省で模倣品・海賊版に関する情報共有を図る。
- d) 各種対策については、関係府省間で相互に調整を行うとともに、「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を機動的に開催し、政策調整を密に行い、総合的に実施する。

〔 警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、  
文部科学省、農林水産省、経済産業省 〕

### **(2) 官民・民民の連携を強化する**

- i) 2007年度も引き続き、我が国の企業による諸外国での模倣品・海賊版対策の取組を支援するとともに、侵害発生国・地域の当局との交渉や働きかけを効果的に行うため、官民合同ミッションの派遣を始め、国際知的財産保護フォーラム、コンテンツ海外流通促進機構、不正商品対策協議会、日本関税協会知的財産情報センター等の民間団体の諸外国での活動を支援する。

(警察庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

- ii) 2007年度も引き続き、関係府省がより緊密に連携を取りつつ、企業

等を対象にした模倣品・海賊版対策のためのセミナーを全国各地で開催する。

(警察庁、財務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

iii) 権利取得や模倣品対策の助言、個別案件の相談や関係府省への連絡、侵害国政府当局への要請など、企業の相談に応じるため、2007年度も引き続き、JETRO、日本商工会議所、日本弁護士連合会、弁護士知財ネット、日本弁理士会及び発明協会等で構築した「ニセモノ相談ネット」の積極的な活用を促進する。

(経済産業省、関係府省)

## **5. 模倣品・海賊版に関する国民の理解を促進する**

### **(1) 取締等に関するデータ・情報の積極的公表を図る**

2007年度から、国民の関心が高い模倣品・海賊版対策について、その理解を促進するという観点から、国内取締、水際取締等に関連するデータ・情報について、分かりやすさ、アクセスの容易さ及びデータの利便等に十分配慮しつつ、ウェブサイト等においてより積極的に公表する。

(警察庁、法務省、財務省、農林水産省、関係府省)

### **(2) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動を強化する**

2007年度も引き続き、権利侵害事犯の特徴等について事例を紹介したり、各種セミナーなどの機会を捉えて模倣品・海賊版の問題を採り上げたりする等、模倣品・海賊版が社会悪であることを明確にするとともに、その氾濫が社会にもたらす悪影響について訴求し、政府が推進している対策を周知する。

また、このような訴求等により、国内外において模倣品・海賊版の購入をしない適切な消費行動につなげることが重要であるという認識の下、消費者の意識向上を図るための戦略的かつ効果的な啓発活動を、関係省庁が一体となって展開する。

( 内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、  
文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 )

## 第3章 知的財産の活用

### I. 知的財産を戦略的に活用する

欧米企業による知財の積極的な活用、アジア諸国の急速な追い上げ、世界レベルでの研究開発等により激化している国際競争環境の中で、我が国産業の国際競争力を高めるためには、知財を事業の競争力の源泉と位置付けて自律的な知的創造サイクルの好循環を作り上げることが重要である。

このため、企業には、知財ポートフォリオの構築を通じた研究開発の効率化、事業の防衛や製品の差別化、ブランド戦略の展開、知財を利用した資金調達など、知財の活用をトップダウンにより実践していくことが期待されている。

これを実現するため、政府は、知財を活用した経営が株主、取引先、消費者等のステークホルダーから支持され適切な評価を受けることができるような土壌を醸成するとともに、関連する法制度等の整備を行う。

### 1. 企業の戦略的経営を促進する

#### **(1) C I P Oや知的財産担当役員の設置を促す**

企業において、経営トップ自ら知財戦略のリーダーシップを発揮するとともに、知財部門の責任者を経営の中核に据えて、特許、意匠、ノウハウ、ブランド、コンテンツ等の知財戦略を統一的な見地から策定・実行することにより、知財を有効に活用した経営を強力に推進していくよう促すべく、2007年度も引き続き、企業における最高知財責任者（C I P O）や知財担当役員の設置を奨励する。

(経済産業省)

#### **(2) 知的財産重視の経営戦略を推進する**

##### **①戦略的な知的財産経営を促進する**

- i) 企業は、競争力の源泉たる人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の「知的資産」の活用を重視した経営（知的資産経営）の取組

が必要であるが、とりわけ、技術立社を目指す企業は、知財を経営の中核に位置付け、事業戦略、研究開発戦略、知財戦略に三位一体で取り組むことが重要である。

2007年度から、このような知財経営が推進されるよう、国内・海外の成功・失敗事例が掲載された知財戦略事例集「戦略的な知的財産管理に向けて」等を活用して、各企業が自社に最適な知財戦略を策定し実行することを奨励する。

(経済産業省)

- ii) 2007年度から、知的資産経営の一環として、戦略的な知財の創出、権利化、事業化、ライセンス、国際標準化等が行われるよう、大学・民間企業の研究者等や民間企業に対してそれぞれ必要な支援を行う。

(総合科学技術会議、経済産業省)

## ②「知的資産経営マニュアル」の活用を促す

中小企業の知財戦略の策定と実践に資するため、2007年3月に公表された「知的資産経営マニュアル」の周知を図るとともに、積極的な活用を促す。

(経済産業省)

## ③知的財産に関する情報開示による企業価値の向上を促進する

- i) 2007年度も引き続き、「知的財産情報開示指針」、「知的資産経営の開示ガイドライン」等を踏まえて、知的財産報告書など知財の活用に関する報告書（以下、「知的財産報告書等」という。）の作成企業が100社を超えるよう普及・啓発を行う。その際、知的財産報告書等を年次報告書とともに継続的に発行すること、様々なメディアや電子媒体を活用し広く一般に利用しやすく提供すること、投資家向けの説明会を開催すること等、効果的な情報開示の方法について企業に対する啓発を行う。

(経済産業省)

- ii) 2007年度も引き続き、各企業の知財経営に関するIR・PR情報が、広くかつ正確に評価されるよう、株主、取引先や消費者等のステークホルダー及び金融・証券市場等に対する知的財産報告書等の普及・啓発を強化

する。

(経済産業省)

iii) 2007年度も引き続き、研究開発・特許関連情報の有価証券報告書等における任意記載の方法について検討を行い、必要に応じその明確化を図る。

(金融庁、経済産業省)

### (3) 未利用の知的財産の活用を促進する

企業等が保有する産業財産権の中には、明確な目的を持たずに保有されているものがあり、そのような産業財産権を有効に活用できれば、地域や中小企業の活性化にも資する。2007年度から、企業等に対し、効率的な知財管理の観点から企業等が保有している産業財産権の定期的な棚卸し・再評価を奨励するとともに、他者へのライセンスや売却など開放意思のある特許等については、企業等の独自のウェブサイトや工業所有権情報・研修館の特許流通データベース等を用いて公開することを積極的に促す。

また、2007年度から、これらの開放特許等が公開されているウェブサイト等の一覧リストを工業所有権情報・研修館の特許流通促進事業のウェブサイトに掲載することにより、開放特許等の利用を検討している者が開放特許等の情報に容易にアクセスできるようにする。

(経済産業省)

## 2. 知的財産を活用した事業活動の環境を整備する

### (1) 知的財産の価値評価の実務を奨励する

企業等が知財を活用した経営を推進するために、2007年度も引き続き、民間において、「知的資産経営の開示ガイドライン」等を参考にし、信頼性の高い価値評価手法が確立され、知財活用の目的や経営戦略を考慮に入れた評価実務が行われるよう奨励する。

(経済産業省)

### (2) 知的財産信託制度を利用した知的財産の管理・運用を促進する

2007年度から、知財信託の利用拡大を図るため、必要な措置について

検討を行うとともに、グループ企業内の知財信託活用の検討に際し参考となる資料や届出・申請手続に必要な書類等のサンプル（手続フロー図、各種書類の参考例等）を網羅的に整備し、ウェブサイト等を活用して公表する。

また、2007年度も引き続き、各種セミナーやインターネットを通じてグループ企業内信託や管理・運用型信託の事例を紹介し、知財信託制度の普及・啓発を行うとともに、利用者の参考となる信託の類型ごとのスキーム、利用のメリットや留意点等の情報提供を行う。

（金融庁、経済産業省）

### （3）企業のライセンス活動を円滑化する

#### ①特許・ノウハウガイドラインを改定し、周知を図る

企業が技術に係るライセンス契約を交渉・締結する際に、独占禁止法上の問題の有無について容易に判断できるよう、企業のニーズや国際的整合性の観点を踏まえて、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」の改定を行い、2007年度の早期に新指針を公表し、周知を図る。

（公正取引委員会）

#### ②知的財産権のライセンスの保護を図る

特許権又は実用新案権の包括的ライセンス契約におけるライセンサーが倒産した場合やライセンサーが包括的ライセンス契約の対象たるこれらの権利を第三者に譲渡した場合でもあっても、ライセンサーが継続して事業活動を実施できるようにするため、2007年通常国会において成立した「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」に基づき創設される新たな通常実施権登録制度の施行に向けて制度普及を図る。

また、2007年度において、現行の特許法等における通常実施権の登録制度の見直しなど、知財権のライセンス保護の更なる充実に向けた検討を行い、必要に応じて制度整備等を行う。

（経済産業省）

#### ③海外における権利行使・ライセンス活動を円滑化する

2007年度も引き続き、企業等が海外で取得した知財権について適切に権利行使を行い、ライセンス交渉や訴訟提起等の活動が円滑に実施できるよ

う、権利者の海外における権利行使の状況やライセンスの事例等を調査・収集し、情報提供を行う。

(農林水産省、経済産業省、関係府省)

#### ④租税条約を活用し国境を越えた知的財産の利用を促進する

2007年度も引き続き、知財権等の使用料について源泉地国課税を減免する内容を含む租税条約を締結・改正していく際には、国境を越えた知財の利用を促進する目的も踏まえ、できる限り早期の合意を目指す。

(外務省、財務省)

#### ⑤国際的なライセンス活動を円滑化する

i) 2007年度において、企業グループ内における適切なライセンス活動を促進するため、企業に対し、海外子会社等にライセンスする知財(特許、商標、ノウハウ等)についての取引条件を明確にした契約の締結を促す。

(経済産業省)

ii) 2007年度において、企業が海外子会社等に対し知財のライセンス等を行う場合、移転価格税制を考慮して、当該知財に係るライセンス料等について適正な独立企業間価格の算定を行い、当該価格による取引を行うよう促す。また、2007年度において、適正な独立企業間価格について税務当局に事前確認する事前確認手続の周知を図り、企業等による利用を促進する。

(財務省、経済産業省)

#### (4) 知的財産流通の担い手を育成する

2007年度も引き続き、特許流通・技術移転の専門家養成、専門家のネットワーク化などを目的とした国際特許流通セミナーの開催、知財権取引業者のデータベース化及び公開等により、知財権取引業の育成支援を実施する。また、知財信託制度や知財の価値評価等に関する知識や知財をビジネスに活用するための交渉能力を備えた人材が育成されるよう、知財信託等の事例の公表などを通じて知財流通業務の魅力をPRし、優秀な人材の参入を奨励する。

(経済産業省)

### **(5) 知的財産を活用した資金調達の多様化を図る**

i) 2007年度も引き続き、信託受益権の譲渡により資金調達を図る資金調達型の知財信託の活用事例を公表し、企業における利用を促す。

(経済産業省)

ii) 2007年度も引き続き、知財権者の知財権を他の事業者に移転、譲渡又は利用許諾等を行う特定目的会社等に対する日本政策投資銀行の融資制度(知的財産有効活用支援事業)の融資スキームや過去の融資事例を公表し、その利用促進を図る。

(総務省、財務省、文部科学省、経済産業省)

iii) 2007年度から、知財を活用して独自の事業等を行う中小・ベンチャー企業等を含む事業者に対して資金調達が円滑になされるよう、日本政策投資銀行が行う新産業創出・活性化融資の事例を公表し、その周知を図るとともに、民間金融機関における同様の取組も積極的に奨励する。

(財務省、経済産業省)

## **3. 知的財産の円滑・公正な活用を促進する**

### **(1) 不当な権利行使を取り締まる**

2007年度も引き続き、知財権の濫用による不公正な取引方法等の独占禁止法違反について、必要な審査専門官の確保などにより知財の専門チームである「知的財産タスクフォース」の体制整備を図り、重点的に取締りを行う。

(公正取引委員会)

### **(2) ソフトウェア分野における知的財産活用の円滑化を図る**

i) 2007年度も引き続き、既存の知財権制度の利用を前提に、各企業等が保有する知財権についてパブリックドメインを構築し、ソフトウェア間の相互運用性の確保等によるイノベーションの向上を図るなど産業界における自主的な対応を促進する。

(経済産業省)

ii) 2007年度も引き続き、オープンソースソフトウェアを活用したビジネスの更なる円滑な発展を図るため、オープンソースソフトウェアを活用

してシステム構築を行う際のベンダーやユーザーのリスクの所在を明確にしてリスク回避・低減の解決策を提案した「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査報告書」を周知し企業における活用を図るとともに、必要に応じ改定を行う。

(経済産業省)

## **4. 知的財産活用の事業化を支援する**

### **(1) 知的財産を事業に活用する事業者を支援する**

2007年通常国会において成立した「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」に基づく「技術活用事業革新計画」の策定を促進し、他の事業者や大学の技術、ノウハウ、知財の活用により事業を革新し生産性向上を図る事業者を支援する。

(総合科学技術会議、経済産業省)

### **(2) 農林水産分野における知的財産活用の事業化を支援する**

2007年度から、機能性成分高含有の特性を持つ植物新品種等の活用を促進するため、民間企業・産地・試験研究機関による事業化のための連携体制の構築、品質面の特性維持や分別生産・流通管理に必要な技術指導や施設整備について支援する。

(農林水産省)

## **Ⅱ. 国際標準化活動を強化する**

世界市場の一体化や国際標準を国内標準の基礎とすることを義務付けるWTO/TBT協定の発効、特許権を含む国際標準の増加など国際標準を取り巻く環境は著しく変化している。このため、知的財産戦略本部において、2006年12月に我が国産業の国際競争力の強化や世界のルールづくりへの貢献等を図るべく、「国際標準総合戦略」を決定した。

今後は、「国際標準総合戦略」に基づいて、国際標準化機構（ISO）、国際電気通信連合（ITU）等のデジュール標準化活動の強化を図るとともに、フォーラムやデファクト標準等の多様な国際標準の戦略的活用を促進すべく、産業界の意識改革、国全体としての国際標準化活動の強化及び国際標準人材の育成等の観点から国際標準化活動を強化することが必要である。

### **1. 国際標準総合戦略を実行する**

国際標準化活動を強化するため、2007年度も引き続き、「国際標準総合戦略」を着実に実行する。

（総務省、経済産業省、関係府省）

### **2. 産業界の意識を改革し、国際標準化への取組を強化する**

#### **（1）企業における経営者層の意識を改革する**

i) 国際標準戦略に関する閣僚等主催の懇談会やシンポジウムの開催により、2007年度も引き続き、経営者の国際標準に関する理解の増進を図る。

（総務省、経済産業省、関係府省）

ii) 日本経済団体連合会や工業会などの団体に対し、2007年度も引き続き、団体内部における様々な活動を通じ、企業の経営者や幹部に対する啓発活動を積極的に行うよう促す。

（総務省、経済産業省、関係府省）

## **(2) 産業界自身によるアクションプランの策定と実行を促す**

日本経済団体連合会や各工業会などの産業界に対し、各産業分野の特性に応じた国際標準化活動に関する「アクションプラン」を2007年度から策定・公表するとともに、その着実な実行を図ることにより、国際標準化活動を積極的に推進するよう促す。

(総務省、経済産業省、関係府省)

## **(3) 企業の標準化活動に対する組織体制を強化する**

### **①国際標準化に対する取組の事例を公表する**

研究開発戦略、知財戦略及び標準化戦略を一体的に推進するための取組や組織体制整備の参考となる事例の収集又は拡充を2007年度中に行うとともに、その公表を行う。

(総務省、経済産業省、関係府省)

### **②企業の組織体制を強化する**

2007年度も引き続き、国際標準化戦略の決定及び個々の国際標準化活動に対する助言と管理を行う国際標準化活動の統括部署や組織の設置、研究・開発部門、知財部門との連携強化等、国際標準化活動を推進するための組織・体制の整備を促す。

(総務省、経済産業省、関係府省)

## **(4) 多様な国際標準化スキームを活用する**

i) 2007年度も引き続き、企業や産業界に対し、工業会を通じた国際標準化のほか、企業の直接参加、現地法人の活用、フォーラム標準やファスト・トラック制度の活用等、種々の国際標準化スキームを戦略的に活用するよう促す。

(総務省、経済産業省、関係府省)

ii) 国際標準のビジネスへの影響を分かりやすく記載した国際標準化に関する成功・失敗事例集及び種々の国際標準化スキームについて具体的な事例を含め、そのメリット・デメリットを解説したガイドラインを2007年度中に作成・公表又は改訂するとともに、その周知を図る。

(総務省、経済産業省、関係府省)

### **(5) 国際標準案等の提案及び国際議長・幹事の引受けを積極的に行う**

i) 2015年度までに国際標準案等の提案件数において欧米主要国に比べて遜色なく国際標準化活動をリードするとともに欧米並みの議長・幹事引受数の確保を実現するため、2007年度も引き続き、産業界、学会、大学等に対し、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）、国際電気通信連合（ITU）等の国際標準化機関における標準化活動に積極的に取り組むよう促す。ISO、IECについては、2015年度までに国際標準案の提案件数を倍増させる。

（総務省、経済産業省、関係府省）

ii) 2007年度も引き続き、国際標準化機関における議長・幹事の担当者や国際標準化案作成の担当者に対する支援策を拡充する。また、各工業会や企業に対し、これらの担当者に対して適切な評価を与え、産業界全体として支援する仕組みづくりを行うよう促す。

（総務省、経済産業省、関係府省）

## **3. 国際標準化活動に対する支援を拡充する**

### **(1) ワンストップの相談窓口を整備する**

2007年度中に、国際標準化戦略に関する情報提供とアドバイスを行うワンストップの相談窓口を整備する。

（総務省、経済産業省、関係府省）

### **(2) 情報収集体制を強化する**

2007年度も引き続き、在外公館や日本貿易振興機構（JETRO）等を活用し、フォーラム標準を含む諸外国の標準化活動に関する体系的かつ継続的な情報を収集するとともに、収集した情報を産業界に提供するための体制を整備する。また、在外公館やJETRO等の職員の情報収集能力を向上すべく、標準化に関する知識習得のための研修を行う。

（総務省、外務省、経済産業省、関係府省）

### **(3) 産業界の自主的な活動を支援する**

#### **①人材育成型支援策を拡充する**

2007年度も引き続き、国際標準化支援センター等の支援機関による支援策を強化し、新任国際幹事の活動支援など、国際標準化活動への新規参入の促進と将来の自立を促す人材育成型の支援策を拡充する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

#### **②日本での国際標準化会議の開催を促進する**

2007年度も引き続き、産業界に対し、国際標準化会議の日本開催の積極的な誘致を促すとともに、会議運営ノウハウの提供など会議開催のための支援を拡充する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

## **4. 国全体としての国際標準化活動を強化する**

### **(1) 国全体の研究活動と国際標準化活動を一体的に推進する**

国費による研究開発の評価を行うための指針等において、研究成果の国際標準化が期待される分野については、国費による研究プロジェクトの事前、中間及び事後評価等における評価項目として国際標準化に関する取組を明確に位置付け、2007年度も引き続き、研究開発と標準化とを一体的に推進する。また、国際標準の獲得により我が国産業の発展が望める分野に対し、戦略的に研究資金の配分を行う。

(総合科学技術会議、総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

### **(2) 省庁間の連携を強化する**

関係省庁の連携による新たな国際標準対応体制の構築に向け、関係府省合同の検討協議会を2007年度中に設置・運営する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

### **(3) 環境・安全・福祉等の分野で世界に貢献する**

2007年度も引き続き、環境・安全・福祉など、産業界による標準策定のインセンティブが働きにくい分野における国際標準化活動について政府や

独立行政法人型研究機関による取組を強化するとともに、大学関係者による自主的な取組を支援するなど、国民福祉の向上と国際社会への貢献に努める。

(総務省、経済産業省、関係府省)

## **5. 国際標準人材の育成を図る**

### **(1) 国際標準化活動のリーダーを育成する**

2007年度から、国際標準化活動の経験者を活用する制度を整備するとともに、次世代の国際標準人材を育成するため「国際標準人材育成塾(仮称)」の創設等により、経験者の豊富かつ多様な知識及びノウハウを次世代の人材へと継承し、国際標準化活動においてリーダーシップを発揮できる人材を育成する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

### **(2) 国際標準人材のキャリアパスを確立する**

2007年度から、国際標準人材の公的機関での活用など民間の経験者が活躍できるような環境の整備を行う。また、企業、工業会、学会、公益法人、研究機関、大学等に対しては、国際標準人材に求められる多様な経験と知識や国際的な信頼獲得等の観点から、国際標準人材の適切な評価・処遇を行うなど長期的なキャリアパスの確立に向けた取組を行うよう促す。

(総務省、経済産業省、関係府省)

### **(3) 大学等における標準教育を促進する**

理工系の学生のほか、経営系、経済系や法律系等、広い範囲の学生に対して国際標準の基礎に関する教育を提供することができるよう、2007年度も引き続き、標準化に関するモデル教材を作成し、大学等に対して提供することなどにより、各大学の自主的な取組を促進する。

また、2007年度も引き続き、各企業、日本知的財産協会、日本弁理士会等に対し、企業の技術者、知財担当者、弁理士等を対象とした国際標準に関する基礎的研修の実施及び拡充を促すとともに、研修・教育機関に対しては、知財分野におけるマネジメント研修や技術経営プログラム等に国際標準

に関する内容を盛り込むなど自主的な取組を行うよう促す。

(総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

#### (4) 顕彰制度を充実する

国際標準に対する認識を高めるとともに、国際標準化活動に対するインセンティブを与えるため、2007年度中に、国際標準化に関する総理大臣表彰の創設や国際標準化に貢献した個人とその活動を支援した企業（経営者）や大学等の同時表彰など、国際標準化に関する顕彰制度を充実させる。

(総務省、経済産業省、関係府省)

## 6. アジア等の諸外国との連携を強化する

アジア・太平洋地域における国際標準化活動の水準引き上げ、人的ネットワークの強化、国際標準案の共同提案等を柱とする「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」を2007年度中に策定し、その推進に取り組むなど、国際標準化活動におけるアジア・太平洋地域との連携を強化する。

(総務省、経済産業省、関係府省)

## 7. 国際標準に関するルールづくりに貢献する

#### (1) 技術標準の普及を妨げる知的財産権の行使に対処する

2007年度も引き続き、ISO、IEC及びITUにおいて共通化された標準技術に関する知財の取扱いルールの円滑な運用を図るとともに、その運用状況の情報収集を行い、必要に応じ、国際標準化機関に対する働きかけを行う。

また、2007年度も引き続き、標準技術に関する知財の取扱いを明確化するための検討に積極的に取り組む。「RAND条件（非差別的かつ合理的な条件）」については、判例及び競争政策当局の判断の動向を注視し、必要に応じ、関連する情報の収集・分析を行う。

(総務省、経済産業省、関係府省)

## **(2) 公平でオープンな国際標準化システムの実現を目指す**

2007年度も引き続き、貿易の技術的障害に関する協定（WTO／TBT協定）の実施や運用の改善等に関する議論に積極的に参画するなど、より公平でオープンな国際標準化システムの実現に積極的に貢献する。

（総務省、経済産業省、関係府省）

### **Ⅲ. 中小・ベンチャー企業を支援する**

我が国の中小・ベンチャー企業は、産業の基盤を担うとともに、技術革新が加速化し産業構造が変化する中で、新たな産業の創出、就業機会の増大、地域経済の活性化など経済の活力の維持・強化に重要な役割を果たしている。こうした中小・ベンチャー企業が知財を有効活用し発展することができるよう、国、地方公共団体、関係団体、大企業が一丸となった支援策を強化していくことが重要である。

#### **1. 中小・ベンチャー企業に対する相談機能と情報提供を強化する**

##### **(1) 「知財駆け込み寺」の相談機能を強化する**

2006年7月に全国の商工会・商工会議所に設置された「知財駆け込み寺」について、2007年度から、事業者の相談に応ずる経営指導員向けの講習会の開催、事例集・Q&A集の作成・配付などを行い、経営指導員の知財に関する知識を向上させるとともに、事業者向けに知財専門家による個別相談会等を開催し、「知財駆け込み寺」の相談機能を強化する。

(経済産業省)

##### **(2) 支援機関ごとの取組を促進する**

2007年度から、中小・ベンチャー企業が相談を持ち込みやすくなるよう、中小企業・ベンチャー総合支援センター、知的所有権センター等の支援機関に対し、必要な情報を開示しPR活動を強化するよう促す。また、相談者の利便性にかんがみ、支援機関に対し、相談窓口での対応のみならず訪問相談も実施するなどサービスの質的向上を図るよう促す。

(経済産業省、関係府省)

##### **(3) 支援機関間の連携を促進する**

相談の内容やレベルに応じた適切な支援を行うことができるよう、2007年度から、地方公共団体等が中心となって支援機関による連絡会を設立するなど支援機関が相互に密接な連携を取り合い、十分に対応できない場合は

適切な支援機関を紹介するよう促す。

(経済産業省、関係府省)

#### (4) 弁理士・弁護士情報を整備・開示する

i) ユーザーの利便性向上の観点から、2007年度も引き続き、「弁理士ナビ」において、弁理士の専門分野や業務の実績、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士に関する情報等のユーザーからのニーズの高い情報を含め、更なる開示を進めるよう促す。また、2007年度から、弁理士事務所に関して、料金システムの情報、中小・ベンチャー企業への対応実績、構成弁理士等の情報についても、任意で記載するよう促す。さらに、2007年通常国会に提出されている「弁理士法の一部を改正する法律案」が成立した場合には、ユーザーによる弁理士の選択に資する有用な情報の公表について検討を行い、2007年度中に結論を得る。

2007年度から、地方公共団体等が行っている弁理士紹介事業の質を向上させるため、地方公共団体等において、登録要件の設定やユーザーからの評価情報の収集などの取組を行うよう促す。

(経済産業省)

ii) 2007年度も引き続き、ユーザーがニーズに合った知財に強い弁護士を選ぶことができるよう、「弁護士知財ネット」や地方公共団体等の第三者機関において、専門分野や実績、ユーザーからの評価情報等を整備し、可能な情報は開示するよう奨励する。

また、2007年度から日本弁護士連合会が導入する「弁護士情報提供制度」において、知財権ごとの取扱分野や取扱事件などに関する情報を始め、弁護士のプロフィール、活動歴、著作・論文、研修講師・受講歴等の有用な情報を任意で開示するとともに、同制度を一層整備・拡充するよう奨励する。

(法務省、経済産業省)

## 2. 中小・ベンチャー企業の知的財産の創造を支援する

### (1) IPDLの活用や特許出願に関する相談体制を充実させる

研究開発の絞り込みや無駄な出願回避など、中小・ベンチャー企業の効率

的な知財の創造を支援するため、2007年度も引き続き、特許電子図書館（IPDL）の活用や特許情報活用支援アドバイザー、特許出願アドバイザーが行う特許出願に関する相談体制を充実させる。

（経済産業省）

## **（2）職務発明制度、先使用権制度の中小・ベンチャー企業への普及・啓発を推進する**

2007年度も引き続き、中小・ベンチャー企業に重点を置いて職務発明制度の理解を図るべく、手続事例集等を活用しつつ、相談会の開催など普及・啓発活動を推進する。

また、2007年度から、先使用権制度についてもその利用の円滑化を図るため、先使用権制度ガイドライン（事例集）等を活用しつつ、相談会の開催など普及・啓発活動を推進する。

（経済産業省）

## **3. 中小・ベンチャー企業の知的財産の保護を支援する**

### **（1）現行の支援制度の利用を拡大する**

i) 2007年度も引き続き、特許庁や「地域知的財産戦略本部」が行う各種説明会や無料相談会、ウェブサイト、メールマガジンを活用することにより、中小・ベンチャー企業に対する現行の先行技術調査支援制度、早期審査制度、料金減免制度等の支援制度について効果的に周知し、それらの利用拡大を図る。特に、中小・ベンチャー企業の行う審査請求に関する費用負担を軽減するため、民間調査事業者による先行技術調査の結果を無料で提供する先行技術調査支援制度について、周知徹底を図るとともにその利用の拡大に努める。

（経済産業省）

ii) 2007年度も引き続き、中小・ベンチャー企業の知財を活用した研究開発や事業化を推進するため、中小・ベンチャー企業に対し、内外における特許取得関連費用等の助成やコンサルティング等の支援事業を行う。

（総務省、経済産業省）

## (2) 特許の取得・維持の負担軽減策を検討する

- i) 2007年度中に、ユーザーが内外における特許の取得・維持にかかる費用の実態について多面的に分析し、その負担軽減のための方策を検討し、結論を得る。

(経済産業省)

- ii) 2007年度において、日本弁理士会に対し、支援制度の紹介や手数料の延べ払い、成功報酬型払いの提示など、中小企業固有の事情を考慮したサービスが行われるよう促す。

(経済産業省)

## (3) 知的財産権侵害対策を強化する

- i) 2007年度において、大企業による下請企業の知財権侵害の防止にも資するとの観点を踏まえ、法令違反や望ましくない取引慣行等の事例を提示した業界別指針を作成するとともに、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の「買ったたき」に関する内容をより具体化・拡充・周知する。また、2007年度も引き続き、大企業から知財権侵害を受けた場合の対応や申告などについて相談を受ける。

(公正取引委員会、経済産業省、関係府省)

- ii) 2007年度において、日本経済団体連合会が2005年7月に取りまとめた「知的財産権に関する行動指針」について、企業行動憲章の実行の手引きの中に盛り込み、日本経済団体連合会の会員企業が他者の知財権を一層尊重するよう浸透を促す。また、他の産業団体等にも知財権を尊重する同様の取組を促す。

(経済産業省、関係府省)

- iii) 2007年度も引き続き、中小・ベンチャー企業が共同研究などにおいて巧妙な契約により、取引先から技術を取り上げられたりしないよう、2006年11月に改定した「知的財産、企業秘密保持への指針」の周知徹底を図るとともに、知財に係る契約の締結などその実践を奨励する。

(経済産業省)

- iv) 2007年度も引き続き、海外における模倣品・海賊版被害に対し中小・ベンチャー企業が迅速に対応できるよう、侵害調査に関する助成を行う。

(経済産業省)

#### **(4) 海外における権利取得を支援する**

i) 「平成18年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」を踏まえ、2007年度から、海外での知財権取得に要する費用について、中小企業技術革新制度（SBIIR）の交付の対象となる経費として支出するよう努める。

(経済産業省、関係府省)

ii) 2007年度も引き続き、中小・ベンチャー企業が海外特許出願の際に必要な出願費用、翻訳費用、海外弁理士費用等に対する支援措置を講ずる。

(経済産業省)

iii) 2007年度も引き続き、中小企業・ベンチャー総合支援センター、知的所有権センター等の窓口において、翻訳会社、海外弁理士等の紹介や海外出願に際しての助言を行うよう促す。

(経済産業省)

### **4. 中小・ベンチャー企業の知的財産の活用を支援する**

#### **(1) 中小・ベンチャー企業が有する技術の活用を奨励する**

2007年度も引き続き、中小・ベンチャー企業の開発した技術が大企業により取り上げられないよう、大企業の経営陣のみならず購買現場において、取引先選定等の評価システムの中で、中小・ベンチャー企業の技術を尊重するとともに、これを積極的に活用するよう奨励する。

(経済産業省)

#### **(2) 開放特許の活用等を支援する**

2007年度も引き続き、特許流通データベースや開放特許活用例集について周知を図るとともに、イベント等の開催などにより開放特許の活用の促進を図る。また、2007年度から、開放特許の流通が民間や地方公共団体等の関係者間で自立的に行われるよう、地方公共団体による特許流通アシスタントアドバイザーの育成を支援する。

(経済産業省)

### **(3) 大企業からの事業の切出しやのれん分けを促進する**

2007年度において、大企業でいかされていない技術、ノウハウ等の知財やそれらを担う人材がマネジメント・バイアウト（MBO）等の手段により中小・ベンチャー企業において活用されることを促す。

（経済産業省）

## **5. 中小・ベンチャー企業の知的財産に関する能力を高める**

### **(1) 中小・ベンチャー企業の知的財産戦略の策定を支援する**

中小・ベンチャー企業がその経営課題や発展段階に応じた知財戦略を策定することができるよう、2007年度も引き続き、都道府県の中小企業支援センター等を通じ、知財の専門家やコンサルタントを派遣するなどの支援を行う。また、2007年度において、「中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル2006」や「知財で元気な企業2007」等のこれまでの成果をいかしつつ、中小・ベンチャー企業の知財戦略策定を促すための具体的事例を含むマニュアルを整備し、その普及に努める。

（経済産業省）

### **(2) 中小・ベンチャー企業の経営者や支援人材に対する研修を充実させる**

中小・ベンチャー企業が知財を有効に活用した経営戦略を策定・実施することができるよう、2007年度も引き続き、中小企業大学校等において、中小・ベンチャー企業の経営者やそれを支援する中小企業診断士、商工会・商工会議所の経営指導員、地方公共団体の職員等に対する研修を充実させる。

（経済産業省）

### **(3) 中小・ベンチャー企業の優秀な技術を顕彰する**

2007年度も引き続き、中小・ベンチャー企業による知財の創造、保護、活用を一層活発化させるとともに我が国の産業競争力の強化を図るため、国民経済の高度化や産業の発展、画期的な技術革新等に貢献した技術を有する企業や知財の活用に優れた企業を広く顕彰する。

（経済産業省、関係府省）

## **IV. 知的財産を活用して地域を振興する**

地域がその特性に応じた振興策を通じ、自立を図ることが求められている中、地域の大学や中小・ベンチャー企業が有する技術や地域ブランド、観光資源といったコンテンツなど、地域固有の知財を有効に活用することが必要である。このため、地方経済産業局ごとに設けられた地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」や地方公共団体等の取組を通じ、地域の知財戦略の策定とその着実な実施を進めるとともに地域の知財人材の育成を強化していくことが重要である。

### **1. 地域の知的財産戦略を推進する**

#### **(1) 「地域知的財産戦略本部」の活動を強化する**

全国9ブロックの「地域知的財産戦略本部」が中核となって、地域における人材ネットワークの構築や産学連携の推進など、知財を活用した地域振興を推進するため、2007年度において、各地域の特性に応じて策定した「地域知的財産戦略推進計画」を着実に実行し、新たに計画等に盛り込まれた具体的な活動・成果目標を達成するよう促す。

(経済産業省、関係府省)

#### **(2) 地方公共団体の知的財産戦略を推進する**

##### **① 地方公共団体の知的財産に係る戦略や条例の策定を奨励する**

i) 2007年度も引き続き、知財戦略策定に関する情報提供を行うことなどを通じ、都道府県や政令指定都市等の地方公共団体が行う知財に係る戦略や条例の策定、企業・大学等と連携した戦略の実施、その結果の知財戦略へのフィードバック等の取組を奨励する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

ii) 2007年度において、地方公共団体が「地域知的財産戦略本部」を通じ国や他の地方公共団体の取組に関する情報を入手し、独自の支援制度を導入・拡充するとともに、域内において自らの制度と国の制度の周知・普

及を図るよう促す。

(経済産業省)

## ②意欲的な取組を進める地方公共団体に対する支援を強化する

2007年度において、地方公共団体の知財戦略を加速化するため、意欲的な取組を進める都道府県や政令指定都市に対し、「地域知的財産戦略本部」とも連携して国の支援事業を重点的に実施し、成功モデルづくりとその成果の普及を行う。

(経済産業省、関係府省)

## (3) 地域資源の活用を支援する

地域ブランドを育成・確立し、地域の自立的・持続的な成長を実現していくため、2007年通常国会において成立した「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、2007年度から、地域の中小企業や組合が地域の強みとなりうる地域資源（産地の技術、農林水産品、観光資源）を活用して、新商品・新サービスの開発・市場化を進める取組を総合的に支援する。

(経済産業省、関係府省)

## (4) 地域と大学等との連携を促進する

2007年2月に地域再生本部において拡充された「地域の知の拠点再生プログラム」を活用し、2007年度も引き続き、地域の大学等を拠点とした地域の大学・高等専門学校・地方公共団体・中小企業等が連携したネットワークの形成を図り、地域再生の取組を一層推進する。

(総合科学技術会議、地域再生本部、文部科学省、関係府省)

## 2. 地域の知的財産人材を育成する

### (1) 地域振興を直接担う知的財産人材を育成する

2007年度も引き続き、知財を活用した地域振興を促進するため、地域の中小企業の経営者や知財担当者、農業従事者や普及指導員、大学等の研究者、産学連携従事者、公設試験研究機関の研究者、知財政策担当者等の地域

における知財人材に対する研修を充実させる。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

## **(2) 地域における支援人材を育成・活用する**

### **①全国規模での人材データベースを整備する**

2007年度から、日本知的財産協会等の民間団体に対し、大企業で知財関係部局を経験した者など知財戦略に関し多様な知見を持った人材のデータベースの整備を促す。あわせて、2007年度から、「企業等OB人材データベース」や「産学官連携支援データベース」の充実を促すとともに、これら既存のデータベースとの連携・相互利用について検討し、必要な措置を講ずる。

(文部科学省、経済産業省)

### **②知的財産戦略の策定支援を通じた地域の知的財産人材の育成を図る**

2007年度から、地域の人材を活用しつつ、知財を強みとすることが可能な中小・ベンチャー企業のニーズに合うような法律、技術、金融、販売等に係る専門家による支援チーム等を各地域で編成し、中小・ベンチャー企業に派遣して当該企業の知財戦略策定を行うことを通じ、地域の知財戦略支援人材の育成を図る。

(経済産業省)

### **③地域における支援人材を活用する**

i) 2007年度も引き続き、企業の研究部門・知財部門のOBや技術士等の実務経験のある人材を、地域における産学連携を支援するコーディネーターや知財管理のアドバイザー等として積極的に活用する。

(文部科学省、経済産業省)

ii) 地域における弁理士の活用を図るため、2007年度も引き続き、日本弁理士会に対し、地域に設けたアクセスポイントの活用、共同運営支所の設置、知財権制度の周知等を行う「日本弁理士会キャラバン隊」活動の推進を促す。

(経済産業省)

## 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

### I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する

デジタル化や国際化が進展し、本格的な知の大競争時代を迎えているが、コンテンツ分野においては、依然世界のスピードある変化に対応できず、個々の潜在的な能力も十分に発揮されていないといった問題点が指摘されている。今後、未来に向けた長期的な視点に立ち、クリエイティブな創作活動やビジネス展開を加速することにより、コンテンツが産業として国際競争力を強化し、世界を活躍の場として発展していくことが必要である。

2011年には地上デジタル放送への全面移行となるなど、本格的なデジタルコンテンツ時代が到来する。そこでは、インターネット上において、誰でも気軽に参加してコンテンツが創作され、循環していくであろう。今、我々がなすべきことは、多くの国民にとってコンテンツの創造、保護、活用が身近になる時代を展望して、ITモラルやマナーの啓発などIT化の進展に伴う影の部分にも対応しつつ、新しい保護ルールや流通環境を時代に先んじて整えることである。

我が国は、そのような新しいコンテンツ循環社会の広がりを通じて、「ユーザー」、「クリエイター」、「ビジネス」のすべてがWin-Winの関係となる世界最先端のコンテンツ大国を目指す。

#### 1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する

##### (1) ビジネススキームを支える著作権制度を作る

###### ① デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を整備する

デジタル化・ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルール、国際的枠組みについて2007年度中に検討し、最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を2年以内に整備することにより、クリエイターへの還元を進め、創作活動の活

性を図る。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

## ② I Pマルチキャスト放送へのコンテンツ流通を促進する

I Pマルチキャスト放送に関する著作権法改正も踏まえ、地上デジタル放送の同時再送信を、計画されているスケジュールに沿って実施するために必要な措置を2007年度中速やかに講ずる。その際、放送番組に関する権利管理情報を放送事業者やI Pマルチキャスト放送事業者など関係者が協力して整備するよう促す。

I Pマルチキャスト方式による自主放送について、諸外国の動向を踏まえつつ、著作権法上の取扱いの明確化、プロテクションを含む端末技術の標準化の促進、放送番組等のコンテンツ流通市場の整備を2007年度中に進める。

また、クリエイターの新たな創作チャンスが増えるという視点も踏まえ、I Pマルチキャスト放送事業者自らが魅力的な放送コンテンツを創るよう促すとともに、クリエイターとのビジネスマッチングの機会を2007年度中に充実する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## ③違法複製されたコンテンツの個人による複製の問題を解決する

合法的な新しいビジネスの動きを支援するため、インターネット上の違法送信からの複製や海賊版CD・DVDからの複製を私的複製の許容範囲から除外することについて、個人の著作物の利用を過度に萎縮させることのないよう留意しながら検討を進め、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

## ④権利者不明の場合におけるコンテンツの流通を促進する

我が国が蓄積してきた豊かなコンテンツを有効に活用するため、諸外国の動向も踏まえ、権利者の不明その他の理由により利用者が相当の努力を払っても権利者と連絡が取れない場合に、利用の円滑化を進める新たな方策について検討を進め、2007年度中に一定の結論を得る。

(総務省、文部科学省)

### ⑤ネット上のビジネスマーケットを構築する

2007年度中に、コンテンツ製作者が企画提案や作品等の情報提供を行うとともに、国内外の事業者や配信事業者、ファンなどがこれら情報を入力し、コンテンツ配信ビジネスにつなげるためのネット上でのビジネスマーケットを構築する。

(経済産業省)

### ⑥私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る

私的録音・録画について見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行い、2007年度中に結論を得る。その際、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案するとともに、国際条約や国際的な動向との関連やユーザーの視点に留意する。また、技術的保護手段との関係等を踏まえた「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約の在り方の見直し等についての検討を進め、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

### ⑦権利者の利益と公共の利益に留意した権利制限規定を整備する

i) 公表された著作物に聴覚障害者向けに手話や字幕による複製を実施できるようにするなど、障害者による著作物の利用の促進という観点から著作権法上の権利制限規定を整備することについて関係団体による具体的な提案に応じて、検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

ii) e ラーニング推進のため、第三者が作成した著作物を学校の授業の過程で公衆送信により利用することについて、権利者・教育関係者間での権利処理の在り方などに係る教育関係者による具体的な提案に応じて検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

iii) 関係者間での権利委託と許諾システムの整備状況に応じて、医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供するために行う文献等の複製や頒布・提供行為について、著作権者等への影響も勘案した上で、権利制限規定を整備することに関し検討を行い、200

7年度中に結論を得る。

(文部科学省、厚生労働省)

### ⑧契約・利用の観点からライセンシーの保護などについて結論を得る

著作物の「利用権」及びライセンシーの保護に係る制度整備等について検討を行うとともに、その関連で登録制度を見直すことなどに関して検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

## (2) クリエーターに適正な報酬がもたらされる仕組みの下で、円滑な利用を進める

### ①マルチユースを前提とした契約ルールづくりを進める

新たなコンテンツの流通を進めることにより、関係者全体が潤うコンテンツ大国を目指すため、関係者間で契約ルールに関する検討の場を作るなど、マルチユースを前提とした契約ルールづくりを促すため、以下の取組を進める。

- a) 映像コンテンツに関する関係者間で、ネット配信や国際展開などのマルチユースに係る具体的な課題について、関係者への公正な利益の配分や新たなコンテンツ創作の機会の増大にも留意した取組を2007年度中に進めるよう支援する。この中で、放送番組のマルチユースに際し、一般人など連絡先を把握できない出演者からの問合せを受ける窓口機関を作り、利用者によって運営する民間の自主的な取組を促す。
- b) 放送番組のマルチユースを促進することにより関係者全体が潤うよう、『放送番組の制作委託に係る契約見本』や『番組制作委託取引に関する自主基準』の取組を踏まえ、2007年度中に放送事業者と番組制作会社との間でのより具体的な契約モデルの作成を促進するなど、窓口管理業務に関する公正な協議・契約の締結を進め、放送番組の制作委託に係る課題を解決する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

### ②放送コンテンツの競争力強化に関する法制度を整備する

ドラマ、バラエティ、ドキュメンタリーなど多様な放送コンテンツの国際

競争力を更に強化し、その成果をクリエイターや視聴者に還元していくために、コンテンツ・ポータルサイトその他関連の取組との連携を図りつつ、放送コンテンツに係る権利や交渉窓口に関する情報を集約するとともに、その取引を希望する者に広く公開するオープンな市場を形成することにより、その取引や利活用の一層の円滑化を図るための放送コンテンツの競争力強化に関する法制度を検討し、2007年度中に結論を得る。

(総務省)

### ③権利の集中管理を進める

マルチユースに際し、クリエイターに適正な報酬がもたらされる仕組みとして権利の集中管理や権利管理情報の整備を促進するとともに、著作権法上の実演家の著作隣接権の共有に関する解釈を明確にし、利用に関しほとんどの権利者の合意が得られるコンテンツの流通を促進するための方策について検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

### ④コンテンツ業界における契約締結を促進する

関係者間で合意された「放送番組における出演契約ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、コンテンツ業界において契約締結の促進に向けた気運を醸成し、必要に応じその法的な環境の整備を進めるための検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

### ⑤公正透明なコンテンツ産業を実現する

- i) 2007年度も引き続き、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法の普及啓発・相談対応の充実を図るとともに、コンテンツ制作に係る下請取引を行う事業者に対して下請代金支払遅延等防止法に基づく書面調査を実施する等、両法を厳正かつ迅速に運用する。

(公正取引委員会、経済産業省)

- ii) 2007年度も引き続き、個人クリエイターの自主的な組織づくりを奨励するとともに、クリエイターに不利にならない契約慣行や事故災害補償

の在り方などの活動環境づくりに向けた検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる。

(文部科学省、厚生労働省)

#### ⑥利用とのバランスに留意しつつ適正な保護を行う国内制度を整備する

i) コンテンツの流通形態の変化を踏まえ、著作権の間接侵害について検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

ii) 法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省)

iii) 著作物の保護期間の延長や戦時加算の取扱いなど保護期間の在り方について、保護と利用のバランスに留意した検討を行い、2007年度中に一定の結論を得る。

(文部科学省)

iv) いわゆる放送新条約の検討状況を踏まえ、放送事業者への放送前信号に係る権利、譲渡権の付与等に関して検討を行い、2007年度中に結論を得る。

(総務省、文部科学省)

#### ⑦国際的な著作権制度の調和を推進する

2007年度も引き続き、現在検討されている視聴覚的実演や放送機関に関する新条約の早期採択に向けて、積極的に議論に貢献する。また、アジア諸国を中心に、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」や「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」への早期加入を働きかけるとともに、途上国における著作権制度の普及・整備を支援する。

(総務省、外務省、文部科学省)

### (3) 一般ユーザーがコンテンツを利用する環境を充実する

#### ①ネット検索サービス等に係る課題を解決する

情報化時代におけるネット検索サービスが、国民生活の利便性の向上のみ

ならず、産業政策や文化政策上重要であることにかんがみ、ネット上での検索サービス等に伴うサーバーへの複製・編集等や検索結果の表示に関する著作権法上の課題を明確にし、所要の法整備の検討を行い、2007年度中に結論を得る。また、新たなコンテンツへの検索・解析技術の開発・国際標準化や適切な保護ルールの検討などを2007年度から開始する。

(文部科学省、経済産業省)

## ②アーカイブ化を促進し、その活用を図る

i) 公共的なデジタルアーカイブにおける著作物の収集・保存や絶版等に至った著作物で一般ユーザーが入手困難なものの提供など非営利目的や商業的利用と競合しない利用について、クリエイターへの補償措置も考慮しながら、コンテンツの保存・収集・利用を円滑に進められる方策を検討し、2007年度中に一定の結論を得る。

(文部科学省)

ii) 2008年中にNHKアーカイブスのネット配信サービスが行えるよう、必要な法整備を進めるとともに、関係者間の合意や過去の放送番組の二次利用に関する権利処理に係る取組を促し、民間放送事業者や放送番組センターの保有する番組を含め放送番組アーカイブの円滑な利用を促進する。

(総務省、文部科学省)

iii) 2007年度も引き続き、東京国立近代美術館フィルムセンターの機能の充実を図るとともに、漫画やアニメ関係資料、写真の収集保存について、地域・民間等での取組に協力する。

(文部科学省)

iv) 2007年度も引き続き、国立国会図書館において行われている貴重な図書等のデジタル化やインターネット情報資源等を収集保存し、ネット上で一般ユーザーの利用に供する取組について、その促進が図られるよう一層の連携を進める。

(文部科学省、関係府省)

## ③インターネット上でのコンテンツの新たな創作・発信を促す

インターネット上における著作物の自由な創作・発信を促すため、2007年度中に、著作物等のネットワーク上での利用条件を意思表示するシステ

ムの構築を目指し、著作者が予め意思表示する際の利用条件の類型化や本人の意思に基づく権利放棄の取扱い等のルールの法的課題等の研究を行うとともに、民間における自由利用促進のための取組を奨励・支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

#### ④弾力的な価格設定など事業者による柔軟なビジネス展開を奨励する

2007年度も引き続き、消費者利益の向上を図る観点から、事業者による書籍・雑誌・音楽用CD等における非再販品の発行流通の拡大及び価格設定の多様化に向けた取組を奨励し、その実績を公表する。

(公正取引委員会、文部科学省、経済産業省)

#### ⑤音楽用CDにおける再販売価格維持制度について検証する

2007年度も引き続き、ユーザーがコンテンツを選ぶ際に、価格についても幅広い選択肢の中から選ぶことができるよう、音楽用CDについては再販売価格維持制度の運用実態と効果を検証し、必要に応じてより効果的な方途を検討し対応する。

(公正取引委員会、文部科学省、経済産業省)

#### ⑥安心してコンテンツを利用するための取組を奨励・支援する

i) 一部のコンテンツが青少年を含め社会全般に悪影響を及ぼしているとの指摘があることを踏まえ、2007年度も引き続き「映像コンテンツ倫理連絡会議」における取組など、有害なコンテンツから青少年を守るための業界による自主的な取組を促進するとともに、ゲームの対象年齢を表示するレーティング制度の普及等を促進する。

(警察庁、文部科学省、経済産業省)

ii) インターネット上の違法・有害情報の増大に対処するため、2007年度も引き続き、サイトの利用の是非を閲覧者が事前に容易に判断できるよう、情報発信者が自らのコンテンツの表現レベル等をマークとして表示する仕組みの実用化を目指す民間の自主的な取組を支援する。

(総務省)

iii) 権利者団体や通信キャリア事業者等によるモバイル向け著作権侵害コン

コンテンツ配信の根絶に向けた取組を奨励する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## **2. 海外展開を促進する**

### **(1) 日本のコンテンツの強みを世界的に発揮する**

#### **①海外を意識したコンテンツ制作を促進する**

2007年度中に、コンテンツの企画段階から海外との共同製作を進め、現地の消費者の嗜好や番組形態、文化的・社会的規範に十分に配慮したコンテンツを作ることを促すとともに、「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」等を通じて、海外の放送事業者、映画会社、制作会社、実演家団体等との協力関係を深める機会を提供する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

#### **②映画に関する協力覚書の締結を促進する**

2007年度も引き続き、国際ルールの範囲内で、民間団体と海外諸国の団体との合作協定や交流促進協定（相互の映画祭支援や映画人教育交流支援等）の締結、クリエイター等の国際交流、国際共同製作を支援する。特に、映画に関する協力覚書について、これまでに締結されているフランス、韓国以外の主要国とも締結するよう促す。

(外務省、文部科学省、経済産業省)

#### **③企業の海外展開を支援する**

i) 事業者が海外展開を戦略的に進めることができるよう、2007年度中に、日本貿易振興機構（JETRO）等を通じて、海外の市場動向、政策動向、法制度、商慣習、海賊版被害実態、ビジネスの成功事例等の有用な情報を提供するとともに、JETRO等において海外拠点にコンテンツ担当者を配置するなど、情報収集機能や相談対応等の体制を強化する。また、官民挙げて輸出入データや国別市場規模等の統計を整備する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省)

ii) コンテンツ事業者の法務能力を向上するため、2007年度中に、JETROを通じ、国際実務に精通したエンターテインメント・ロイヤーの連

携を進め、国内コンテンツ事業者との交流の場を設ける。

(経済産業省)

iii) 海外におけるコンテンツの販路拡大への支援や日本文化についての国際的な理解を増進するため、2007年度も引き続き、コンテンツ海外流通促進機構への支援、映画・放送番組等コンテンツの海外見本市への出展や海外映画祭への出品の際に必要な字幕作成のための支援、海外における定期的な上映会の開催等を行うほか、国際交流基金やODAを通じ、アニメ・教育番組など我が国コンテンツの海外発信を支援する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

iv) 家庭用ゲームを中心としたゲームの製作・流通に関する国際競争力を強化するため取りまとめられた「ゲーム産業戦略」に基づき、海外展開に向けて2007年度から官民挙げた取組を進める。

(経済産業省)

#### ④コンテンツ事業者の国際競争力を強化する

i) コンテンツビジネスの国際化や流通経路の多様化、M&Aによるメディアのコングロマリット化などの状況を踏まえ、日本のコンテンツ事業者が国際競争力を強化し、グローバル展開を加速するための戦略を2007年度において官民連携して速やかに策定する。また、同戦略に沿って、施策の推進を図るとともに、コンテンツ事業者が自ら主体的に取り組むことを促す。

(経済産業省)

ii) 海外放送メディアのスポンサーとなり得る企業や放送事業者、番組制作者、関係省庁等による官民一体となった支援・協力体制を整備し、日本のコンテンツにとって効果的なウィンドウとなり得るチャンネルの時間枠などの新たな流通ネットワークを開拓・確保し、日本の放送コンテンツを継続して供給する仕組みを構築することにより、その競争力の強化を促進する。

(総務省)

iii) これらの取組を踏まえ、コンテンツ事業者自らも一体となって国際戦略を立案・実行する体制を整えることを促す。

(総務省、経済産業省)

### ⑤コンテンツの国際取引を促進する

2007年度中に、コンテンツの国際取引マーケットであるTIFFCOMについて「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」と連携しつつ一層の充実を図るとともに、コンテンツ・ポータルサイトと連携したネット上のビジネスマーケットの構築などを通じ、様々なコンテンツの国際取引市場を整備する。また、国際取引拡大に必要な人材ネットワークの構築、コンテンツへの投資促進に必要な評価手法の確立、ビジネスの透明化などコンテンツファイナンス促進のための基盤整備を行う。

(経済産業省)

### ⑥海外との共同製作、共同ビジネスの展開を強化する

我が国のプロデューサーの国際共同企画開発を支援するため、2007年度も引き続き、日本映像国際振興協会（ユニジャパン）やJETROなど関係機関が連携しつつ、海外への情報提供・マッチング支援、海外の映画祭等におけるワークショップの開催を行うとともに、法務、資金調達等に対する支援を行う。「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」においても海外との共同製作など国際ビジネス展開を促進するための場を提供する。

(経済産業省)

### ⑦諸外国との連携を強化する

アジア各国の閣僚級会合である「アジアコンテンツ産業セミナー」への参加やアジアを対象としたライセンス研修事業等を2007年度も引き続き実施する。

(外務省、経済産業省)

### ⑧音楽レコードの還流防止措置制度を活用するとともに輸出を拡大する

2007年度も引き続き、音楽レコードの還流防止措置の運用状況や海外における邦楽レコードの販売・ライセンス状況を検証し、輸出の拡大を促す。

(財務省、文部科学省、経済産業省)

## (2) 日本をクリエイションの拠点とするとともに、魅力を世界に伝える

### ①「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を実現する

2007年度から、ゲーム、アニメ、マンガ、音楽、放送、映画のイベントを結集した「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」を開催し、観光、

ファッション、食などのコンテンツ関連分野とも連携を図りつつ日本の魅力を総合的に海外に発信する。その際、コンテンツの輸出を加速するため、ビジネス関係者やメディアを対象とした見本市や国際シンポジウムを充実させ、マーケット機能を強化する。また、東京国際映画祭の開催時期に合わせ、地域においても映画祭やシンポジウムなど映画関連の各種イベントの集中実施を支援する。

(総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

### ②アジア域内の優秀な人材の交流を促進する

アジアにおける優秀な人材の交流や移動を促進するため、コンテンツ分野の高度人材の受入れ拡大の方策等について2007年度中に検討し、必要に応じ制度改正等の措置を講ずる。

(法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省)

### ③コンテンツ・ポータルサイトを支援する

地域発や中小コンテンツ事業者が創造するコンテンツを含め、幅広いコンテンツが備えられ、国内外の利用者が我が国のコンテンツに関する情報に円滑にアクセスできるよう、2007年度も引き続き、日本のコンテンツの情報発信基地であるコンテンツ・ポータルサイトの運用の拡大やその国際化を支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

### ④「アニメ文化大使」事業を促進する

2007年度中に、在外公館等において日本のアニメ作品を上映するなど、アニメを通じて海外に現代日本を紹介し、対日理解を促進する「アニメ文化大使」事業を実施する。その際、当該事業の広報に当たっては、外務省ホームページのほか、可能な限り民間が運営しているコンテンツ関連の英語版ホームページを活用する。

(外務省)

### ⑤ライブエンターテインメントの集積化を促進し、観光との連携を進める

2007年度も引き続き、ホール・劇場・映画館等の集積化などに向けた

関係者の自主的な取組を奨励、支援する。また、地域・観光情報を含めたシアターカレンダーの定期刊行化等を進め、ライブエンターテインメントを通じた国内外への魅力の発信を行い、観光との連携に関する関係者の自主的な取組を奨励、支援する。

(文部科学省、経済産業省、国土交通省)

### **3. コンテンツ人材の育成を図る**

#### **(1) プロデューサーやクリエイターを育成する**

i) 2007年度中に、メディア芸術の次代を担う創造的人材を育成するため、大学、ミュージアム等の推進拠点と制作会社等とのネットワークを形成するとともに、国内外の若手クリエイターによる共同作品制作を実施する。

(文部科学省)

ii) 2007年度も引き続き、専門職大学院(法科大学院を含む。)その他大学における自主的な取組(組織の設置などを含む。)への支援を一層充実するとともに、海外の機関との提携や大学と産業界の連携・協力の促進を行う。また、コンテンツに関わりの深い専門職大学院等においても、その自律的な活動を促進するため、教育活動等の質を適正に評価する認証評価機関の整備に向けた取組を奨励する。

(文部科学省、経済産業省)

iii) 2007年度中に、コンテンツ分野における大学が連携して取りまとめられた優れたコンテンツ人材を育成するための人材養成振興方策や大学と産業界の人材育成に関するニーズの適切なマッチング方策について、関係者への普及を行う。

(文部科学省)

iv) 2007年度中に、以下のコンテンツ人材育成のための事業を支援する。

- a) アニメやゲーム分野におけるコア人材の育成
- b) 若手映画作家の育成
- c) 映画関係団体等が学校や制作現場などと連携して行う制作現場における実践的な実習
- d) 将来性があるプロデューサーやクリエイターの海外留学や海外研修

- e) 大学等における国際的なビジネス展開力やコンテンツ技術に関する知識を有するプロデューサーとその指導者の育成
  - f) 情報通信に関する人材研修事業の一環として、放送番組の制作などの専門的な知識や技術の向上を図るための研修
- (総務省、文部科学省、経済産業省)

## (2) エンターテインメント・ロイヤーを育成する

2007年度も引き続き、国内のエンターテインメント・ロイヤーがビジネス戦略に係る助言や交渉を行うことができるよう、コンテンツ事業者との交流を深めることなどにより、現場の実践を踏まえた専門能力の向上を図ることを支援する。また、世界的に用いられている映像コンテンツの海外販売における基本契約書の日本語翻訳版を普及することにより、海外展開のための法務サービスを強化するよう促す。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## (3) 映像産業振興機構の活動を支援する

2007年度も引き続き、映画、放送、ゲーム、アニメ、音楽等の各業界が、一体となって映像産業振興機構の活動に協力することを奨励するとともに、映像産業振興機構が行う以下の活動を支援する。

- a) インターンシップの充実など産学連携による人材の育成とその活用
- b) 大学等で教える産業界の人材の登録・紹介
- c) 金融機関による出資・融資の斡旋などによる作品制作助成
- d) 各種政策助成措置の斡旋による起業支援
- e) 内外市場の整備・開拓の取組や関係者間の連携の取組

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## (4) 映像に係る産学官の集積を支援する

映像産業に係る教育機関、事業者、インキュベーター、エンターテインメント・ロイヤーなどの専門職種が地域に集積し、相互協力により各地域に競争力のある映像産業クラスターが形成されるよう、2007年度に実現可能性の調査を行う等産学官連携の取組を支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## **(5) コンテンツ等の融合分野の人材を育成する**

コンテンツ等の自然科学と人文・社会科学の融合分野において、国際性や知財の知識を持つ人材は重要であり、2007年度も引き続き、デジタル技術に関する論理的思考能力と芸術的な表現能力などを兼ね備えた人材育成の取組を支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

## **(6) 優れたコンテンツを顕彰し、制作を促進する**

### **①外国人マンガ家を顕彰する**

マンガという日本発の表現方式を国際的に浸透させるため、2007年度から新進気鋭の外国人マンガ家を表彰する「国際漫画賞」を設ける。

(外務省)

### **②「メディア芸術祭」を充実する**

2007年度も引き続き、メディア芸術に関する優れたコンテンツを顕彰し、発表と鑑賞の場を提供するとともに、国内外の制作者によるシンポジウムの開催、新しいメディア芸術表現を追究した作品展示を行い、人材育成の機会を充実する。また、コンテンツ人材とビジネスとのマッチングを行う場として、学生作品を対象としたコンテストの開催などの取組を促進する。

(文部科学省)

### **③有能な人材を発掘し、顕彰する**

2007年度も引き続き、映画、音楽、アニメ等の各種コンペティションの取組や優れた業績を残した人材を顕彰する取組を幅広く支援する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## **(7) コンテンツに関する教育や啓発を充実する**

様々な体験活動を通じて創作することの大切さを知り、創作物を尊重する価値観を育むことにより、コンテンツやクリエイターを大切にする意識を醸成するとともに、2007年度中に、映像産業振興機構において、子どもたちに推奨する日本映画のリストや海外における日本文化への理解を

促進するための日本映画の推奨リストを作成する。

(文部科学省)

## **4. コンテンツに関する研究開発を推進する**

### **(1) 世界をリードするコンテンツ関連技術の開発、普及を進める**

#### **①技術の開発を促進する**

2007年度も引き続き、以下のコンテンツ関連技術の開発を進める。

- a) 文化財関係の公開・展示技術等の研究開発
- b) 権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証
- c) 高精細度画像関連技術の研究開発の支援、ハイビジョン技術の海外への普及促進
- d) 教育コンテンツ等の共同利用を促進するための研究開発

(総務省、文部科学省、経済産業省)

#### **②コンテンツ等の融合分野の知的創造活動を支援する**

デザインやコンテンツ等に係る工学分野と芸術分野との融合領域における知的創造活動を促進するため、2007年度も引き続き分野間の連携の下でメディア芸術に関する基盤的な研究開発を支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

#### **③産学官が連携し、先導的技術の研究開発を推進する**

2007年度から、将来の実用化を目指したコンテンツに関する先導的技術の研究開発を戦略的に進めるため、コンテンツに関して産学官が交流する場を設けるなどによる研究者と産業界との連携を進める。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

#### **④情報家電のネットワーク化を一層促進する**

我が国の技術開発力をいかし、ユーザーにとって便利でやさしい情報家電のネットワーク化を一層促進するため、以下の研究開発・実証実験を2007年度も引き続き実施する。

- a) 性能に差異がある情報家電でも、安全・安心に、ネットバンキングや  
e コマース、機器自動調整等のサービスに利用できる技術の確立
- b) 各情報家電の相互接続性確保のために最低限必要なホームサーバー・  
ホームゲートウェイの仕様の確立
- c) コンテンツ配信モデルの検証

(総務省、経済産業省)

## (2) ハードとソフトを連携させたビジネスモデルを構築する

### ①日本発のコンテンツ関連技術の開発を促進する

マンガ、アニメなど日本の優れたコンテンツを生み出すノウハウをいかしたコンテンツ作成技術などにおいて世界をリードできるよう、2007年度中に、「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」などの場において、CGなどソフト・ハードの連携に資する技術についての情報発信を行う。

(経済産業省)

### ②コンテンツビジネスに係るインフラ整備を促進する

デジタルコンテンツの流通を促進するための重要な基盤である地上デジタル放送に関し、2011年の全面移行に向け、デジタル受信機の全世帯への普及を促進するなど官民連携した取組を進める。

(総務省)

## (3) バランスのとれたプロテクションシステムを採用する

コンテンツの流通を促進するに当たり、技術革新のメリット・利便性を国民が最大限に享受できるようにするとの観点も踏まえ、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護を図り、あわせてコンテンツビジネスが拡大するよう、バランスのとれたプロテクションシステムの策定・採用を促進するため、以下の取組を進める。

- a) 地上デジタル放送に関わる、いわゆる「コピーワンス」ルールの見直しに代表されるように、一定の枠組みにおける電波利用方式の設定・実施、放送関連機器・システムの規格・運用に関わるプロテクションシステムの設定は、事実上利用に当たっての制約になる可能性がある。したがって、こうしたプロテクションシステムの設定について、行政として

も引き続き、視聴者、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得て、その検討プロセスを公開し、その透明化を図ることによりシステム間の競争を促進するとともに、あわせて、その透明、競争的かつ継続的な見直しプロセスの在り方についても検討し、これまでの成果を踏まえ2007年度中の早期に結論を得る。

- b) 民間事業者において動画配信サービス等のプロテクションシステムを検討する場合は、権利者が安心してコンテンツを提供できる環境を作るとともに過去の失敗例に学び、ユーザーの使いやすさに配慮したルールの採用を奨励する。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

## **5. コンテンツの制作・投資を促進する**

### **(1) 放送コンテンツの取引市場を整備する**

2007年度中に、民間において信頼性の高い放送コンテンツの価値評価手法を確立するとともに、二次利用を含めた放送コンテンツの取引市場を整備するよう促す。

(総務省)

### **(2) コンテンツ制作に対する投資を促進する**

- i) コンテンツ制作に対する投資を促進するよう、2007年度も引き続き、金融商品・サービスを横断的に規制する金融商品取引法の周知を徹底する。

(金融庁、経済産業省)

- ii) より多くの事業者がコンテンツの信託業に参入することができるよう、2007年度も引き続き、信託の担い手の拡大など信託制度の活性化について信託業法の施行状況等を踏まえ検討を進め、必要に応じ制度を整備する。

(金融庁)

- iii) 制作会社が広く資金調達を行うことができるよう、2007年度も引き続き、LPS(投資事業有限責任組合)制度や共同事業の手段として整備されたLLP(有限責任事業組合)制度など各種金融支援制度の普及に努める。

(経済産業省)

### **(3) 税制上のインセンティブを検討する**

個人や法人によるコンテンツの制作への資金拠出を円滑化するため、税制上の更なるインセンティブの付与について2007年度中に検討を行うとともに、関連する制度の周知普及を図る。

(総務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

### **(4) フィルムコミッション等の映像制作活動を支援する**

i) 2007年度も引き続き、全国の関係行政機関等に対し、映像制作及び道路や公的施設の円滑な利用についての理解増進に向けた働きかけを行うとともに、国の施設を活用したロケーションが行われるよう基準を整備したり、東京国際映画祭においてロケーションマーケットを実施する。

(文部科学省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

ii) 2007年度も引き続き、日本と海外のフィルムコミッションの連携を促進するとともに、各地のロケーションに必要な情報をインターネット上に集約した「全国ロケーションデータベース」について、新たに作成された外国語版を含め一層の活用を進める。

(文部科学省)

### **(5) 地方のコンテンツ産業を振興する**

2007年度も引き続き、海外からの積極的なロケーションの受入れ、地域での上映イベントの開催など、観光産業を始めとした地域の産業とコンテンツが一体となった取組を支援し、地域の文化や特殊性をいかした魅力あるコンテンツ産業を振興する。

(経済産業省)

## **6. コンテンツ促進法を的確に運用する**

2007年度も引き続き、コンテンツ促進法を的確に運用するとともに、同法の施行状況を評価し、必要に応じ見直しを行う。また、同法第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール制度」の関係府省における取組状況の定期的な調査等を通じ、2007年度も引き続き、同制度の積極的な利用を推進する。

(関係府省)

## Ⅱ. ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略を進める

世界に信頼され、尊敬され、愛される「美しい国、日本」を創っていくためには、日本人自身が「日本の魅力」を再認識・再評価するとともに、我が国の文化創造力を一層高め、国として魅力ある「日本ブランド」を確立・強化していくことが必要である。また、その「日本の魅力」を海外に向けて積極的に発信していくことが重要である。

その際、日本食・地域ブランド・ファッションには、海外でも十分通じる優れたものが豊富に存在しており、こうした日本の優れたライフスタイルをいかした「日本ブランド」づくりが国家戦略上も重要である。

このようなライフスタイルに関わるビジネスは民間がその主役を担ってきているが、今後は政府としても、更なる発展に必要な環境整備や支援に努めていくことが必要である。

また、「日本ブランド」の発信に当たっては、観光や文化外交などの施策とも連携しつつ、かつ、海外において評価されている他のコンテンツ（アニメ、マンガ等）とも連携した総合的な発信が効果的である。

### 1. 豊かな食文化を醸成する

#### (1) 日本食の魅力を世界に発信し、日本食人口の倍増を目指す

##### ① 日本食の世界への発信を強化する

日本食の普及・発信に係る連携・協力の促進、情報交換・技術交流のため、2007年度から、関係公的機関、業界団体、料理人、日本からの進出企業等が現地でネットワークを構築することを促進する。また、在外公館や国際交流基金、日本貿易振興機構（JETRO）、国際観光振興機構（JNTO）等が民間とも連携して、懐石料理から家庭料理、日本茶、日本酒を含む多様な日本食とそれを支える食材について、背景にある伝統、文化も含めて発信するための取組を強化する。

（外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

## ②日本食レストラン推奨計画の取組を支援する

2007年3月に取りまとめられた「海外日本食レストラン推奨計画」を具体化するため、推奨計画全体の枠組みを決定・管理する国内組織の立ち上げを支援する。また、世界各地において日本食レストランに関する基礎調査の実施や料理講習会の開催など、海外で推奨を実施する組織の設置や活動を支援する。

(農林水産省、関係府省)

## ③外国人シェフを対象とした実務研修の充実を図る

世界各地において実施する日本食特有の生魚の取扱い等衛生的な観点にも配慮した料理技術講習会についてその充実・強化を図るとともに、2007年度も引き続き、料理人団体や専門学校が実施する海外の料理学校との連携や外国人シェフの日本料理店等における実務研修などの自主的な取組を支援する。

(外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省)

## (2) 優れた日本産の食材を世界に普及させる

### ①総合的な輸出拡大戦略を推進する

我が国農林水産物等の輸出額を2013年までに1兆円規模にするという目標の実現に向け、2007年5月に策定した「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」の下、官民が連携して、検疫交渉の加速化等の輸出環境の整備、品目別の戦略的な輸出促進、日本食・日本食材等の海外への情報発信等を推進する。

(外務省、農林水産省)

### ②日本食材のブランド化を促進する

国際市場における日本の農産物のブランド化を図るため、2007年度から和牛や日本産果実等の統一的なマークの策定とその管理の徹底を促す。これと併せて、日本産農産物の信頼性を確保するための生産、流通各段階における品質や安全性の確保・向上のための取組を強化する。

(農林水産省)

### **(3) 国民運動として食育を推進する**

「食育推進基本計画」に従い、2007年度も引き続き6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」を中心とする広報啓発活動を展開するとともに、食文化の継承のための活動への支援、地産地消の推進などに取り組み、国民運動として食育を推進する。

(内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、関係府省)

### **(4) 優れた日本の食文化を評価し、発展させる**

#### **①食文化に関する民間主体の取組を促進する**

「食文化研究推進懇談会」等の民間の主体的な活動による日本の食文化の評価及び国内外への普及に向けた取組について、2007年度も引き続き支援するとともに、その成果や知見を積極的に政策に反映する。

(外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、関係府省)

#### **②地域の食文化を発信する**

2007年度から、郷土料理等の百選を実施するなど、地域に根付いた伝統食や伝統食材、これらに関わる伝統文化等を取りまとめ、公表する。

(農林水産省)

### **(5) 食を担う多様な人材を育成する**

2007年度から民間団体が新たに実施する日本料理コンクールを始め、専門調理師・調理技能士の育成、調理師養成施設等と料理業界の連携など料理人の資質の向上のために民間が実施する取組を引き続き支援する。また、食を担う多様な人材を育成するため、食関係の学部、学科の設置やカリキュラムなどの教育の充実について、大学等による自主的な取組を支援する。

(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)

## **2. 多様で信頼できる地域ブランドを確立する**

### **(1) 地域団体商標制度の活用を促す**

2007年度も引き続き、関係者が連携・協力して団体等に対する普及・啓発活動を実施し、各種団体が同制度を積極的に活用することを促進する。

また、2008年度から、地域団体商標制度の普及促進・発展に貢献した者を顕彰する。

(農林水産省、経済産業省)

## (2) 魅力ある地域ブランドを生成する

### ①地域ブランド化に向けた戦略的な取組を支援する

2007年度から地域ブランド確立の成功事例を紹介するとともに、引き続き優れたブランドを顕彰するコンテストへの支援を実施し地域ブランド化に向けた取組の更なる進展を促す。また、地域資源に関する市場調査やそれを踏まえた戦略づくり、地域の中小企業等が行う開発、商品の高品質化・高付加価値化の取組に対し支援を強化する。

(農林水産省、経済産業省)

### ②人材の確保と育成を支援する

2007年度から、地域ブランド化を目指す商品の商品概念の構築、販路創出、ブランド管理等の各段階に応じた専門性の高いアドバイザーやコーディネーターの派遣、セミナーの開催等を通じた地域ブランド商品の事業化を支える人材の確保・育成を強化する。

(農林水産省、経済産業省)

### (3) 個別の地域食品ブランドについて基準の策定を促す

民間が整備した「地域食品ブランド表示基準認証制度(本場の本物)」について、2007年度も引き続きその普及・啓発を促進するとともに、各団体が同制度を積極的に活用し、個別の地域食品ブランドごとにその地理的範囲や生産方法、品質などの基準を自主的に作成・公表することを促進する。

(農林水産省)

### (4) 景品表示法を厳正に運用する

地域ブランドに関し消費者取引の適正化を図るため、2007年度も引き続き、一般消費者の協力も得て、景品表示法を厳正に運用し、不正表示の取締りを進める。

(公正取引委員会)

### **(5) 地域ブランドの発信を強化する**

地域ブランドを生産・販売する生産団体や中小企業等による国内外における展示会や見本市の開催・出展等に対し、2007年度において支援を強化する。

(農林水産省、経済産業省)

## **3. 日本のファッションを世界ブランドとして確立する**

### **(1) 世界に情報発信する**

#### **①「東京発 日本ファッション・ウィーク」を抜本的に強化する**

i) 2007年度において、我が国が比較優位を有する高付加価値の生地  
の展示会や一般消費者を対象としたイベントを東京コレクションとともに  
「東京発 日本ファッション・ウィーク」の事業として明確に位置付け、  
それらの機能強化を図る。また、そうした取組に必要な財政基盤を官民挙  
げて強化する。

(経済産業省)

ii) アジアの情報発信拠点としての日本の地位を一層高めるため、2007  
年度において、アジアを始めとする世界の優れた新進デザイナーの出展機  
会を抜本的に増やすとともに、海外のバイヤーやメディアへのPRを強化  
する。

(外務省、経済産業省)

iii) 2007年度も引き続き、資質は高いが資力に乏しい新進デザイナーに  
対し、東京コレクションの会場使用料を免除するとともに、必要に応じ合  
同の商談会場を提供する。

(経済産業省)

#### **②在外公館などの海外拠点を活用する**

2007年度から、ファッション関係の民間団体等が在外公館などの海外  
の拠点を活用し、日本の優れたデザイナーによるフロアショーや展示会を行  
うことを支援する。

(外務省、経済産業省)

### ③ストリートファッションを世界に紹介する

- i) 2007年度も引き続き、ファッション関係の民間団体等に対し、海外からの関心が高いストリートファッションに関するウェブサイトの情報を充実するよう促す。

(経済産業省、国土交通省)

- ii) ビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として2006年度に外国人観光客向けに行われた「原宿ウォーキングツアー」の取組を参考に、2007年度も引き続き、地域が自主的に行う同様の取組を支援する。

(経済産業省、国土交通省)

## (2) 国内におけるクリエイションを活性化する

### ①ビジネスの機会を提供する

- i) 2007年度も引き続き、技術力のある中小の繊維製造事業者と優れたデザイナーが組み、流通力のあるアパレル・小売企業との連携を図る展示会である「クリエイション・ビジネスフォーラム」を充実させる。

(経済産業省)

- ii) 2007年度も引き続き、新進デザイナーとアパレル企業との連携強化や小売企業による売り場提供を促す。

(経済産業省)

### ②海外の優秀な人材を積極的に受け入れる

海外のデザイナーなどが日本で活躍する機会を増やす観点から、2007年度中に高度人材としての受入れ拡大のニーズやその方策について検討し、必要に応じ制度改正等の措置を講ずる。

(法務省、厚生労働省、経済産業省)

### ③生地やデザインのアーカイブを整備する

これまでに繊維・ファッション産業が作り上げてきた各産地の生地や時代を画したデザインの服の散逸を防ぐとともに、新たな製品開発を刺激するものとなるよう、2007年度中に、それらを1箇所集積したアーカイブの整備に向けた検討を行い、結論を得る。

(経済産業省)

### **(3) ファッション関係の人材を育成する**

世界に通用するデザイナーや国際ビジネスに精通した人材を育成するため、以下の取組を行う。

- a) 2007年度から、経営関連の大学の学部や大学院などにおいてファッション関連の授業科目を開設するなど、大学等による自主的な取組を支援する。
- b) 2007年度も引き続き、人材養成機関に対し、繊維のものづくり技術やデザインに関する知識を有し、国内外のファッションビジネスにも通じている人材を産業界から講師として登用する取組を強化するよう促す。
- c) 2007年度も引き続き、産業界に対し、受講生のインターン受入れを充実するよう促す。

(文部科学省、経済産業省)

### **(4) 海外展開を支援する**

#### **①海外展示会への出展支援を充実する**

2007年度から、JETROが支援を行う海外展示会については、JETROを通じ、展示会の主催者や出展企業に対し、対象とする顧客層の明確化やそれに適した開催都市の選択、出展ブランドの充実、商談機能の一層の強化、展示前後のフォロー体制の強化等を図るよう促す。

(経済産業省)

#### **②事業者への情報提供を充実する**

2007年度から、JETROが中心となり、海外展開の経験に乏しい中小の繊維製造事業者や中小のアパレル・小売企業に対し、海外の契約実務や商慣行など必要な情報提供を行う。

(経済産業省)

#### **③デザイン・ブランドの模倣品問題に適切に対処する**

2007年度において、国内の繊維産業団体等に対し、デザインやブランドの保護強化のための検討体制を整備するとともに、他の先進国の団体との連携やアジア諸国等への働きかけを強めるよう促す。また、2007年度も

引き続き、各種セミナーや展示会などの機会を通じ知的財産制度の普及・啓発を図り、企業戦略上重要なデザインやブランドについては国内外で知的財産権を取得するよう促す。

(経済産業省)

#### **(5) 地域の取組を奨励する**

##### **①地域の特性を踏まえたファッションの振興と良好な景観づくりを促す**

2007年度も引き続き、地域の歴史的・産業的特性を踏まえたファッションの振興を促すとともに、良好な景観づくりを行うよう支援する。

(経済産業省、国土交通省)

##### **②新たなファッションの需要を創出する**

2007年度も引き続き、環境への配慮と快適性を兼ね備えたファッションやシニア世代を含む大人向けファッションなど、地域や民間が創意工夫により新たな需要を創出する取組を奨励する。

(経済産業省)

## **4. 日本の魅力を海外に発信する**

### **(1) 海外への情報発信を強化する**

#### **①日本の玄関口の活用を促進する**

2007年度も引き続き、在外公館において、日本ブランドの発信に貢献する民間企業等に対し、製品展示会等の催しの開催、相手国政府への仲介、情報提供等により積極的に支援するとともに、政府自らも日本ブランドの発信を推進する。また、国際空港の免税エリアなど外国人の目に付きやすい場所を活用した日本のブランド製品の販売や各種情報の発信を促進する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省)

#### **②外国人観光客やメディアに積極的に発信する**

2007年度も引き続き、外国人観光客を対象として、日本の食、地域ブランドや、ファッションなどの日本ブランドを取り入れた観光ツアーやイベントの企画・提案に関する関係者の自主的な取組を支援する。また、官民が

取り組む各種イベントについて、海外メディアなどに対する積極的な情報発信を促す。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

### ③国際放送を活用する

外国人向けの映像国際放送の2008年度中の開始を見据え、アニメ、音楽、映画等の映像コンテンツを始め、観光、ファッション、食、工業デザイン等のあらゆる分野において日本の魅力を発信していくため、映像国際放送の具体的な活用方法を検討し、必要な支援策を講ずるとともに、政府や関係団体が一体となった取組を推進する。

(総務省、関係府省)

### ④日本の魅力発信について分野横断的な取組による相乗効果を図る

2007年度から、日本のライフスタイルを支える食文化、工芸品、ファッション、さらにはマンガやアニメといった各種のコンテンツについて、連携したイベントを企画・実施する等、背景にある地域性、伝統、文化等の相互の関連性をいかした相乗的な魅力の発信を推進する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

## (2) 日本ブランドに関する調査の結果を体系的に整理し活用する

現在、在外公館、国際交流基金、JETRO、JNTO等の公的機関が、文化交流、観光立国、輸出促進などの個別の目的に応じて実施している海外における日本のイメージ等に関する調査・情報収集活動について、2007年度から、その内容の充実を図るとともに、その結果を体系的に整理し、分析・評価して関係者間で共有する体制を構築する。さらに、関係省庁が相互に連携し、これら分析結果を各種施策の運営に反映する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

## (3) 日本文化の発展や海外発信に貢献した者を顕彰する

2007年度も引き続き、日本文化の発展や海外への紹介に功績のあった者を積極的に顕彰する。その際、外国人を積極的に顕彰するとともに、年齢

にとらわれることなく、速やかに顕彰する。

(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

#### **(4) 優れたライフスタイルを評価し、日本ブランドとして確立する**

##### **①新しい日本ブランド＝新日本様式を推進する**

日本の伝統文化に見いだされるデザイン・機能・コンテンツなどを現代生活に合わせて再提言し、新しい日本ブランド(「新日本様式」として確立することを目的として、商品・コンテンツの選定、開発・提供等に対する支援、国内外への普及啓発等の活動を、2007年度も引き続き積極的に奨励する。

(外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

##### **②我が国の優れた製品を日本ブランドとして確立し発信する**

我が国のインテリア関連製品(家具、食器等)の中から世界の生活者に訴求することのできる機能性、デザイン性、物語性を兼ね備えた製品を選定するとともに、海外の代表的な展示会に出展支援すること等、世界で通用する日本ブランドを構築するための取組を2007年度から開始する。

(経済産業省)

#### **(5) 日本の高い「感性」を発信し、経済価値の創造につなげる**

日本の「感性」の力をものづくりに活用し、経済の原動力とするため、産学官が一体となって取り組んでいくべき事項等を取りまとめた「感性価値創造イニシアティブ」に基づき、2007年度から、例えば国内外への関心を高めるためのシンポジウムの開催、感性価値創造を担う関係者から成る「感性価値創造フォーラム(仮称)」の設立等の取組を推進する。

(経済産業省)

#### **(6) 日本発のデザインであることの表示を促す**

日本人の発案、デザインであることを世界の消費者に対してアピールするため、2007年度から、自主的な取組として、日本企業や日本人が企画・デザイン等を行った製品であることが明らかになるよう表示することを促進する。

(経済産業省)

## 第5章 人材の育成と国民意識の向上

知財立国の実現に当たり最も重要なことは、知財を創造し、保護し、活用する人材を育成することである。

このため、2006年1月、「知的財産人材育成総合戦略」が取りまとめられた。今後もこの戦略に基づき、知財専門人材の大幅増加、若年層など各段階に応じた知財教育の推進、国際的に通用する知財専門人材の育成・確保及び知財人材のキャリアパスの確立に向け、産学官が連携して知財人材の育成に一層取り組むことが必要である。

### 1. 知的財産人材育成総合戦略を実行する

2007年度も引き続き、「知的財産人材育成総合戦略」を着実に実行し、知財専門人材の一層の増加及びその能力の高度化、広域化、知財創出・マネジメント人材の知財活用能力の高度化及び国民全体の知財民度の向上を図る。あわせて、大学、企業等に対してもその実施を促す。

また、第1期（2005年度～2007年度）における知財人材育成に関する各種施策の実施状況に関する評価を2007年度中に行い、第2期（2008年度～2011年度）に向けて必要な措置を講ずる。

（法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省）

### 2. 知的財産人材育成を官民挙げて進める

#### （1）知的財産人材育成推進協議会を支援する

2007年度も引き続き、知的財産人材育成推進協議会を中心とした関係機関の連携の下、異なる職種の知財専門人材（例えば、企業の知財部員、弁理士及び審査官）が議論し合う研修の実施など各研修機関の長所をいかしつつ、相乗効果を発揮した活動を行うよう促すとともに、これを支援する。

また、2007年度から知的財産人材育成推進協議会が設立したウェブサイトを通じて、関係機関の研修情報の掲載など知財人材育成に関する総合的

な情報の発信を行うよう促す。

(法務省、文部科学省、経済産業省、関係府省)

## (2) 知的財産教育研究への支援プログラムを充実する

2007年度も引き続き、競争原理に基づいて優れた取組を選定し財政支援を行う各種のプログラムにおいて、知財の分野を支援するとともに、知財教育に取り組む法科大学院や知財専門職大学院、技術経営(MOT)プログラムなどにおける優れた取組を促進し、高等教育機関における知財教育を充実させる。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

## (3) 先端技術を理解できる人材等を知的財産専門人材として活用する

i) 2007年度も引き続き、先端技術に深い知識と経験を有する研究者・技術者や技術士、ポストドクター、信託等の金融についての知識経験を有する者などを知財専門人材として活用するために、知財に関する様々な職種の情報収集し、業界紙や学会誌等の各種のメディアを通じて周知・紹介する。

(文部科学省、経済産業省)

ii) 各大学において、より実践的な研究人材など知識基盤社会を多様に支える高度専門人材を産学の協働で育成するため、2007年度も引き続き、単位認定を前提とした長期インターンシップ体系の構築を支援し、その普及を促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

## (4) 海外派遣など海外との交流を活発化する

### ①国際的な知的財産専門人材を育成する

知財を活用して国際的な産学官連携や企業の事業展開を進めるため、2007年度も引き続き、科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知財専門人材の育成、確保に取り組む。また、2007年度も引き続き、海外研修等を通じ大学知的財産本部において国際的に通用する知財専門人材を育成・確保するために必要な取組を推進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

## ②アジア等の人材の受入れと専門家派遣を拡充する

2007年度も引き続き、日本をアジアの知財人材育成の拠点とすべく、アジア等の知財人材の受入れと専門家の派遣を拡充する。また、大学の学部や大学院における同様の取組を奨励する。

(外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

## (5) 知財人材育成ネットワークの構築を図る

i) 日本の研修機関や大学等において知財教育を受けたアジア等の知財人材との連携を深めるなど、2007年度も引き続き、国内外人材ネットワークを充実させる。

(外務省、文部科学省、経済産業省)

ii) 大学の知財活動を充実し、技術移転等を一層効果的に進めるため、2007年度も引き続き、知財に関する人材ネットワークを構築し活用する大学・技術移転機関(TLO)の自主的な取組を奨励する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

iii) 研修機関間の国際的なネットワークの構築に向け、2007年度から、研修機関間の国際的な交流の場に積極的に参加する。特に、アジアにおいては日本における知財人材育成の取組を紹介するなど、日本が中心となって研修機関間のネットワークの構築を行う。

(経済産業省、関係府省)

## (6) 学会を活用するとともに知的財産に関する研究を支援する

### ①各種学会における知的財産関連の研究を促す

研究者等に対する知財の普及・啓発のため、2007年度も引き続き、自然科学系・経営系等の学会において知財に関する分科会の設立を促す。また、知財系の学会に対しては、知財人材育成に関する研究を2007年度も引き続き行うよう促す。

(文部科学省、経済産業省)

### ②知的財産に関する総合的かつ学際的な研究を行う

2007年度も引き続き、情報学や環境学の発達によって情報産業や環境関連産業が発達したことにかんがみ、科学技術、コンテンツ、法学、経営学

等の多様なアプローチに基づき、知財に関する総合的かつ学際的な研究を推進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

## **(7) 知的財産の教育者や教材・教育ツールを開発する**

### **① 知的財産の教育者を育成する**

初等中等教育や大学、民間企業など広範な分野において知財人材の育成が求められているため、2007年度も引き続き、最新かつ実践的な教育プログラムに関する研究やその成果について積極的に情報提供するとともに、集中的な研修を通じ教育者を育成する。

(文部科学省、経済産業省)

### **② 知的財産教育に関する教材・教育ツールを開発する**

i) 2007年度も引き続き、特許権や著作権などを統一した知財教育のプログラムを策定するとともに、学校での知財教育を支援するため、初等中等教育における各段階に応じた教材の作成・提供や手引書の作成、学校における知財教育の具体的手法の研究開発など、知財に関する教育事業を実施する。

また、eラーニングを始めとして、いつでもどこでも知的財産教育を受けられるよう、2007年度から教材のダウンロードが可能な環境の整備を進めるとともに、モバイル端末等で利用できる教材の充実を図る。

(文部科学省、経済産業省)

ii) 知財に関する多様な教育・研修機会の拡大を図るため、放送大学において2007年度から知財関連科目の面接授業（スクーリング）を開始し、2008年度からは知財関連科目の放送授業を開始するよう促す。また、2007年度も引き続き、メディア教育開発センターにおける著作権等の知財に関する教材開発と普及支援などを促す。

(文部科学省)

## **(8) 知的財産人材に関する評価指標の充実を図る**

i) 知財専門人材に対する社会一般の認識を高め、地位の向上を図るため、2007年度中に、職業能力開発促進法に基づく技能検定制度に知財の専

門職種を追加する等必要な措置を講ずる。

(厚生労働省)

- ii) 2007年2月、企業の知財活動に関わる人材に求められるスキルを明確化した「知財人材スキル標準」が策定された。この標準がより多くの企業において利用されるよう、その周知及び普及を図る。

(経済産業省、関係府省)

### **(9) 知的財産に関する研究助成や表彰事業を充実させる**

2007年度から、民間機関による知財に関する研究助成、表彰など様々な取組を促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

## **3. 知的財産人材育成機関を整備する**

### **(1) 教育機関における柔軟で実践的な知的財産教育の環境を整備する**

- i) 2007年度も引き続き、大学等の工学部、理学部、農学部、医学部、歯学部、薬学部等の理系学部や法学部、芸術学部、経営学部といった将来の知財専門人材や知財創出・マネジメント人材を育成する学部・学科等において、それぞれの専攻に即した知財教育を展開することを促す。

(文部科学省)

- ii) 2007年度も引き続き、知財分野に精通し、研究開発、経営、起業等に豊富な知識・経験を有する民間企業等の人材を教員又は講師として、法科大学院、MOTプログラム、知財専門職大学院、知財を専攻する学部・学科において積極的に活用するよう促す。また、夜間及び休日専門の法科大学院の創設や夜間の講座の拡充等、社会人教育や実務家教員の参画を容易にするための各大学の取組を促す。

(総合科学技術会議、文部科学省)

- iii) 2007年度も引き続き、大学等の教育機関において、各々知財に関する教育を提供することが容易でない場合、大学等の教育機関がコンソーシアムを活用するなど連携して取り組み、地域における知財教育の振興を図ることを促す。

(文部科学省)

iv) 2007年度から、高等専門学校における知財教育への取組についての調査を踏まえ、それぞれの専攻に即した知財教育を展開するよう促す。

(文部科学省)

v) 2007年度も引き続き、知財に関する融合人材を育成するため、各大学における主専攻・副専攻を組み合わせたカリキュラムの構築やジョイント・ディグリーの取組を促す。

(文部科学省)

vi) 大学の学部や大学院における知的財産に関する授業の様々な形態別の実施状況や課題を2007年度中に調査し、国内外の大学等との連携を含め、知財教育が広く普及することを促進する。

(総合科学技術会議、文部科学省)

## (2) 法科大学院における知的財産教育を推進する

a) 2007年度も引き続き、法科大学院の教員資格については、法学部の教育経験にとらわれず、実務経験を重視して、専任教員に関する審査を行う。

b) 2007年度も引き続き、法科大学院において、知財に重点を置いた教育を行うなど知財法に関する教育を一層充実させる自主的な取組を促す。

c) 2007年度も引き続き、これまでに調査分析した法科大学院の入学者選抜状況を公表し法科大学院に周知することにより、各法科大学院の入学者選抜方針に基づく入学試験において理系出身者に配慮するといった法科大学院の自主的な取組を促す。

d) 2007年度も引き続き、理系出身者等の法学以外の学部出身者や社会人など実務等の経験を有する者の入学者に占める割合が3割以上となるよう、これらの人材の積極的な受入れのための入学者選抜の取組事例を調査・公表することにより、各法科大学院の一層の取組を促す。

(文部科学省)

## (3) 知的財産専門職大学院における知的財産教育を推進する

2007年度も引き続き、知財専門職大学院において、弁護士、弁理士に限らず、広く知財に携わる専門家を目指す者に対して、実務、ビジネス、知財政策、国際面を含めた教育を施し、知財ビジネスを多方面で支援できる知

財専門人材の育成を促す。

(総合科学技術会議、文部科学省)

## **4. 各分野の知的財産人材を育成する**

### **(1) 知的財産専門人材を育成する**

#### **①弁理士の大幅な増員や資質の向上を図る**

i) 2007年度も引き続き、弁理士の大幅な増加を図る。また、弁理士の資質の向上を図るため、複雑化する技術や国際化に対応でき、顧客からの信頼を得ることができる弁理士を育成するため日本弁理士会の取組を促すとともに、大学(法科大学院、知財専門職大学院)、工業所有権情報・研修館等を活用するよう促す。

(文部科学省、経済産業省)

ii) 中小・ベンチャー企業、大学、研究機関等の産業技術力強化に向けた総合的支援を行うため、コンサルティングやマーケティング、知財戦略策定等を含めた知的創造サイクルの全般にわたった総合アドバイザー型の弁理士を多数育成するよう日本弁理士会に促す。

(経済産業省)

iii) 「弁理士法の一部を改正する法律案」が2007年通常国会に提出されている。同法案が成立した場合には、弁理士の資質の維持及び向上を図るため、2007年度から弁理士及び弁理士試験に合格した者に対する研修制度を整備する。

(経済産業省)

iv) 新たな制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況等の実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2007年度以降検討を行う。

(法務省、経済産業省)

v) 紛争処理に関するユーザーの多様なニーズに応えるため、2007年度も引き続き、いわゆる付記弁理士になるための研修や付記弁理士に対するより一層の啓発を行うための研修について、日本弁理士会の取組を促す。

(経済産業省)

## ②弁護士の大増員や資質の向上を図る

i) 法曹人口の大幅な増加が図られている中で、2007年度も引き続き、知財に強い弁護士を増加させる。また、知財法を含む選択科目別の司法試験合格者数を調査するなど、知財に強い法曹人材の養成が適切に行われているか検証する。

(法務省)

ii) 2007年度も引き続き、知財に関する研修への参加や講義の受講等弁護士の自己研鑽を通じて、知財に強い弁護士が増加することを期待する。また、2007年度も引き続き、弁護士が企業内で知財実務に直接携わることができるよう意識の改革や環境の整備を促す。

(法務省、関係府省)

## ③産学連携従事者の能力の向上を図る

2007年度も引き続き、ポストドクター等の若手研究人材に対してTLO、大学知的財産本部、大学発ベンチャー、ベンチャーキャピタル等でOJTの研修等を通じて知財を事業化に結び付けるための能力開発を行う取組を支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

## (2) 知的財産創出・マネジメント人材を育成する

### ①特許庁のノウハウの開放を推進する

特許庁審査官のノウハウをベースにした実践的な検索実務に関する研修を地方でも実施するなど、2007年度から、特許庁のノウハウの開放をより一層推進する。

(経済産業省)

### ②経営者・経営幹部の知的財産意識を高め産業界の意識を改革する

2007年度も引き続き、企業の経営者・経営幹部が優れた研究成果の事業的価値を見いだすいわゆる目利き能力の向上により、知財活用能力の高度化を図るよう奨励するとともに、各企業の経営者・経営幹部が知財を正しく理解し、知財戦略を事業戦略・研究開発戦略と連携させることができるよう、知財戦略セミナー、シンポジウムの開催や大学等における知財マネジメント

スクール、関係府省との意見交換等を通じて普及・啓発活動を行う。

また、企業内において知財人材の適切な評価・処遇を行うよう促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

### ③普及指導員の知的財産に関する資質の向上を図る

農業技術・経営に関する支援活動において直接農業者に接する機会の多い普及指導員の知財に関する資質の向上を図るため、普及指導員資格試験の内容に育成者権、商標権を中心とした知財権に関する項目を導入することについて、2007年度中に検討し結論を得る。また、2007年度から、研修の実施に当たり知財権に関する権利侵害の未然防止等を図るため、普及指導員が品種保護Gメン、国、関係機関と連絡・連携して対応できるよう、実務的な観点も含めるなど、その内容を充実させる。

(農林水産省)

## 5. 国民の知的財産意識を向上させる

### (1) 学校における知的財産教育を推進する

学習指導要領の見直しにおいて、子どもたちの創造性をはぐくむ教育活動の充実について検討を行うなどにより、2007年度も引き続き、各学校段階に応じた知財教育を推進する。また、2006年度に行った各学校段階や各教科に応じた知財教育研究の成果を周知・普及する。

(文部科学省、経済産業省)

### (2) 地域における知的財産教育を推進する

創造性をはぐくむ教育により柔軟な発想力と豊かな創造性を養うとともに、自らが新しいアイデアやモノを創造する体験を通じて培われるオリジナリティを尊重する意識を自己や他人の権利を尊重する意識に発展させるべく、2007年度も引き続き、地域の工作教室、発明教室等の課外活動などを通じた知財教育の充実を促す。

また、家庭、地域、教育機関などを含む社会全体が協力し、段階に応じた適切な教育が実施されるよう、2007年度も引き続き、企業のOB等豊富

な経験を有する人材の活用も含めた環境の整備を促す。

(文部科学省、経済産業省)

### **(3) 知的財産の創造、保護、活用の体験教育を充実する**

2007年度から、高校生や大学生を対象としたパテントコンテストの充実を図るなどにより、知財の創造、保護、活用の体験教育を推進する。

(文部科学省、経済産業省)

### **(4) 専門高校における知的財産教育を推進する**

工業高校や農業高校などの専門高校における知財教育を推進し、2007年度から、これまでの取組事例を教員研修で活用する等により充実を図るとともに、その内容について必要に応じ学習指導要領の見直しに反映させる。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省)

### **(5) 学校と地域産業界の連携による知的財産人材育成を推進する**

学校と地域産業界が連携して若手ものづくり人材の育成を図る事業の活用等を通じ、2007年度から、学校と地域産業界の連携による知財を創出する技術者など知財人材育成を促す。

(文部科学省、経済産業省)

### **(6) 知的財産を含めた消費者教育を推進する**

2007年度も引き続き、「消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。」という消費者基本法の規定に基づき、知財を含めた消費者教育の推進体制の強化、担い手の強化及び内容の充実を図る。

また、「消費者教育を幅広く、かつ、効率的・効果的に実施していくために、広く関係機関の協力を得て消費者の教育の体系化を図り、これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。」との消費者基本計画における記載に基づき、2007年度中に、知財を含めた消費者教育の体系化についても一定の結論を得る。

(内閣府、文部科学省、関係府省)

**(7) 知的財産に関する国民への啓発活動を強化する**

2007年度も引き続き、児童・生徒、大学生、社会人一般、実務者向けに、民間の知財の専門家を活用しつつ、それぞれの特性を踏まえた知財に関するセミナーの開催等を行う。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省)

**(8) 知的財産関連統計の充実・活用を図る**

2007年度も引き続き、ユーザーの多様なニーズに対応した政策展開に資するよう、知財政策の企画立案の基礎となる知財関連調査統計の充実を図るとともに、その幅広い活用を図る。

(総務省、経済産業省、関係府省)

# 付 属 資 料



## 1. 知的財産戦略本部 名簿

(内閣総理大臣及び国務大臣)

本部長	安倍 晋三	内閣総理大臣
副本部長	塩崎 恭久	内閣官房長官
	高市 早苗	内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、 科学技術政策、イノベーション、少子 化・男女共同参画、食品安全)
	伊吹 文明	文部科学大臣
	甘利 明	経済産業大臣
本部員	菅 義偉	総務大臣／内閣府特命担当大臣 (地方分 権改革)
	長勢 甚遠	法務大臣
	麻生 太郎	外務大臣
	尾身 幸次	財務大臣
	柳澤 伯夫	厚生労働大臣
	松岡 利勝	農林水産大臣
	冬柴 鐵三	国土交通大臣
	若林 正俊	環境大臣
	久間 章生	防衛大臣
	溝手 顕正	国家公安委員会委員長／内閣府特命担当 大臣 (防災)
	山本 有二	内閣府特命担当大臣 (金融)
	大田 弘子	内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)
	渡辺 喜美	内閣府特命担当大臣 (規制改革)

(有識者)	相澤 益男	総合科学技術会議議員／東京工業大学学 長
	岡村 正	(株) 東芝取締役会長
	梶山 千里	九州大学総長
	角川 歴彦	(株) 角川グループホールディングス代 表取締役会長兼CEO
	佐藤 辰彦	弁理士／創成国際特許事務所所長
	里中満智子	漫画家
	中山 信弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	長谷川閑史	武田薬品工業(株) 代表取締役社長
	三尾美枝子	弁護士
	山本 貴史	(株) 東京大学TLO代表取締役社長

(五十音順、敬称略；2007年5月31日現在)

## 2. 専門調査会 名簿

### (1) 知的創造サイクル専門調査会

- 阿部 博之 (独) 科学技術振興機構顧問
- 板井 昭子 (株) 医薬分子設計研究所代表取締役社長
- 加藤郁之進 タカラバイオ (株) 代表取締役社長
- 久保利英明 日比谷パーク法律事務所代表／大宮法科大学院大  
学教授
- 下坂スミ子 下坂・松田国際特許事務所所長
- 妹尾堅一郎 東京大学先端科学技術研究センター特任教授
- 田中 信義 キヤノン (株) 専務取締役
- 中山 信弘 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 八田 達夫 国際基督教大学教養学部国際関係学科教授
- 前田 裕子 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター  
長・特任助教授
- 吉野 浩行 本田技研工業 (株) 取締役相談役

○：専門調査会会長

(五十音順、敬称略；2007年2月26日現在)

## (2) コンテンツ専門調査会

- 阿久澤 宏一郎 (財) 伝統的工芸品産業振興協会専務理事  
阿久津 聡 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授  
麻生 渡 福岡県知事  
荒川 亨 (株) ACCESS代表取締役社長  
○ 牛尾 治朗 ウシオ電機(株) 会長  
太田 伸之 (株) イッセイ ミヤケ代表取締役社長  
岡村 正 (株) 東芝取締役会長  
小川 善美 (株) インデックス代表取締役社長  
角川 歴彦 (株) 角川グループホールディングス代表取締役会長  
兼CEO  
金丸 恭文 フューチャーアーキテクト(株) 代表取締役会長兼CEO  
久保 雅一 (株) 小学館キャラクター事業センター センター長  
／東京アニメセンター ゼネラルプロデューサー  
久保利 英明 日比谷パーク法律事務所代表／大宮法科大学院大学教授  
熊谷 美恵 (株) セガAM研究開発本部第三AM研究開発部部長  
國領 二郎 慶應義塾大学総合政策学部教授  
小山 裕久 日本料理店「青柳」主人／学校法人平成調理師専門学校校長  
里中 満智子 漫画家  
重延 浩 (株) テレビマンユニオン代表取締役会長兼CEO  
辻 芳樹 学校法人辻料理学館理事長・辻調理師専門学校校長  
土肥 一史 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授  
浜野 保樹 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授  
原 由美子 ファッションディレクター  
原田 豊彦 日本放送協会理事  
平澤 創 (株) フェイス代表取締役社長  
三國 清三 オテル・ドゥ・ミクニ オーナーシェフ  
皆川 明 ミナ ペルホネン デザイナー  
村上 光一 (社) 日本民間放送連盟副会長  
／(株) フジテレビジョン代表取締役社長  
依田 巽 (株) ギャガ・コミュニケーションズ代表取締役会長

○：専門調査会会長

(五十音順、敬称略；2007年3月8日現在)

### 3. 知的財産戦略本部設置根拠

#### ○知的財産基本法（平成14年法律第122号）（抄）

#### 第四章 知的財産戦略本部

##### （設置）

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

##### （所掌事務）

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

##### （組織）

第二十六条 本部は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員をもって組織する。

##### （知的財産戦略本部長）

第二十七条 本部の長は、知的財産戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

##### （知的財産戦略副本部長）

第二十八条 本部に、知的財産戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

##### （知的財産戦略本部員）

第二十九条 本部に、知的財産戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣
- 二 知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

（資料の提出その他の協力）

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

## **○知的財産戦略本部令（平成 15 年政令第 45 号）（抄）**

(専門調査会)

第二条 知的財産戦略本部（以下「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査会の委員は、非常勤とする。

4 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

#### 4. 知的財産推進計画2007 策定までの経緯

- 2002年 2月 4日 小泉総理大臣施政方針演説  
 2月25日 知的財産戦略会議発足  
 3月20日 第1回知的財産戦略会議  
 4月10日 第2回知的財産戦略会議  
 5月22日 第3回知的財産戦略会議  
 6月14日 第4回知的財産戦略会議  
 7月 3日 第5回知的財産戦略会議  
 知的財産戦略大綱決定  
 9月19日 第6回知的財産戦略会議  
 10月16日 第7回知的財産戦略会議  
 11月27日 知的財産基本法公布  
 2003年 1月16日 第8回知的財産戦略会議  
 3月 1日 知的財産基本法施行・知的財産戦略本部発足  
 内閣官房に知的財産戦略推進事務局を設置  
 3月19日 第1回知的財産戦略本部会合  
 4月18日 第2回知的財産戦略本部会合  
 5月21日 第3回知的財産戦略本部会合  
 6月20日 第4回知的財産戦略本部会合  
 7月 8日 第5回知的財産戦略本部会合  
 【「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の決定、  
 専門調査会の設置】  
 10月 8日 第1回権利保護基盤の強化に関する専門調査会  
 【2005年6月までに13回開催し、廃止】  
 10月15日 第1回コンテンツ専門調査会  
 【2007年5月31日現在で9回開催】  
 10月31日 第1回医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会  
 【2005年6月までに11回開催し、廃止】  
 12月11日 権利保護基盤の強化に関する専門調査会報告書  
 【「知的財産高等裁判所の創設について」、「特許審査を迅速化



- 12月9日 第12回知的財産戦略本部会合  
 2006年2月17日 知的創造サイクル専門調査会報告書  
 【「知的財産人材育成総合戦略」、「知的創造サイクルに関する重点課題の推進方策」】
- 2月20日 コンテンツ専門調査会報告書  
 【「デジタルコンテンツの振興戦略」】
- 2月24日 第13回知的財産戦略本部会合  
 【「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」】
- 6月8日 第14回知的財産戦略本部会合  
 【「知的財産推進計画2006」の決定】
- 12月6日 第15回知的財産戦略本部会合  
 【「国際標準総合戦略」の決定】
- 2007年2月26日 知的創造サイクル専門調査会報告書  
 【「知的創造サイクルの推進方策」】
- 3月8日 コンテンツ専門調査会報告書  
 【「世界最先端のコンテンツ大国の実現を目指して」】
- 3月29日 第16回知的財産戦略本部会合
- 5月31日 第17回知的財産戦略本部会合  
 【「知的財産推進計画2007」の決定】

## 5. 用語集

アーカイブ	文書や記録を集積すること
移転価格税制	海外子会社等との取引価格（移転価格）が通常取引価格（独立企業間価格）と異なる場合に、移転価格を独立企業間価格に再算定（再計算）して課税する制度
遺伝資源	動物・植物などの生物的資源であって、科学、経済等の観点から価値を有するもの
インキュベーター	新規産業の企業を育成・誘致する者又は施設
インターンシップ	会社などでの体験就業
エンターテインメント・ロイヤー	エンターテインメント分野を専門とする法律家
オープンソースソフトウェア	ソースコード（人間が読むことができるプログラムの内容）が公開され、誰でも複製、改変、配布等を自由に行うことのできるソフトウェア
開放特許	権利者が他人に使ってもらってもいいと考えている特許
学習指導要領	文部科学大臣が公示する小学校、中学校、高等学校などの教育課程の基準
技術戦略マップ	研究開発投資の戦略的企画・実施のため、開発する技術目標及び製品・サービス開発方策について、経済産業省が2006年4月に策定したもの
技術的保護手段	コピープロテクションなど、技術を用いて著作物を保護するための手段
研究ノート	研究者・発明者の研究・開発活動を自らの手で記録するためのノート。発明日・発明内容・発明者等の立証に必要な証拠書類にもなる。
小売等役務商標制度	小売・卸売の事業者が商品販売に際して行う顧客への便益の提供（品揃え、陳列、接客サービス等からなる総合的なサービス）を指定役務として商標登録を認める制度
国際標準化機関	国際標準の策定を行っている機関。例えばISOがある。

国際標準化支援センター	日本規格協会に組織された国際標準化活動支援機関
固定URLサービス	特許電子図書館の公報データに不変のアドレスが付与され外部から直接アクセス可能とするサービス
コピーワンス	BSデジタル放送及び地上デジタル放送で採用されているデジタルコンテンツの著作権保護方式。一度だけコピーが可能。
コングロマリット	複合企業体
コンテンツ	情報の内容。映画、音楽、ゲーム、アニメなどのエンターテインメントコンテンツのほか、ファッション、食、地域ブランド等の知的・文化的資産を含む。
コンテンツ海外流通マーク（CJマーク）事業	各国で商標登録したマークを日本のコンテンツに貼付することにより、海賊版に対して著作権のみならず商標権でも権利行使を可能とする事業
産業クラスター	地域で産学官連携のネットワークを構築し、新産業・新事業を生み出すような事業環境を整備する産業集積施策
産業財産権	知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つの権利。特許庁が審査・登録業務を行っている。
シアターカレンダー	劇場・ホテル等で配布される、当該都市における主要劇場の上演演目一覧
事実実験公正証書	例えば工場内の製造方法について公証人が現地に出向き直接見聞した結果を記載するなど、公証人が五感の作用で認識した結果を記述する公正証書
事前確認手続（移転価格税制関連）	納税者が税務当局に申し出た独立企業間価格の算定方法等について、税務当局がその合理性を検証し確認を与えた場合には、納税者がその内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行わないという手続
主要国首脳会議（G8サミット）	日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ及びロシアの8か国の首脳（首相・大統領）及び欧州連合の委員長が参加して毎年開催される首脳会議

ジョイント・ディグリー	一定期間に複数の学位を取得できる履修形態であって、学内で規程が整備されている等、組織的に行われているもの
情報提供制度	発明の特許性等に関する情報を第三者が特許庁に提供できる制度
スーパーTLO	経済産業省が推進する「特定分野重点技術移転事業者」のこと。他の承認TLOやTLOを有さない大学等の技術移転活動に係る支援や人材育成を行うことで、我が国全体の技術移転体制の底上げを図ることを目的としている。
ストックオプション	役員や従業員が、あらかじめ定められた価額で所定数の株式を会社から取得することができる権利
ストリートファッション	穴あきジーンズやダブルボトム（パンツとスカートの重ね着）など、10代の若者を中心に、従来のルールにとらわれない自分なりの着こなしの表現がファッションとして広まったもの
前置報告書による審尋	前置報告書に記載された審査官の見解を、審判請求人に示して陳述の機会を与える手続
専門委員制度（司法）	裁判所が、大学教授や研究者など、専門的な知見を有する者を手続に関与させ、説明を聞くことができる制度
専門委員制度（税関）	法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うため、差止申立ての際及び認定手続の際に、税関が必要に応じ知的財産に関し学識経験を有する者を事案ごとに専門委員に委嘱して意見を聴く制度
相互運用性	プログラムと他のプログラムとが通信して交換された情報を双方のプログラムが利用することで、当該情報を必要とする機能のすべてが発揮される能力
大合議制度	5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行う制度
タイプフェイス	書体デザイン。統一的なコンセプトに基づいて作成された文字や記号等の一組のデザイン。
地域団体商標制度	地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、事業協同組合等の団体が使用し、一定の範囲で周知となった場合には、地域団体商標として登録を認める制度

知財創出・マネジメント人材	研究者等の知財を創造する人材や経営者等の知財をいかした経営を行う人材などのこと
地上デジタル放送	デジタル方式による地上波放送。2011年にアナログ方式から全面的に移行する予定。
知的財産人材育成推進協議会	人材育成に関する情報交換、相互協力、政策提言を目的とする知財人材育成機関の自主的な連携の場のこと。工業所有権情報・研修館、知的財産教育協会、日本知財学会、日本知的財産協会、日本弁護士連合会、日本弁理士会、発明協会等で構成される。
デジタルコンテンツ	デジタルデータにより表される映画、音楽、ゲーム、アニメ等
デジタルシネマ	フィルムを使わずに撮影から上映までデジタルデータで行う映画
デジュール標準	ISOのように公的手続によって作成される標準
デファクト標準	個別企業等の市場支配に基づく標準
登録調査機関	特許出願の審査における先行技術調査の外注先として特許庁長官の登録を受けた機関
特定登録調査機関	登録調査機関のうち、特に登録を受けて、出願人等の求めにより先行技術調査を行い、所定の調査報告を出願人等に交付することを許された機関
特許情報活用支援アドバイザー	中小・ベンチャー企業等が特許情報を効果的に活用して技術開発や特許取得・管理業務を実施できるようにアドバイスする特許情報活用の専門家
特許審査ハイウェイ	複数特許庁に出願され第1庁で特許となった出願について、第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする制度
特許庁業務・システム最適化計画	業務の抜本的見直しと最新の情報技術を適用したシステム変革により特許庁の業務とシステムの全体最適化を行うための計画

特許流通アシスタントアドバイザー	地方公共団体が確保する特許流通・技術移転に関わる人材のこと。この人材を地域に根ざした専門人材として育成するための支援を行うことで、地域において開放特許の流通が自立的に行われる環境整備を図ることを目的としている。
任期付審査官	迅速・的確な特許審査の体制整備強化の一環として、2004年4月以降、5年間の任期で採用されている審査官
認証評価機関	学校教育法第69条の4に基づき文部科学大臣の認証を受けて大学等の教育研究活動等の状況について評価を行う機関
ネット検索サービス	インターネット上の情報を収集し、その全部又は一部を複製し、サーバーに格納、解析データベース化するとともに、リクエストに応じてその情報（の一部）を検索結果として表示するサービス
ネットバンキング	インターネットにより金融機関のサービスを利用すること
能力構築（キャパシティービルディング）	組織や制度の自立的な運営・実施能力を向上させること
バイ・ドール制度	政府資金により得られた研究成果の知財権を政府資金の受領者に帰属させることができる制度
パテントコンテスト	高校生、高等専門学校生及び大学生を対象とし、発明の創作や特許出願の体験等を通じて、特許制度への理解を深めること等を目的とするコンテスト
品種保護Gメン	育成者権侵害等に関する相談窓口として、2005年4月1日から種苗管理センターに設置された品種保護対策役の通称
ファスト・トラック制度	既存の標準を国際標準案として国際標準化機関に対して提案できる制度。本制度により国際規格審議が迅速化される。
フィルムコミッション	自治体を中心に設立された野外撮影を誘致・支援する非営利組織
フォークロア	民話や民謡、伝統舞踊など、特定の民族、地域又は集団によって伝統的に受け継がれてきた文化的表現

フォーラム標準	関心のある企業等によるフォーラムによって作成される標準
普及指導員	農業に関する高度で多様な技術・知識を的確に農業現場に普及していくために、調査研究及び農業者への普及指導を実施する都道府県の職員
包括的ライセンス契約	特許番号で契約対象を特定するのではなく、ライセンス契約で定める特定方法によって契約対象を特定する契約のこと。ある製品に関するすべての特許権について包括的に実施許諾を行う場合などに利用される。
ポータルサイト	インターネット上の総合窓口サイト
ホームサーバー・ホームゲートウェイ	家庭内において、パソコンや家電を接続した際に中心的役割を果たす機器
マルチユース	コンテンツを多様な流通形態で利用すること
モバイル	携帯電話や携帯情報端末など、移動中の使用が可能な情報・通信端末
有体物の提供契約	微生物・実験動物・植物等の生物資源、化合物などの研究材料の提供に関する契約
ライブエンターテインメント	演劇、演芸、コンサート等、観客の目の前で行われるもの
レーティング制度	ある年齢以下の子どもの視聴・利用が適当であるかどうかを格付けし、表示する制度
ロケーションマーケット	地域の撮影環境等を紹介することにより、ロケを誘致し、地域におけるコンテンツ制作や国際共同製作の促進につなげる取組
ADR	裁判外紛争処理
AIPN	高度産業財産ネットワーク。海外の特許庁に対し、我が国特許庁における特許出願のサーチ及び審査に関する情報を利用可能とするシステム。
APEC	アジア太平洋経済協力
ASEM	アジア欧州会合
CIPPO	最高知財責任者

e コマース	インターネットなどの利用により契約や決済などを行う取引形態。電子商取引。
e ラーニング	インターネットなどの利用による教育研修
E P A	経済連携協定
E P C	欧州特許条約
I E C	国際電気標準会議。電気、電子分野に関する国際標準の策定を目的とする国際機関。
I P マルチキャスト 放送	I P マルチキャスト技術を利用して閉鎖的なネットワーク上に同時に大量の番組情報を配信し、そこからユーザーが選択した番組を受信することを目的として行う放送
I P D L	特許電子図書館。工業所有権情報・研修館がインターネットを通じて無料で提供する特許公報等の産業財産権情報とその検索サービス
I S O	国際標準化機構。国際標準の策定を目的とする国際機関。
I T U	国際電気通信連合。電気通信に関する国際標準の策定を目的とする国際連合の専門機関。
J E T R O	日本貿易振興機構
J I C A	国際協力機構
J N T O	国際観光振興機構
J S T	科学技術振興機構
L L P (有限責任事業 組合)	創業促進、ジョイント・ベンチャー振興のため、民法組合の特例として認められている組合。出資者全員の有限責任、内部自治の徹底、構成員課税の適用という特徴を併せ持つ。
L P S (投資事業有限 責任組合)	企業へのリスクマネー供給拡大のため、民法組合の特例として認められている組合(ファンド)。投資対象の企業規模や株式公開の有無を問わず、出資や金銭債権の買取りができる。
M B O	<b>Management-Buy-Out</b> の略。企業の子会社や事業部門の担当取締役、従業員などが、自己資金又は金融機関等から調達した資金で、当該子会社の株式を親会社から買い取ったり、新会社を設立して営業を譲り受けること。

M O T	Management of Technology の略。技術経営と訳される。研究開発から事業化・製品化までを戦略的にマネージメントする経営管理の手法。
O E C D	経済協力開発機構
One Application	各国の特許出願様式を共通化し、単一の特許明細書により翻訳作業のみで複数国への出願を可能とするというコンセプト
P C T	特許協力条約
R A N D	Reasonable And Non-Discriminatory の略。技術標準に関わる特許の取扱いの一つであり、特許権者は合理的かつ非差別的なロイヤルティ及び条件でライセンスするというもの。
T B T 協定	貿易の技術的障害に関する協定
T L O	技術移転機関
T P R M	WTOの貿易政策検討制度。定期的に加盟各国の貿易政策や貿易慣行を審査し、一層の透明性を確保することを目的としている。
T R I P S 協定	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定
U P O V	植物新品種保護国際同盟
U P U	万国郵便連合。加盟国間の郵便業務を調整し、国際郵便システムをつかさどる国際連合の専門機関。
W C O	世界税関機構
W I P O	世界知的所有権機関
W T O	世界貿易機関

# 知的財産戦略の進捗状況 (案)

知的財産推進計画2007 参考資料

2007年5月31日

知的財産戦略本部



## 目次

第1章 知的財産の創造.....	1
(1) 大学知的財産本部.....	1
(2) 技術移転機関（TLO）.....	1
(3) 大学の特許取得件数等.....	2
(4) 大学における知的財産の管理.....	3
(5) 知的財産関連費用の支援.....	4
(6) 知的財産を軸とした産学連携の推進.....	5
(7) 研究における特許使用の円滑化.....	8
(8) 特許・論文情報統合検索システム.....	8
(9) 職務発明.....	8
(10) 技術戦略マップの作成.....	8
第2章 知的財産の保護.....	9
<保護の強化>.....	9
(1) 知的財産高等裁判所の発足.....	9
(2) 紛争処理機能の強化.....	9
(3) 特許審査の迅速化・効率化.....	9
(4) 質の高い特許出願の促進.....	11
(5) 利用者の利便性向上.....	12
(6) 知的財産権制度の強化.....	13
(7) 農林水産省知的財産戦略本部.....	15
(8) 知的財産権侵害に対する刑事罰の強化.....	15
(9) 世界特許システムの構築に向けた取組.....	15
(10) 知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議の設立.....	16
(11) 知的財産関連法の英訳.....	16
(12) TRIPS協定の改正.....	16
<模倣品・海賊版対策>.....	17
(1) 「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」.....	17
(2) 模倣品・海賊版対策加速化パッケージ.....	17

(3) 外国市場対策.....	17
(4) 水際対策.....	20
(5) 国内対策.....	22
(6) インターネットオークション対策.....	23
(7) 政府内の連携の強化.....	24
(8) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化.....	24
第3章 知的財産の活用.....	25
<知的財産の戦略的活用>.....	25
(1) 知的財産の活用状況.....	25
(2) 知的財産の情報開示.....	25
(3) 知的財産の価値評価.....	25
(4) 知的財産信託.....	26
(5) 企業のライセンス活動の円滑化.....	26
(6) 特許流通促進事業.....	27
(7) 知的財産担保融資.....	27
(8) 独占禁止法違反事件の処理.....	27
(9) イノベーション促進のための知財活用の円滑化.....	27
<国際標準化活動の強化>.....	28
(1) 「国際標準総合戦略」の策定.....	28
(2) 「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」の策定.....	28
(3) 産業界の意識改革に向けた取組.....	28
(4) 国際標準化支援センターの設置.....	29
(5) 情報通信分野における標準化活動の強化.....	29
(6) パテントプールに関する独占禁止法ガイドラインの策定.....	29
(7) 日本知的財産仲裁センターによる必須特許の判定.....	29
(8) 関係府省庁連絡会の設置.....	29
(9) 国際標準化機関における知的財産権の取扱いルールが発効.....	29
<中小・ベンチャー企業の支援>.....	30
(1) 「知財駆け込み寺」の設置.....	30
(2) 支援制度の拡充.....	30
(3) 知的財産権に関する行動指針の策定.....	31

(4) 「知的財産、企業秘密保持への指針」の策定 .....	31
(5) 関連法の制定.....	31
＜知的財産を活用した地域振興＞ .....	31
(1) 地域知的財産戦略本部 .....	31
(2) 地方公共団体の知的財産戦略.....	32
(3) 知的クラスター創成事業、産業クラスター計画 .....	32
(4) 地域資源の活用支援 .....	33
第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり .....	34
＜世界最先端のコンテンツ大国の実現＞ .....	34
(1) コンテンツ市場の規模 .....	34
(2) デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等の整備 .....	34
(3) 海外展開の促進 .....	36
(4) コンテンツ人材の育成 .....	38
(5) コンテンツに関する研究開発の推進 .....	39
(6) コンテンツの制作と投資の促進 .....	39
(7) コンテンツ促進法の的確な運用 .....	41
(8) ロードマップの策定と実施 .....	41
＜ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略の推進＞ .....	41
(1) 豊かな食文化の醸成.....	41
(2) 多様で信頼できる地域ブランドの確立 .....	43
(3) 日本のファッションの世界ブランドとしての確立.....	43
(4) 日本の魅力の海外発信 .....	44
第5章 人材の育成と国民意識の向上 .....	46
(1) 知的財産人材育総合戦略の決定 .....	46
(2) 知的財産人材育成推進協議会の設置.....	46
(3) 弁理士.....	46
(4) 知的財産に強い弁護士 .....	47
(5) 経営者等への研修・啓発.....	47
(6) 大学における取組.....	48
(7) 大学等への支援事業 .....	49

（８）研修機関における取組 .....	50
（９）知財人材スキル標準 .....	50
（10）民間検定 .....	50
（11）裾野人材 .....	51
（12）民間機関における若年層に対する創造性をはぐくむ教育 .....	51
第6章 これまでに成立した知的財産関連法等一覧 .....	52
第7章 施行の状況 .....	54

## 第1章 知的財産の創造

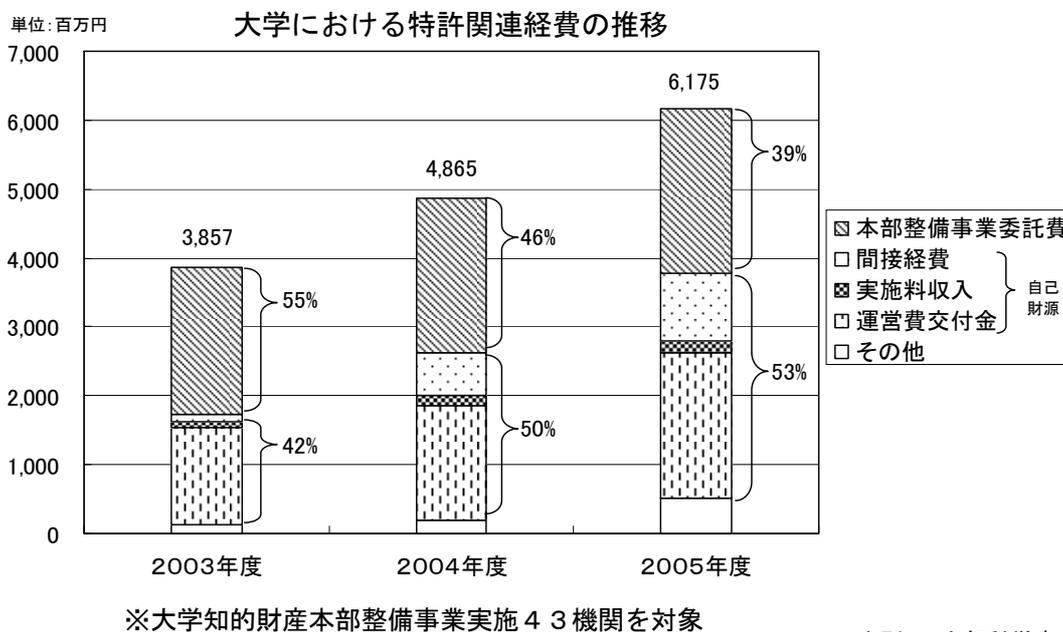
### (1) 大学知的財産本部

2003年7月、大学の知財の管理・活用を戦略的に実施するため、「大学知的財産本部整備事業」実施機関として全国で43の大学知的財産本部が発足した。

また、2005年7月に、大学内の研究リソースを結集し、組織的に産学官連携を推進するための体制である「スーパー産学官連携本部」として、6大学が選定された。

さらに、国際機能の強化を図るべく、2006年8月に、科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会において「審議状況報告～大学等の国際的な産学官連携活動の強化について～」が取りまとめられた。これを受けて、2007年4月に、「国際的な産学官連携の推進体制整備」選定機関として12件、「特色ある国際的な産学官連携の推進機能支援プログラム」選定機関として5件が選定された。

これらの取組の結果、大学における特許関連経費（特許出願・体制整備等）は増加傾向にあり、2005年度は2003年度の約1.6倍となっている。また、自己財源の割合（間接経費、実施料収入、運営費交付金）も5割を超えるなど着実に増加している。



### (2) 技術移転機関 (TLO)

大学等の研究成果を民間に移転することを目的とする技術移転機関 (TLO) については、2007年4月末現在で承認TLOとして43機関、認定TLOとして

6機関が選定されている。2007年4月に承認を受けた東京工業大学の例は、大学が提携先の外部TLOの業務を承継し、組織として一本化した初めてのケースである。

また、技術移転実績が特に優れたTLO（スーパーTLO）として、2007年4月末現在で7機関が選定されている。

国立大学法人法に基づき、2006年3月には新潟大学による（株）新潟ティールオーに対する出資が、また2007年2月には東京大学による（株）東京大学TLOに対する出資が認められた。

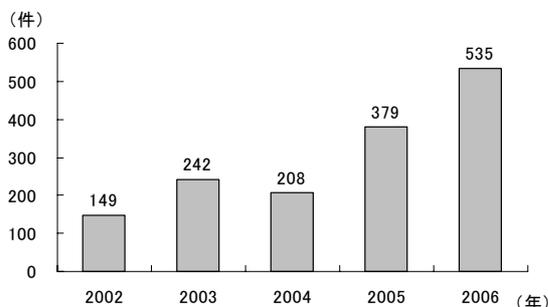
2004年度から2006年度までの間に、大学・大学知的財産本部・TLOに対する産業界からの評価として「技術移転を巡る現状と今後の取り組みについて」が公表されるとともに、2005年5月に「国立大学の法人化等を踏まえた今後の技術移転体制の在り方」が取りまとめられ、各大学・大学知的財産本部・TLOに対し周知された。

TLOの技術移転実績としては、ロイヤリティ収入額が2003年度の約5億5,400万円から、2005年度には約8億3,700万円に伸びている。

### （3）大学の特許取得件数等

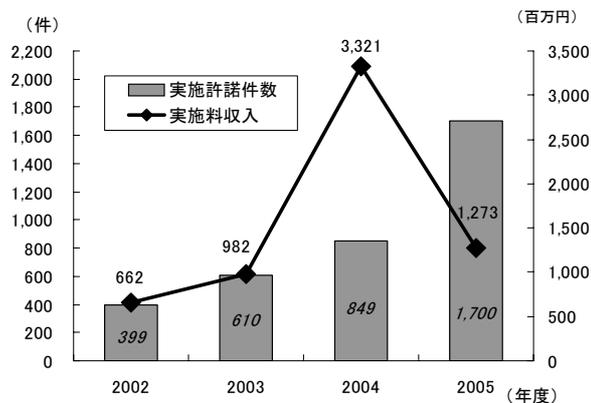
大学知的財産本部やTLOの整備等を受けて、大学等の特許取得件数、特許実施許諾件数及び実施料収入は増加している。他方、日米を比較すると依然格差が存在する。

2002年→2006年で大学等の国内特許取得件数は3.6倍



出所:特許庁

2002年度→2005年度で特許実施許諾件数は4.3倍、実施料収入は1.9倍



出所:文部科学省、経済産業省

※大学等の国内特許取得件数は、特許査定の日ベースの件数（暦年）。

「大学等の実施許諾件数及び実施料収入」については、文部科学省資料（国立大学等の国有特許分）及び経済産業省資料（承認TLOに係る特許分）により合算して算出（年度）。2004年度実施料収入は、エクイティの売却収入を含む。

### 技術移転活動の日米比較

	日本	米国
機関数	大学知的財産本部等 149 機関 承認 T L O 43 機関	153 機関
特許取得件数	535 件	2,835 件
実施許諾件数	1,700 件	4,053 件
実施料収入	12.8 億円	16.0 億ドル

- ※ ・日本の機関数は、2006年3月末時点（文部科学省）、承認 T L O 数は 2007 年 4 月末時点（経済産業省）  
 ・日本の実施許諾件数、実施料収入は、文部科学省資料（国立大学等の国有特許分）と経済産業省資料（承認 T L O に係る特許分）により合算して算出（2005 年度）。  
 ・米国の数字は、2005 年度実績（“AUTM License Survey 2005FY” より）  
 ・日本の特許取得件数は、特許庁調べ（2006 年）

## （４）大学における知的財産の管理

### ①機関帰属原則を始めとする学内ルールの整備

2004年4月の国立大学法人化を契機に、産学連携や技術移転活動を効率的に実施するために大学教員の発明に対する権利を大学に帰属させるという機関帰属原則のルールが整備されつつある。文部科学省が産学官連携活動を行っている全国の国公立大学等に対して行った調査によれば、機関帰属原則は、国立大学等の95%（92校中87校）、公私立大学等の37%（495校中182校）において採用されている（2006年3月末時点）。

また、大学における知財の管理や活用等のルールづくりを促すため、2006年3月に、次の報告書が取りまとめられ、関係機関に周知された。

- ・「新たな時代に対応した共同・受託研究契約のあり方」
- ・「産学官連携のために知的財産を運用する上で生じる特許法等の問題点と課題」
- ・「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」

「大学知的財産本部整備事業」実施43機関のルール整備状況（2007年4月）

「知的財産ポリシー」を整備済みの機関	43件
「職務発明関係規定」を整備済みの機関	43件
「利益相反ポリシー」を整備済みの機関	41件

出所：文部科学省

### ②大学における営業秘密の管理

大学において産学連携の推進や知財の適切な管理を円滑に進めるために、200

4年3月、「知的財産、企業秘密保持への指針」が作成され、同年4月、「大学等における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」が取りまとめられた。2005年6月の不正競争防止法の改正に伴い、2006年5月、上記ガイドラインが改訂された。

## (5) 知的財産関連費用の支援

### ①競争的資金の間接経費の特許関連経費への充当

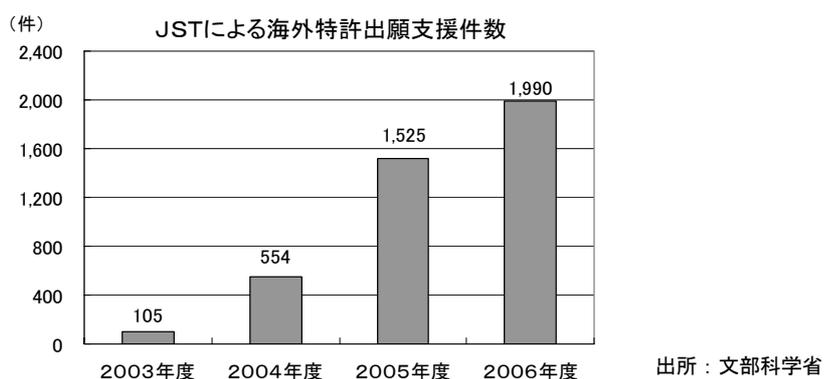
特許関連経費を安定的に確保するため、2005年3月、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせである「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」が改定され、競争的資金の間接経費を特許関連経費に充当できることが明確化された。

### ②特許料等の特例

2007年4月、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、大学等の特許料及び審査請求料を軽減もしくは免除することができる対象として、大学研究者とポスドク・院生等との共同発明に係る権利を大学が承継した場合及びTLOから元の大学に権利が返還された場合を追加することとされた。

### ③大学等の海外特許出願支援

大学等の海外出願比率を高め我が国の国際競争力を強化するため、2003年度から、科学技術振興機構（JST）により大学等の海外特許出願経費の支援が開始された。



### ④税制改正

2003年度税制改正において、私立大学等を設置する学校法人であって一定のもの（以下「学校法人」という。）に対する個人による現物寄附に係る国税庁長官の

承認手続が簡素化されるとともに、学校法人がこの承認手続を受けた財産で基本金に組み入れたものを譲渡した場合、その譲渡した財産に代わるべき資産については、その売却額をもって取得する資産で、その資産を基本金に組み入れたものとされた。

2004年度税制改正において、日本私立学校振興・共済事業団を通じた指定寄附金について、募集対象事業等をあらかじめ特定することを不要とするなど手続の簡素化が図られた。

2005年度税制改正において、個人が学校法人、国立大学法人、公立大学法人等に対して寄附を行った場合について認められる所得税の寄附金控除について、その対象となる金額が総所得金額等の25%相当額から30%相当額に引き上げられた。

2006年度税制改正において、個人が学校法人、国立大学法人、公立大学法人等に対して寄附を行った場合について認められる所得税の寄附金控除について、その適用下限額が1万円から5千円に引き下げられた。

2007年度税制改正において、個人が学校法人、国立大学法人、公立大学法人等に対して寄附を行った場合について認められる所得税の寄附金控除について、その対象となる金額が総所得金額等の30%相当額から40%相当額に引き上げられた。

## **(6) 知的財産を軸とした産学連携の推進**

### **①大学におけるライセンス対価としての株式取得**

2005年3月、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて」が通知され、国立大学法人等における知財権のライセンス対価としての株式取得が可能になることが明確化された。

また、2006年3月に、国立大学法人等におけるライセンス対価としての株式及びストックオプション取得の現状について調査し、結果を公表した。

### **②大学技術移転協議会**

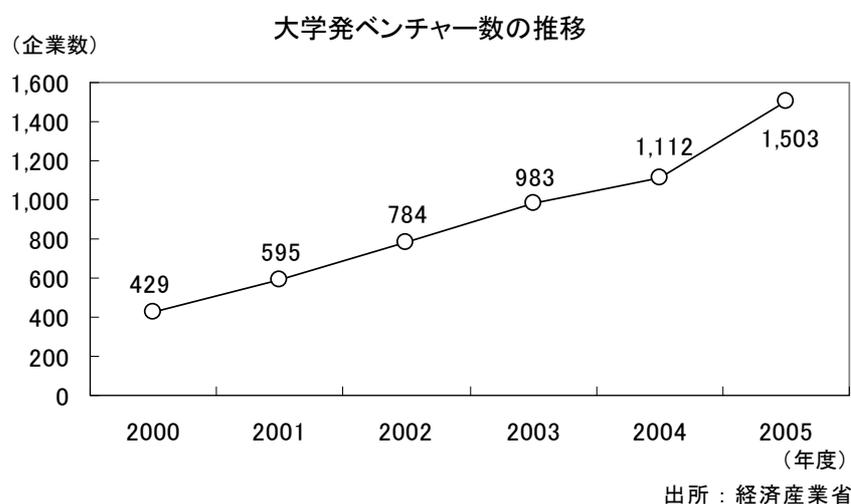
大学知的財産本部とTLOの連携・協力を促進するため、2003年8月、米国大学技術管理者協会(AUTM)をモデルとして、従来の「TLO協議会」が「大学知財管理・技術移転協議会」に改組され、大学知的財産本部の参加が可能になった(その後、2005年6月に「大学技術移転協議会」に名称変更)。2007年1月時点で、38のTLO及び36の大学知的財産本部が参加している。

また、2006年9月、同協議会が主催する研修会「UNITT2006 第3回産学連携実務者ネットワーキング」が開催され、全国の産学連携実務者のスキル向上が図られた。

### ③大学発ベンチャー

2001年5月、大学発ベンチャーを3年間で1,000社にすることを目標とした「大学発ベンチャー1000社計画」が掲げられた。その後、大学発ベンチャーの数は着実に増加しており、2006年3月末時点で1,503社に及んでいる。

これによる経済効果は、経済産業省の推計によれば雇用者数で直接効果が約1.6万人、売上が約2,000億円、間接的な経済波及効果も含めると約2.6万人、約3,600億円である。



### ④各種アドバイザーの大学への派遣・訪問

#### i) 大学知的財産アドバイザー

大学が知財の管理部門を運営するための組織を構築することを支援するため、2003年度に10大学、2004年度に17大学、2005年度に17大学、2006年度に23大学に対し、大学知的財産アドバイザーが計61名派遣された。

#### ii) 特許情報活用支援アドバイザー

特許情報の活用の促進、効果的な活用を支援するため、工業所有権情報・研修館により、2006年度に44都道府県に対し、特許情報活用支援アドバイザーが計54名派遣され、全国の大学を訪問し、531回の指導・研修を行った。

### iii) 特許流通アドバイザー

大学等の保有する特許シーズと導入企業の発掘を行い、技術移転を支援するため、工業所有権情報・研修館により、47都道府県、33TLO、6経済産業局に対し、特許流通アドバイザーが2007年3月末現在で計110名派遣された。

### ⑤産学連携に関する各種会議の開催

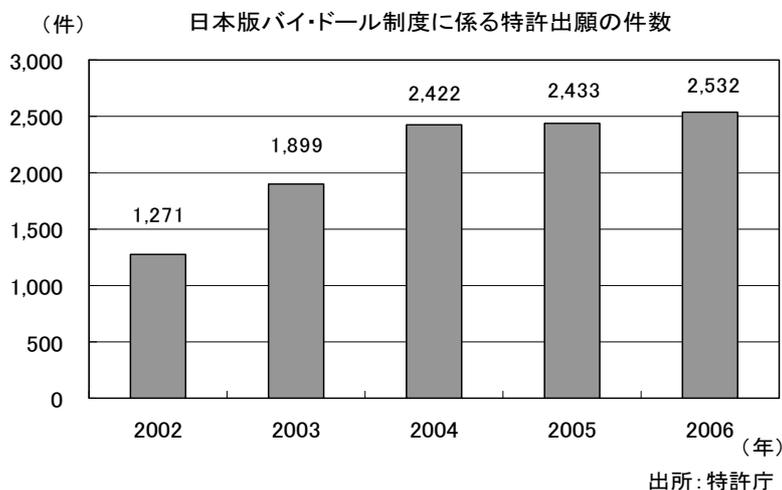
大学等及び産業界が産学連携の在り方について認識を深めるため、産学官連携推進会議、産学官連携サミット及びイノベーションジャパンが開催された。

### ⑥日本版バイ・ドール制度

国の委託研究開発において委託成果に関する知財権を受託者に帰属させる日本版バイ・ドール制度については、それが適用されるものの割合は年々増加しており、2002年度は88%であったものが、2005年度には99.9%に達した。知財権が受託者に帰属され、特許出願された件数は、2002年の1,271件から2006年には2,532件に達した。

また、2004年6月、国が制作を委託又は請け負わせたコンテンツ（教養又は娯楽の範囲に属するもの。）に係る知財権について、受託者又は請負者に帰属させることができる「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（「コンテンツ促進法」）が成立し、2004年9月に施行された。

2007年4月、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、日本版バイ・ドール制度は産業活力再生特別措置法から産業技術力強化法に移管され恒久措置とされるとともに、その対象にソフトウェア開発の請負を追加するとされた。



## **(7) 研究における特許使用の円滑化**

総合科学技術会議において、2006年5月、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知財権についての研究ライセンスに関する指針」が決定された。また、2007年3月、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」が作成された。

## **(8) 特許・論文情報統合検索システム**

2007年1月、工業所有権情報・研修館において、大学等の利用者が特許公報データに直接アクセスできる「公報固定アドレスサービス」が開始された。また、2007年3月、JSTにおいて、大学等の利用者が特許公報データと論文情報とを同時に検索できる「特許・論文情報統合検索システム」の運用が開始された。

## **(9) 職務発明**

職務発明に係る相当の対価に関し、特許法第35条が改正され、2005年4月に施行された。

2004年9月には、使用者等と従業者等が対価を取り決めるための手順を作る上で参考となるような手続事例集が作成・公表された。

これを踏まえ、民間企業や大学等において、職務発明規程の見直しが進められ、日本知的財産協会の調査によると、約95%の企業が基準の開示を行う仕組みを考え、70%以上（大企業では80%以上）の企業が改正特許法第35条の施行された2005年4月1日までに新しい職務発明規程を整備した。

また、2006年1月の特許庁のアンケート調査によると、企業等の96%が新職務発明制度を認識し、そのうち92%が対応済又は対応予定であると回答した（内訳は、大企業95%、中小企業86%、大学・公的機関79%）。

## **(10) 技術戦略マップの作成**

新産業を創造するために必要な技術目標を示し、我が国の研究開発の推進、異分野・異業種の連携、技術の融合を促進するため、産業構造審議会産業技術分科会研究開発小委員会の審議を経て、2007年4月、「技術戦略マップ2007」が策定された。

## 第2章 知的財産の保護

### <保護の強化>

#### (1) 知的財産高等裁判所の発足

2005年4月、紛争のスピード処理、判決の予見可能性（事実上の判断の早期統一）と技術等の知財に関する専門性への対応を高めることを目的として、知的財産高等裁判所が発足した。

知的財産高等裁判所には、4か部に加え、事実上の判断の早期統一を図るため、5人合議制（大合議制）の特別部も設置された。また、専門性の高い知財訴訟等を適切に処理するため、2007年3月末現在、知的財産に関する裁判所調査官11人と専門委員185人がそれぞれ任命されている。

なお、2006年1月から12月までの間、知的財産高等裁判所が新たに受け付けた件数は662件、既済件数は681件（うち大合議1件）である。

#### (2) 紛争処理機能の強化

2005年4月に「裁判所法等の一部を改正する法律」が施行され、知的財産関連訴訟の紛争処理機能が強化された。同法により改正された点は以下のとおりである。

- a) 知財関連事件における裁判所調査官の権限の拡大及び明確化
- b) 知財権侵害訴訟の審理における営業秘密の保護強化及び侵害行為の立証の容易化
- c) 特許権等の侵害に係る訴訟と特許等の無効審判の関係の整理

また、2007年4月には「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（「ADR法」）が施行され、民間事業者の行う和解の仲介（調停、あっせん等）の業務を対象とした認証制度が開始された。

#### (3) 特許審査の迅速化・効率化

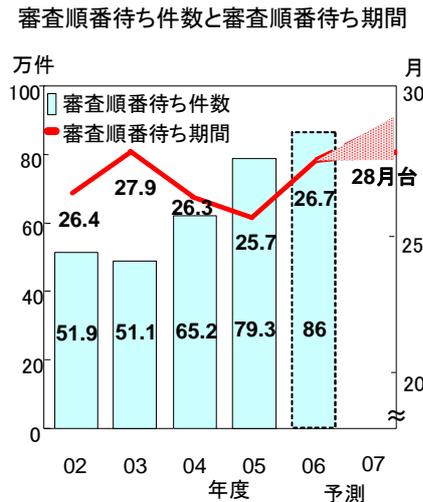
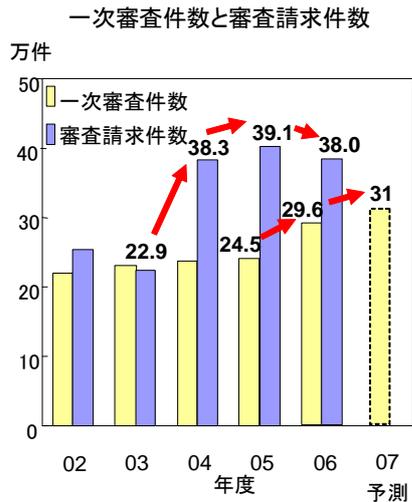
##### ①目標の設定

特許審査の順番待ち期間を最終的にはゼロにするという最終目標を着実に実現するため、ピークを迎える2008年には順番待ち期間を29ヶ月台にとどめることを中期目標とし、2013年には11ヶ月を達成することを長期目標とした。20

06年度の順番待ち期間は26.7ヶ月となっている。

**\*特許審査の順番待ち期間**

審査請求から審査官による審査結果の最初の通知（主に特許査定又は拒絶理由通知）が出願人等に発送されるまでの期間。例えば、下記グラフにおいて、2006年度の審査順番待ち期間（26.7ヶ月）は、2006年度末である2007年3月に審査結果の最初の通知が出願人等に発送された全案件（1.9万件）について、審査請求から出願人等への発送までの期間を算出し、その合計（50.7万月）を件数（1.9万件）で除することにより、平均値として求めたもの。



出所：特許庁

**②特許審査迅速化・効率化推進本部の設置**

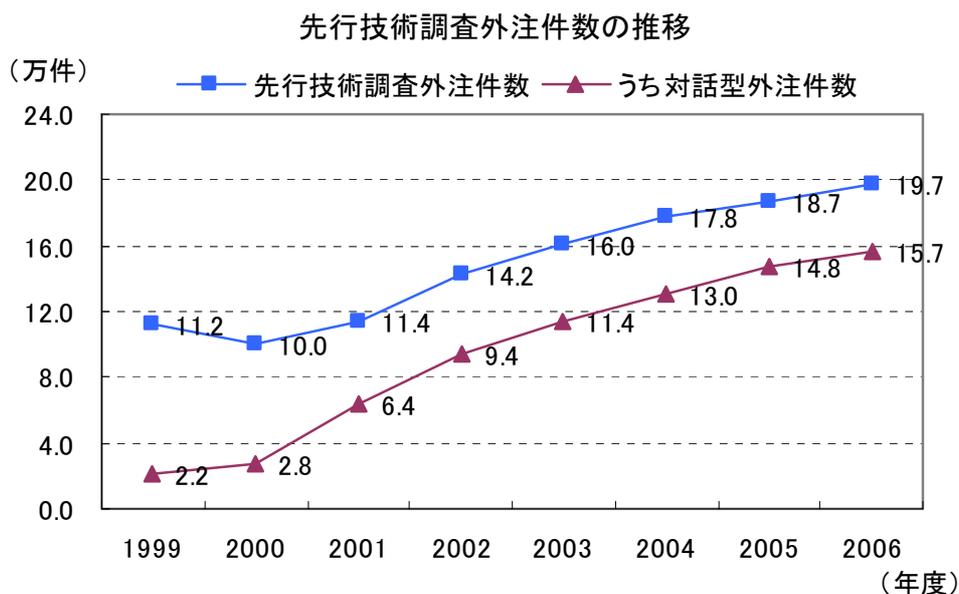
特許審査請求の急増に対応するため、2005年12月、「特許審査迅速化・効率化推進本部」（本部長：経済産業大臣）が発足した。同本部において2006年1月に「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」が、2007年1月に「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」が策定され、年間処理件数、審査官一人当たりの処理件数、先行技術調査の民間外注件数等について数値目標を定めるとともに、産業界に対する協力要請、中小企業への特例措置の周知等の措置を講ずることとした。

**③任期付審査官**

任期付審査官を2004年度から2007年度にかけて毎年度98人ずつ増員した。

#### ④先行技術調査の外注拡大

2004年10月に、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」（「特許審査迅速化法」）が施行され、公益法人以外の者に対しても特許審査に必要な先行技術調査を特許庁から外注することが可能となった。2007年3月時点で5機関が登録されている。また、従来の登録調査機関も含め先行技術調査の外注は19.7万件に拡大した。このうち15.7万件が審査効率の高い対話型外注（直接対面で説明）で行われた。



出所：特許庁

#### (4) 質の高い特許出願の促進

##### ①企業との懇談

業界団体や出願上位企業を中心に、企業経営者や実務者等との間で意見交換を行い、先行技術調査の充実による研究開発効率の向上や国際関連出願への重点化など権利の戦略的取得を促した。2006年度は延べ250社以上と意見交換が行われた。

2006年7月、経済産業大臣と産業界の有識者が参加した「特許戦略懇談会」が開催され、産業財産権の戦略的な取得・活用の在り方等に関し自由な意見交換が行われた。

##### ②先行技術調査報告書の提示による審査請求料の減額制度

2005年4月、「特許審査迅速化法」の施行により、特定登録調査機関の交付する先行技術の調査報告書を審査請求時に提示した場合には、審査請求料が減額され

るようになった。

### ③出願取下げ・放棄時の審査請求料全額返還

2006年8月、これまで半額であった審査着手前の出願取下げ・放棄時の審査請求料の返還制度が1年間の期限付きで全額返還されることとなった。審査請求料の全額返還を開始した2006年8月から同年12月末までの出願取下げ・放棄の申請件数は7,059件であり、前年同期比352.8%であった。

### ④企業の出願や審査請求等に関する情報の公表

企業における特許出願戦略を策定するに当たり参考となる情報として、2006年の特許行政年次報告書において出願件数上位200社の出願件数、審査請求件数、海外出願比率、特許率等の出願・審査請求関連情報が公表された。

### ⑤早期審査制度の利用促進

特許及び実用新案出願については、対象の拡大や手続の簡素化、普及・啓発等により早期審査制度の申立件数は増加し、2006年には7,609件となっている。また、2006年の平均審査順番待ち期間は早期審査の申し出から2.3ヶ月となっている。

商標登録出願の早期審査については、2006年の申立件数は455件、平均審査順番待ち期間は1.3ヶ月となっている。

意匠出願については、2005年4月から早期審査の新運用が開始され、従来の早期審査制度に加え、出願中の案件に関し模倣品が発生したときは直ちに審査に着手し、出願手続に瑕疵のないものについては1ヶ月以内に一次審査結果を通知することとされた。この結果、2006年の申立件数は67件となっている。

## (5) 利用者の利便性向上

### ①特許情報の利用環境の整備

有益な特許情報を迅速に得ることができるよう、特許電子図書館（IPDL）において、2005年度に、審査で用いた先行技術情報等の試行的な無料提供が開始されるとともに、PDFファイルの一括ダウンロード機能の追加や高解像度の公報図面が掲載された公報の提供が開始された。

2006年度に、審査書類情報の提供対象を拡大するとともに、検索項目の追加

によるテキスト検索の際の入力機能の向上、分割出願に関する情報を提供する機能の充実、審査経過情報へのアクセスの容易化、国内公報と外国公報（和文抄録）を同時に検索する機能の追加などが行われた。

また、2007年1月、特許審査官と同等のサーチ端末が工業所有権情報・研修館の公報閲覧室に16台設置され、閲覧サービスが開始された。

## ②インターネット公報の発行

2006年1月から登録実用新案公報について、2007年1月から意匠公報について、インターネットによる公報の発行が開始された。

## ③インターネットを通じた料金の納付

出願等の手数料について、インターネットを通じた納付の受付が2005年10月から開始された。

# (6) 知的財産権制度の強化

## ①医療関連行為の特許保護

2004年11月、医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会における取りまとめを受け、2005年4月、特許庁は以下の審査基準を作成・改定した。

### i) 「医薬発明」の審査基準の作成

複数の医薬の組合せや投与間隔・投与量等の治療の態様で特定しようとする医薬発明についても、「物の発明」であるので「産業上利用することができる発明」として取り扱うこととした。

### ii) 「産業上利用することができる発明」の審査基準の改定

「医療機器の作動方法」は、医療機器自体に備わる機能を方法として表現したものであって、特許の対象であることを明示した。

## ②実用新案の保護

2005年4月、「特許審査迅速化法」が施行され、実用新案の保護期間が10年になるとともに、実用新案登録に基づく特許出願が可能となった。

## ③デザインの保護

2007年4月に改正意匠法が施行され、意匠権の存続期間が登録から15年か

ら20年に延長された。また、情報家電等の操作画面のデザインの保護対象が拡大され、物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザインについて、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものとして保護されることとなった。

#### **④ブランドの保護**

2006年4月、改正商標法が施行され、地域名と商品名からなる商標について一定地域における周知性を満たすこと等を要件として登録を可能とする地域団体商標制度が導入された。

2007年4月に改正商標法が施行され、小売業者等が使用する商標について、事業者の利便性向上や国際的調和のため、役務商標として保護されることとなった。

#### **⑤営業秘密の保護**

2004年1月、他人が有する製造技術や顧客リスト等の営業秘密を不正に取得、使用又は開示した者に対する処罰規定を盛り込んだ改正不正競争防止法が施行された。

2005年6月の改正では、営業秘密を国外で使用・開示した者の処罰や在職中に申し込み・請託を受けて退職後に営業秘密を漏洩した退職者の処罰、さらに、アクセス権限がない場合の営業秘密侵害罪の犯人が属する法人の処罰などが盛り込まれ、同年11月に施行された。

上記の法改正に伴い、2003年1月に公表された「営業秘密管理指針」が2005年に改定された。

#### **⑥戦略的なノウハウ管理のための環境整備**

2006年6月、企業が本来秘匿すべきノウハウまで防衛的に特許出願する必要がなくなるよう、先使用权の認められる要件・範囲を明確化するとともに先使用权の立証手法の実例等を紹介したガイドライン（事例集）「先使用权制度の円滑な活用に向けて」が公表された。

#### **⑦医薬品の試験データの保護**

2007年4月、新医薬品と同等の医薬品の承認申請に関し、医薬品の安全性等

をより一層確保する観点から、新医薬品と同様の試験データの添付を求める期間が6年間から8年間に延長されたことにより、結果として、新医薬品の試験データを保護する期間が延長された。

## ⑧植物新品種の保護

2003年7月、登録品種の収穫物段階の権利侵害に対する罰則を設けること等とする改正種苗法が施行された。

2005年の改正により、育成者権の存続期間について、永年性植物については品種登録の日から25年であったところを30年に、その他の植物については20年であったところを25年に延長した。また、育成者権の効力が登録品種の収穫物から生産される加工品にまで拡大された。

## (7) 農林水産省知的財産戦略本部

2006年2月、知財の積極的な活用による攻めの農林水産業の展開を目指し、農林水産省内に「農林水産省知的財産戦略本部」が設置された。

2007年3月、海外での育成者権の保護強化など今後3年間の実施すべき施策を取りまとめた「農林水産省知的財産戦略」が決定された。

## (8) 知的財産権侵害に対する刑事罰の強化

特許権、意匠権、商標権、営業秘密、著作権等、育成者権の侵害に係る刑事罰の上限が引き上げられ、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれの併科になるとともに、法人処罰に係る罰金刑の上限が3億円となった（著作権等に関しては2007年7月、育成者権に関しては2007年12月に施行予定）。

実用新案権侵害罪及び商品形態模倣行為罪に係る刑事罰の上限も引き上げられ、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれの併科になるとともに、法人処罰に係る罰金刑の上限が3億円となった。

## (9) 世界特許システムの構築に向けた取組

### ①特許審査ハイウェイ

第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査が受けられる「特許審査ハイウェイ」を我が国から提案し、2006年7月に日米での試行が、2007年4月には日韓での運用が開始された。また、2007年7月には

日英での試行開始が予定されている。

## ②特許の審査結果の相互利用

2006年11月、我が国の提案により、日米欧三極特許庁の間で他庁の審査結果の相互利用を最大限可能な範囲まで拡大させるための活動を行う「ワークシェアリングの強化発展作業部会」の設置が合意された。

また、日米欧三極特許庁の間で出願様式統一の検討が進められ、2006年11月に標準様式に合意し、2007年4月からユーザーと協力した試行プロジェクトが開始された。

## ③実体特許法条約の制定に向けた取組

特許法の実体面についての調和を目指した「実体特許法条約」(SPLT)に関し、主要先進国は特許制度の調和に関する先進国会合を開催して検討を進め、2006年9月、先願主義への統一を含むSPLTの骨子案をベースに、条約草案の作成を行うことで合意した。

## (10) 知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議の設立

遺伝資源や伝統的知識、フォークロア（民謡などの伝統的文化表現）の問題など、知財政策と他の様々な国際公共政策との関係について我が国として適切な対応を図ることができるよう、関係省庁で情報共有及び連絡調整を行う「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」が2006年12月に設置された。

## (11) 知的財産関連法の英訳

政府の翻訳整備計画に従い、2007年4月末時点で産業財産権法や著作権法を始めとする知財関連法の英訳が電子政府のウェブサイトに掲載されている。

## (12) TRIPS協定の改正

2005年12月、WTO一般理事会において、公衆の健康の問題に対処するために強制実施許諾に基づいて生産された医薬品につき、一定の条件で他国へ輸出することができるよう規定した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(「TRIPS協定」)の改正議定書が採択された。

## ＜模倣品・海賊版対策＞

### （１）「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」

２００５年７月のＧ８グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉内閣総理大臣から模倣品・海賊版の拡散防止のための国際約束の必要性が提唱された。現在その早期実現に向け、関係国との協議が行われている。

### （２）模倣品・海賊版対策加速化パッケージ

２００４年１２月、海外における模倣品・海賊版対策を中心にこれを加速化する政府の行動計画が「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」として、知的財産戦略本部において決定された。

### （３）外国市場対策

#### ①外交当局の体制

２００４年７月、外務省経済局に知的財産権侵害対策室が設置され、２００５年３月には在外公館向けに知財権侵害対応マニュアルが作成されるとともに、すべての在外公館において知財担当官が指名された。

#### ②コンテンツ海外流通促進マーク（ＣＪマーク）

コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の制定したコンテンツ海外流通マーク（ＣＪマーク）は２００７年４月時点で、台湾、香港、ＥＵ、日本、米国において商標登録済であり、韓国、中国において出願中である。

また、商標登録されるまでの間も含め、CODAが主体となり海外の取締当局と連携した権利執行の成果として、２００６年度の１年間で中国、香港、台湾において６３７名が逮捕され、約９５万枚の我が国コンテンツの海賊版DVD、CD等が押収された。

#### ③知的財産の海外における侵害状況調査制度

２００５年４月、外国政府の制度や運用上の問題により、我が国企業等の知財権が適切に保護されない場合に、必要に応じて政府間協議や国際的な枠組みによる解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」が設けられた。

同月、同制度に基づき初の調査申立てがなされた。調査の結果を受け、２００５

年11月から、香港において我が国企業の商標が無断で第三者の商号の一部として不正登記された商号が適切に変更できるよう、香港の法制度の改善を求め、我が国と香港特別行政区政府との協議が続けられている。

#### ④欧米との連携

2004年6月、日・EU定期首脳協議において、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」が合意され、同合意に基づき、日・EU間で情報・意見交換や中国における共同セミナーが実施された。

2005年3月、日仏首脳会談において、「日仏新パートナーシップ宣言」が合意され、アジアにおける模倣品・海賊版対策の推進が重要との認識で一致した。

2005年5月、日・EU定期首脳協議において、アジアにおける模倣品・海賊版問題に対応するため、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU共同イニシアティブ」を更に推進していくことが合意された。

2006年4月、日・EU定期首脳協議において、模倣品・海賊版の拡散防止のための国際的な法的枠組み構想に関する対話等の模倣品・海賊版の分野を含む知財関連問題に関する緊密な対話を継続することが合意された。

2006年3月に合意され、2007年1月に改正された「日本国経済産業省と米国商務省との間の知的財産権の保護及び執行とその他のグローバルな課題への協力強化のための共同イニシアティブ」に基づき、第三国における在外公館等の知財専門家同士のネットワークの構築や知財保護に係る国際的な官民合同会議への共同参加が行われた。

2007年4月、日米首脳会談において、両首脳は重要な経済問題に関する二国間及びグローバルな協力の一つとして、知財権の促進及び保護について協力を強化していくことを確認した。

#### ⑤多数国間の取組

##### i) G8サミット

2004年6月、シーアイランド・サミットの議長総括において、模倣品・海賊版対策の必要性がG8サミットの成果文書として初めて言及された。

2005年7月、グレンイーグルズ・サミットにおいて、独立した文書として「より効果的な執行を通じた知的財産権海賊行為及び模倣行為の削減」（仮訳）が発出された。

2006年7月、サンクトペテルブルク・サミットにおいて、独立した文書として「知的財産権の海賊行為及び模倣行為との闘い」（仮訳）が発出された。

## ii) APEC

2003年10月及び2004年11月、アジア太平洋経済協力（APEC）の首脳会議・閣僚会議における首脳宣言、閣僚共同声明において知財権の保護が盛り込まれた。

2005年6月、貿易担当大臣会合において、日米韓で共同提案した「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」が承認された。

2005年11月、首脳会議・閣僚会議において、同イニシアティブに列挙されている取組を具体化するための3つのガイドラインが合意された。

2006年6月、貿易担当大臣会合において、3つのガイドラインの更なる推進が奨励されるとともに、同イニシアティブに基づく2つの追加的なガイドラインに関する作業の継続が合意された。

2006年11月、APEC首脳会議において、「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」に基づき、新たに2つのモデルガイドライン（公衆周知及びサプライチェーン）が承認された。

## iii) 世界模倣品・海賊版撲滅会議

2004年から、世界税関機構（WCO）及び国際刑事警察機構（インターポール）の共催による「世界模倣品・海賊版撲滅会議」がこれまで3回開催されている。2005年11月の第2回会議においては、「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」に言及したリヨン宣言が発出された。

## ⑥二国間の取組

2004年11月、日中韓首脳会合において、知財権の保護に関し日中韓が協力を強化していくことが合意された。

2004年11月、日本と韓国との間で税関相互支援協定が締結された。

2006年4月、日本と中国の間で税関相互支援協定が締結された。

2007年4月、日中両国政府は共同プレス発表を行い、知財権分野における対話と協力を強化し、知財権の運用及び保護の水準を不断に高め、もって日中間の経済面での協力を円滑に発展させていくことで一致した。

2007年4月、「日中韓3か国関税局長・長官会議」が初めて開催され、知的財産侵害物品の効果的な水際取締りの在り方等について議論がなされるとともに、当

局間の連携協力体制を一層強化した。

### ⑦模倣品・海賊版対策の能力構築の支援

2003年8月、政府開発援助大綱が改定され、知財権の適切な保護への協力等を通じ、開発途上国の持続的成長を支援することが盛り込まれた。

2005年6月、「知的財産権保護協力・能力構築支援戦略」が策定された。

### ⑧官民の取組

2002年からこれまで4度にわたり、国際知的財産保護フォーラムと政府が合同で中国にミッションを派遣し、中国政府に模倣品・海賊版問題について法制度の整備及び取締りの強化を要請し、日中で対策強化に向けて協力していくことに合意した。

## (4) 水際対策

### ①輸入の取締り

#### i) 輸入取締制度

2003年4月、特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品が輸入差止申立制度の対象となり、特許庁への意見照会制度が導入されるとともに、育成者権を侵害する物品が輸入禁制品に追加された。

2005年4月、育成者権を侵害するおそれのある物品の認定手続における農林水産省への意見照会制度が導入された。

2006年7月、関連する通達が改正され、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、その多寡にかかわらず、原則として認定手続を執ること等が明確化された。

#### ii) 輸入者名等の通知

2004年4月、認定手続の開始時に、権利者、輸入者双方にそれぞれの相手方の名称等を通知するとともに、輸出者の名称等及び税関に提出された書類等から判明する範囲内で生産者の名称等を権利者に通知する制度が導入された。

#### iii) サンプル分解制度

2005年4月、認定手続において、一定の要件の下、権利者からの申請により税関が当該物品の見本（サンプル）を権利者に提供し、検査させることが

できる制度が導入された。

#### **iv) 不正競争防止法と水際措置のリンク**

2006年3月、不正競争防止法で輸入が規制されている周知表示の混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品、形態模倣品が輸入禁制品に追加されるとともに、経済産業省への意見照会制度が導入された。

#### **v) 廃棄・没収**

2007年6月から、一定期間内に輸入者から何ら意思が表示されない場合に、速やかに知的財産侵害物品を没収・廃棄できる仕組みが導入され、認定手続きが簡素化される予定である。

### **②輸出の取締り**

2006年6月、育成者権侵害物品の輸出取締制度が導入された。

2007年1月、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品及び形態模倣品等不正競争防止法違反物品の輸出取締制度が導入された。

2007年7月から、著作権等を侵害する行為によって作成された物を情を知って業として「輸出」又は「輸出の目的をもって所持」する行為について、著作権等を侵害する行為とみなすとともに、著作権又は著作隣接権を侵害する物品の輸出取締制度が導入される予定である。

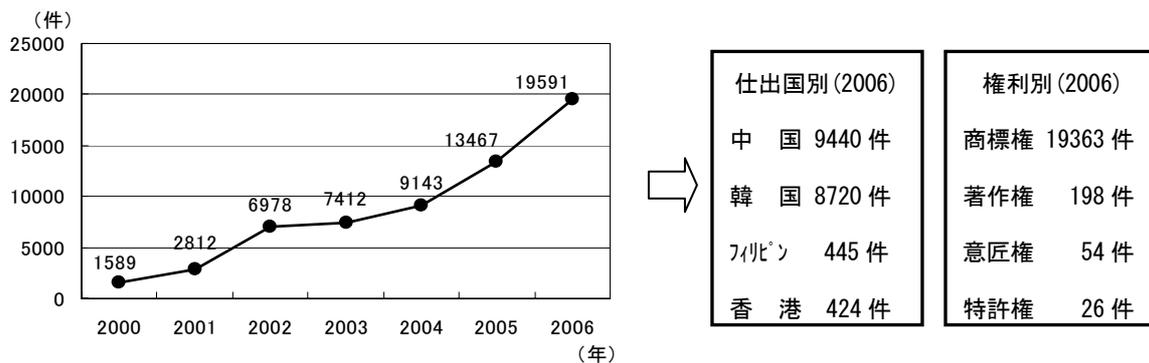
### **③有識者への意見照会制度**

2006年4月、法律的・技術的専門性を伴った侵害判断を行うため、差止申立ての際及び認定手続きの際に、税関が必要に応じ知財に関し学識経験を有する者を事案ごとに専門委員として委嘱して意見を聴く制度が導入された。

2006年7月、関連する通達の改正により、輸入又は輸出差止申立ての受付時にその内容を公表し利害関係者から意見を聴取し、利害関係者から意見が出された場合には専門委員の意見を聴くことが明確化された。

#### ④税関による取締りの強化

税関による知財権侵害物品の水際での取締実績は、近年急増している。



出所：「平成18年の知的財産侵害物品の輸入差止状況」財務省関税局

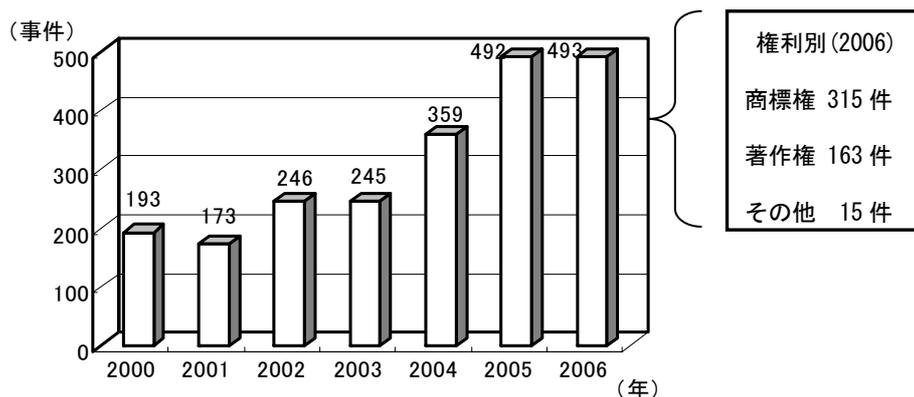
#### (5) 国内対策

##### ①不正競争防止法の改正

2005年11月、改正不正競争防止法が施行され、著名表示の冒用行為及び商品形態模倣行為に対し刑事罰が適用されることとなった。

##### ②警察による取締り

知財権侵害事犯による検挙件数は近年増加している。2004年12月、警視庁が模倣品の鑑定能力を有する商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度を創設し、2007年3月末までに159名の捜査員が配置された。



出所：警察庁ホームページ「偽ブランド品・海賊版の根絶に向けて！！」

##### ③品種保護Gメン

2005年4月、種苗法の登録品種の海賊版の真贋判定等の専門知識を有する「品

種保護Gメン」が、種苗管理センターの2ヶ所に4名配置された。2007年4月現在、品種保護Gメンは5ヶ所、14名体制に増員されている。

2006年4月に、品種保護対策課が種苗管理センターに設置された。

#### ④映画の盗撮の防止

2007年5月、映画の盗撮によって映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画館等において上映中の映画について権利者の許諾を得ずに録画、録音することを禁止する「映画の盗撮の防止に関する法律」が成立した。

### (6) インターネットオークション対策

#### ①特定商取引法の運用強化

2006年2月、「電子商取引等に関する準則」を改定・公表し、特定商取引法の適用対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした。

2006年7月、特定商取引法に基づく表示義務に違反した者に係るIDを経済産業省のホームページ上において公表することを開始した。

#### ②プロバイダ責任制限法の運用強化

2007年2月、有識者、電気通信事業者団体、権利者等からなる「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、「プロバイダ責任制限法発信者情報開示ガイドライン」が策定された。

#### ③オークション事業者による自主的取組

2005年7月、オークション事業者大手3社により知財権侵害品の排除を目的とした自主ガイドラインが策定された。これに沿って出品者の本人確認や模倣品・海賊版の出品停止措置などの取組が行われており、2005年8月以降、主要オークションサイト上の有名ブランド品の模倣品汚染率が大幅に低下した。

#### ④権利者・オークション事業者間の協力

2005年12月、権利者とオークション事業者により「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」が設立され、官民協力の下、知的財産侵害品の流通を防止するための情報交換や対策の検討が行われた。2006年4月、同協議会により官民が連携して採るべき対策を提言した報告書が取りまとめられた。

## ⑤情報共有スキームの構築

インターネットオークションを利用した知財権侵害事犯を効果的に取り締まるため、2005年度に権利者等、オークション事業者及び捜査機関による「情報共有スキーム」が構築され、運用が開始された。

## (7) 政府内の連携の強化

### ①模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議

2004年7月、関係8省庁が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組むため、内閣官房に模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議が設置され、これまでに4回の会議が開催された。

2006年9月に開催された第4回会議において、「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)」の実現に向けた基本方針、模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化及び「模倣品・海賊版対策アクションプラン2006」が決定された。

### ②政府の一元的な相談窓口の整備

2004年7月、経済産業省製造産業局に模倣品対策・通商室が設置され、同年8月、同室に政府の一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」が開設された。2006年中に256件の相談が寄せられた。

## (8) 模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化

2004年6月、消費者が知財権等の適正な保護に配慮しなければならない旨を定めた改正消費者基本法が施行された。

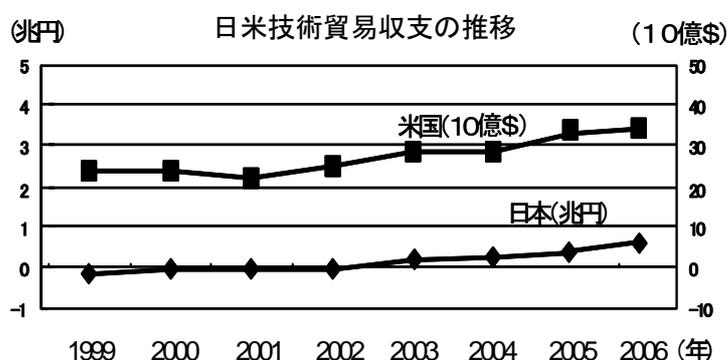
2006年8月、知財に関する意識を調査した「知的財産に関する特別世論調査」の結果が公表された。それによれば、一般消費者の模倣品・海賊版購入を容認する回答が50%近くに上ること、政府による消費者啓発活動の認知度が約50%に過ぎないこと等が明らかとなった。これを受け、関係省庁連絡会議において、関係省庁間で十分な情報共有及び相互協力を行い、政府が一体となって国民への啓発活動を強化することが決定された。

### 第3章 知的財産の活用

#### <知的財産の戦略的活用>

##### (1) 知的財産の活用状況

2004年の特許庁「知的財産活動調査」によれば、我が国に存在する特許権の半分以上の特許が未利用と推定されている。技術貿易収支については、2003年に初めて黒字になり、2006年には過去最高の5,471億円の黒字となったものの、米国と比較するとその差は依然大きい。



出所：日本は、日本銀行「国際収支動向」、米国は、商務省“Survey of Current Business”

##### (2) 知的財産の情報開示

政府の「知的財産情報開示指針」や「知的資産経営の開示ガイドライン」を踏まえ、「知的財産報告書」など知財の活用に関する報告書を作成している企業は、2004年度は13社、2005年度は22社、2006年度は61社となっている。

##### (3) 知的財産の価値評価

2006年4月、日本弁理士会知的財産価値評価推進センターにおいて、知財価値評価手法の検討を実施するための特別部が設置された。

2006年7月、日本不動産鑑定協会において特許・商標・意匠の適正な評価システムについて報告書の取りまとめが行われた。

2006年9月、NPO法人として日本資産評価士協会が設立され、知財を含む資産の適正な価値評価の普及と人材の育成を図っている。

## **(4) 知的財産信託**

### **①信託業法の改正**

2004年12月に新信託業法が施行され、知財権を含めた財産権一般が受託可能財産となるとともに、信託業の担い手が金融機関に加え株式会社にも拡大され、承認TLO(技術移転機関)やグループ企業内での信託に関する特例も設けられた。

### **②知的財産信託のメリットや活用事例の紹介**

2006年5月、知財信託制度の活用のメリットや活用事例が経済産業省ホームページ上で公開された。

### **③損害額の算定・推定**

2006年5月、産業構造審議会知的財産政策部会において、特許権信託における損害額の算定・推定規定の適用に関し、「特許権信託における特許法第102条第1項、2項の適用に関する考え方」が公表された。

## **(5) 企業のライセンス活動の円滑化**

### **①ライセンシーの保護強化**

2005年1月に新破産法が施行され、第三者対抗要件を備えている知財権のライセンス契約については、破産管財人の解除権が制限され、ライセンシーの立場が保護されることとなった。

2007年4月、特許権又は実用新案権に対する包括的ライセンス契約による通常実施権の登録制度を導入する「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立した。

### **②知的財産権等ライセンス保険の利用促進**

ライセンス先の破産や不払いなどライセンス料の回収ができない場合のリスクをカバーする日本貿易保険(NEXI)の知財権等ライセンス保険の引受け数(保険契約ベース)は、2007年3月末時点で54件となった。

### **③租税条約**

知財権等の使用料に対する源泉地国課税を免除する内容を含む租税条約として2004年に日米新租税条約、2006年に日英新租税条約が締結され、2007年

1月に改正日仏租税条約の署名が行われた。また、知財権等の使用料に対する源泉地国課税を軽減する内容を含む租税条約として2006年に改正日印租税条約が締結され、同年12月に改正日比租税条約の署名が行われた。

## **(6) 特許流通促進事業**

工業所有権情報・研修館が現在実施している特許流通促進事業については、1997年4月の事業開始から2007年3月末までに、延べ848名の特許流通アドバイザーが都道府県や大学のTLO等に派遣され、2007年3月末までに9,256件のライセンス等の契約が結ばれた。また、工業所有権情報・研修館の試算によれば、特許流通促進事業による経済的インパクトは、2006年末で2,404億円に達した。

## **(7) 知的財産担保融資**

日本政策投資銀行の知財担保融資については、2007年3月末までの融資実績が約190億円、件数ベースで約300件に上っている。

## **(8) 独占禁止法違反事件の処理**

2002年、公正取引委員会に知財分野における権利の濫用行為等の独禁法違反を監視する「知的財産タスクフォース」が発足し、2007年3月末までに、知財分野の事案として法的措置が3件、警告が1件行われた。

## **(9) イノベーション促進のための知財活用の円滑化**

### **①オープンソースソフトウェアに関する報告書**

2005年7月、情報処理推進機構において、「ビジネスユースにおけるオープンソースソフトウェアの法的リスクに関する調査報告書」が取りまとめられ、オープンソースソフトウェアを利用する際のユーザー、ベンダーそれぞれのリスクの所在が明示されるとともに、リスク回避・低減のための解決策が提案された。

### **②ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則**

ソフトウェア分野の相互運用性を確保すること等によりイノベーションを促進するため、ソフトウェアに係る特許権の行使に対する権利濫用法理の適用解釈について「ソフトウェアに係る知的財産権に関する準則」が取りまとめられ、2007年

3月に「電子商取引等に関する準則」に追補された。

### ③ソフトウェア分野のイノベーションに向けた産業界の取組の促進

2006年9月、産業構造審議会が情報サービス・ソフトウェア産業の発展の在り方について取りまとめた「情報サービス・ソフトウェア産業維新」において、オープンイノベーションを促進するために必要な産業界における取組について提言が行われた。

## <国際標準化活動の強化>

### (1) 「国際標準総合戦略」の策定

イノベーションの促進、我が国の国際産業競争力の強化及び世界のルールづくりへの貢献を図るべく、2006年12月、知的財産戦略本部において「国際標準総合戦略」が決定された。

### (2) 「国際標準化活動基盤強化アクションプラン」の策定

2004年6月、日本工業標準調査会（JISC）において「国際標準化基盤活動アクションプラン」が取りまとめられ、産業界、JISC、政府のそれぞれが果たすべき役割、政府の支援の在り方、重点技術分野等が明らかにされた。

### (3) 産業界の意識改革に向けた取組

#### ①閣僚主催の懇談会の開催

2006年11月、企業経営者の国際標準に関する理解増進を図るため、経済産業大臣と産業界トップによる「国際標準化官民戦略会議」が開催され、「国際標準化戦略目標」が決定された。

#### ②国際標準化活動の事例集の公表

経済産業省の委託事業により、国際標準化の事例や国際標準化への取組方法を示した「国際標準化活用のススメ（初版）」が作成され、2007年3月、公表された。

#### ③事業戦略と標準化シンポジウムの開催

2007年3月、企業の経営者や第一線の管理者に対して標準化活動の重要性を

普及・啓発するため、経済産業省と日本経済団体連合会との共催により、「事業戦略と標準化シンポジウム」が開催された。

また、経産産業省により、延べ125社の企業経営層等との直接対話が実施された。

#### **(4) 国際標準化支援センターの設置**

2005年4月、日本規格協会に国際標準化支援センターが設置され、国際標準の獲得のための規格の開発、国際幹事国の引受け支援、国際幹事・議長等の交流会、企業への情報提供、標準人材育成が進められている。

#### **(5) 情報通信分野における標準化活動の強化**

2005年7月、情報通信審議会において「ユビキタスネット社会に向けた研究開発の在り方について」が取りまとめられ、研究開発との標準化の一体的推進、国際標準化人材の育成支援活動の強化など標準化に係る推進方策が明らかにされた。

#### **(6) パテントプールに関する独占禁止法ガイドラインの策定**

2005年6月、公正取引委員会において、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」が策定、公表された。

#### **(7) 日本知的財産仲裁センターによる必須特許の判定**

技術標準に必須特許が含まれているかどうかを判断するため、2006年5月から、中立的な第三者機関である日本知的財産仲裁センターが判定業務を開始した。

#### **(8) 関係府省庁連絡会の設置**

2007年3月、「新分野における国際標準に関する関係府省庁連絡会」が設置され、国際標準化機構（ISO）、国際電気標準会議（IEC）における新たな分野に関する関係府省庁間の連携をより一層強化するための効率的な情報交換体制を構築した。

#### **(9) 国際標準化機関における知的財産権の取扱いルールの発効**

国際標準化機関における知財権のルールに関して日本の意見が十分反映されるよう適切に働きかけ、ISO、IEC及び国際電気通信連合（ITU）の3機関共通

の取扱いルールが2006年3月に発効し、その取扱いルールの実施ガイドラインが2007年3月に発効した。

## ＜中小・ベンチャー企業の支援＞

### （１）「知財駆け込み寺」の設置

2006年7月に全国の商工会・商工会議所に「知財駆け込み寺」と呼ばれる知財に関する相談窓口が設置され、相談内容に応じ適切な支援機関や専門家に取り次ぐ仕組みが整備された（2007年4月現在で、約2,500ヶ所）。また、経営指導員用のマニュアル「支援機関取り次ぎ先一覧」及び「知財の手引き書」が作成され、全国の商工会・商工会議所に配付された。

### （２）支援制度の拡充

#### ①特許料等の減免措置

2004年4月、特許料・審査請求料の減免対象の一類型である「研究開発型中小企業」の対象に、中小創造法認定事業、中小企業技術革新制度補助金（SBIR補助金）対象事業又は中小経営革新支援法対象事業に関連した出願を行う中小企業が追加され、2006年6月には「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定事業の成果に係る特許出願が料金軽減制度の対象となった。また、2006年8月には、別の減免の類型である「資力に乏しい法人」の要件のうち、「設立10年以内」が撤廃された。

さらに、「資本の額又は出資の総額が3億円以下」を確認する書類について、従来の「定款又は法人の登録事項証明書」に加え、「前事業年度の貸借対照表」の提出によっても対応可能とすることとした。

減免制度の利用実績は、2004年度は5,014件、2005年度は6,366件、2006年度は8,293件であり、大幅に利用が拡大した。

#### ②先行技術調査の支援

2004年6月から、中小企業の審査請求前の特許出願について、民間調査事業者による先行技術調査結果を提供する制度が導入された。パンフレットの作成・配布、各種セミナーや説明会において制度のPRを行っており、利用実績は2004年度は1,199件、2005年度は1,779件、2006年度は3,088件であ

り、大幅に利用が拡大した。

### ③中小・ベンチャー企業支援機能の追加

中小・ベンチャー企業が、早期審査制度や料金減免制度などの諸制度を有効に活用することができるよう、これらの制度に関するガイダンス機能を組み込んだ出願ソフトが2006年12月に公表された。

## (3) 知的財産権に関する行動指針の策定

日本経済団体連合会により、他社の知財権を尊重することをうたった「知的財産権に関する行動指針」が2005年7月に策定された。

## (4) 「知的財産、企業秘密保持への指針」の策定

2004年3月、中小・ベンチャー企業向けに他者と取引・連携を行う際のノウハウ等の管理方法を示した「知的財産、企業秘密保持への指針」が策定された。2006年11月、同指針が改定され、大学への不実施補償や海外の企業や大学と取引・連携する際の対応方法が追加された。

## (5) 関連法の制定

2005年4月、中小企業が有する知財を適切に保護するために必要な施策を総合的に推進するよう努める旨の規定を盛り込んだ「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律」が施行された。

2006年4月、高度化ものづくり基盤技術を持つ中小企業に対する特許料と特許審査請求料の減免措置を盛り込んだ「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」が成立した。

## <知的財産を活用した地域振興>

### (1) 地域知的財産戦略本部

地域の中小企業が知財を戦略的に活用することを支援するため、2005年度から、地域経済産業局ごとに全国9ブロックで、地域の官民からなる「地域知的財産戦略本部」が整備され、地域の産業や大学の特性などをいかした独自の「地域知的財産戦略推進計画」が策定された。

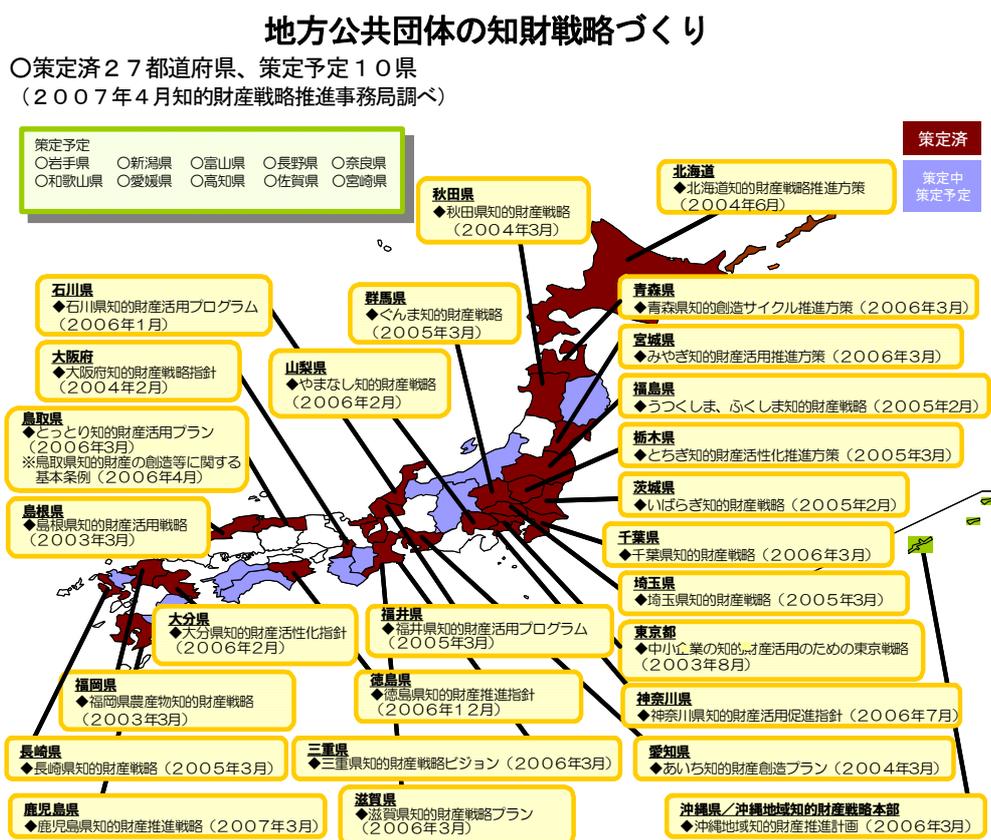
「地域知的財産戦略本部」の実質的な活動レベルを高めるため、2007～2009年度を普及・発展期（第2段階）と位置付け、各地域の特性に応じ具体的な活動・成果目標を設けた行動計画が策定された。

## （2）地方公共団体の知的財産戦略

2003年以降の政府レベルの動きと併せて、地方公共団体においても、地域の特性をいかした知財戦略の策定が進展している。2007年4月時点で、27都道府県が知財戦略を策定し、10県が策定中又は策定を予定している。

鳥取県は2006年4月、全国に先駆けて知財の創造等に関する基本条例を施行した。

大阪市や横浜市、宇都宮市、宇部市など都道府県以外の地方公共団体においても、知財戦略の策定や特許取得のための助成制度創設などの動きが広がっている。



## （3）知的クラスター創成事業、産業クラスター計画

文部科学省の知的クラスター創成事業が、2007年3月時点で全国の18地域で実施されている。また、経済産業省の産業クラスター計画に基づき、2007年

3月末までに、全国で17のプロジェクトが実施されている。なお、文部科学省、経済産業省、地方公共団体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」が地域ごとに設置され、知的クラスター創成事業と産業クラスター計画の連携が図られている。

#### **(4) 地域資源の活用支援**

2007年4月、地域の中小企業や組合が地域の強みとなりうる地域資源（産地の技術、農林水産品、観光資源）を活用して、新商品・新サービスの開発・市場化を進める取組を総合的に支援する「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」が成立した。

## 第4章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり

### <世界最先端のコンテンツ大国の実現>

#### (1) コンテンツ市場の規模

日本のコンテンツビジネスの市場規模は、2005年で約13.7兆円と2004年の約13.1兆円に比べて増加している。しかしながら、対GDP比で国際比較すると、日本は2.66%と、米国の4.41%、世界平均の3.00%に及んでいない。

コンテンツビジネスの国際比較（2005年）

	コンテンツ市場	GDP	コンテンツ/GDP
日本	0.12兆ドル	4.51兆ドル	2.66%
米国	0.55兆ドル	12.46兆ドル	4.41%
世界	1.33兆ドル	44.38兆ドル	3.00%

出所：PricewaterhouseCoopers, "Global Entertainment and Media Outlook:2006-2010", 世界銀行ホームページ、IMF "International Financial Statistics", Apr. 2006

#### (2) デジタルコンテンツの流通を促進する法制度等の整備

##### ①通信・放送の融合時代に向けた取組

###### i) 審議会等における検討

2005年7月、総務省情報通信審議会において、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けての行政の果たすべき役割（第2次中間答申）」が取りまとめられ、地上デジタル放送の伝送方式として、IPマルチキャスト方式による再送信を活用すべきことが提言された。

また、2006年6月、総務大臣の懇談会である「通信・放送の在り方に関する懇談会」が通信と放送で二分されている法体系を見直すべき等とする最終報告を取りまとめた。

###### ii) 放送番組のインターネット利用の促進

2006年10月、日本芸能実演団体協議会・CPR Aにおいて、IPマルチキャスト放送による同時再送信を含め、放送番組をインターネットで利用する際に使用されたレコードと映像に関する実演家の権利について一任型の集中管理を開始した。

同様に、日本レコード協会においても、レコードを録音した放送番組をイン

ターネットで利用する際の送信可能化権について一任型の集中管理を開始した。

### iii) 著作権法の改正

2006年12月、IPマルチキャスト放送による「放送の同時再送信」について、著作権法上の有線放送と同様の取扱いとする改正著作権法が成立し、2007年1月から施行された。

## ②業界の近代化・合理化

### i) 放送番組の制作委託契約に関する自主基準の公表

2004年3月、契約による著作権の扱いを公正な協議により取り決めるなどの内容を盛り込んだ「放送番組の制作委託に係る契約見本」が作成された。

2005年3月には、当該契約見本に対応した放送事業者による制作委託取引に関する自主基準が公表された。

### ii) 法律専門家の活用

2004年4月、法律家と事業者や創作者との交流活動等のため、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークが設立され、2005年11月にNPO法人として認証された。2007年3月末時点で610名（うち弁護士374名）が本団体の会員となっている。

### iii) 下請代金支払遅延等防止法に基づく書面調査

2004年4月に改正下請代金支払遅延等防止法が施行され、新たに追加されたコンテンツ等の情報成果物作成分野の下請取引について、公正取引委員会及び中小企業庁により、親事業者及び下請事業者を対象とした書面調査が実施された。公正取引委員会において2004年度は488件の警告、2005年度は2件の勧告及び919件の警告、2006年度は362件の警告が行われた。

### iv) 独占禁止法役務ガイドラインの改定

2004年3月、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（役務ガイドライン）」が改定され、取引上優越した地位にある委託者が、コンテンツに係る権利の譲渡を事実上強制した場合や一方的に受託者によるコンテンツの二次利用を制限した場合などには、独占禁止法上問題となることが明確化された。

## **v) 映像コンテンツに関する契約ルールづくり**

2006年10月、日本経済団体連合会の下に、実演家、放送事業者、映画製作者、番組製作会社を代表する団体・機関の首脳等で構成された「映像コンテンツ大国を実現するための検討委員会」が設置された。同委員会のワーキンググループの検討を経て、2007年2月には、放送番組における出演契約ガイドラインとマルチユース促進に向けた課題に言及した報告書「映像コンテンツ大国の実現に向けて」が取りまとめられた。

## **③利用とのバランスに留意した著作物の保護**

2004年1月、改正著作権法が施行され、映画の著作物の保護期間を公表後50年から70年に延長するなどの保護強化、訴訟における権利者負担の軽減等が行われた。2005年1月には、書籍・雑誌への貸与権の付与が行われた。

## **④著作物の裁定制度**

2005年3月、裁定申請に必要な手続、申請様式例等を説明した「著作物利用の裁定申請の手引き」が公表された。また、申請者の経済的負担を軽減する観点から手続の見直しが行われ、不明な著作者を探す場合の一般への協力要請について、ホームページへの広告掲載でも可能となった。

## **⑤青少年の健全育成に向けた自主的な取組**

コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）が発売前の家庭用ゲームソフトを審査し、対象年齢を表示する「年齢別レーティング制度」について、対象年齢「18歳以上のみ対象」の区分が設けられた。これに従い2006年5月から該当するソフトについて18歳未満への販売が禁止されるとともに、区分陳列することとされた。

## **(3) 海外展開の促進**

### **①東京国際映画祭の強化**

アジア最大の映画の祭典である「東京国際映画祭」が2004年に抜本的に強化され、主要会場として従来の渋谷に六本木を加えるとともに、映画国際取引市場などマーケット機能が付与されたほか、ゲーム・コミックフェア等も同時開催された。2005年には、イベント会場に秋葉原が加わり、イベント性も強化された。その

結果、総入場者数は、2003年の13.1万人、2004年の18.1万人、2005年の27.3万人、2006年の30万人と年々増加している。

## ②音楽レコードの還流防止措置等

2005年1月、改正著作権法が施行され、アジア諸国など物価水準の異なる国において許諾を受けて生産された商業用レコードが我が国に還流してくることを防止する措置（還流防止措置）が導入された。還流防止措置の成果として、2006年の1年間で551タイトルがアジア諸国にライセンスされた。なお、2006年に日本で発売された音楽レコードは約1万タイトルである。

## ③日仏映画協力覚書の調印

2005年4月、日本映像の国際展開の中心的団体として、日本映像国際振興協会（ユニジャパン）が設立された。ユニジャパンは、日本映画の海外映画祭への出展等を支援してきた日本映画海外普及協会と東京国際映画祭の開催によって日本映画を海外に発信してきた東京国際映像文化振興会が統合したものである。ユニジャパンは、2005年5月の第58回カンヌ国際映画祭において、フランス国立映画センター（CNC）と、日仏両国の映画産業が配給や資金調達などで連携する「日仏映画協力覚書」を調印した。

## ④アジアとの連携強化

2005年10月及び2006年5月に、アジア地域におけるコンテンツ産業の連携強化を図り、アジア全体での発展を目指すことを目的として、アジア各国のコンテンツ産業担当大臣及び専門家を集めた「アジアコンテンツ産業セミナー」が開催された。また、2006年3月、日本と中国がアニメ・映画ビジネスにおいて協力関係を築くことを目的として、日中政府間会合を含めた「日中アニメ・映画産業発展フォーラム」が開催された。

## ⑤東京アニメセンターの設立

2006年3月、日本動画協会と45のアニメ制作会社によって、東京・秋葉原に日本初のアニメ情報発信基地「東京アニメセンター」が設立された。同センターは、人気作品の上映やグッズ販売などにより国内外に情報を発信するほか、音声収録スタジオを利用した体験アフレコなど普及・啓発にも取り組んでいる。

## ⑥ゲーム産業戦略の策定

2006年4月から、経済産業省を中心に産学官の有識者が集まり、我が国のコンテンツ産業の中で最大の輸出産業であるゲーム産業について、国際競争力強化のための戦略の検討が行われ、2006年8月、5年先を視野に入れたゲーム産業の未来像とその実現に向けた戦略である「ゲーム産業戦略」が取りまとめられた。

## ⑦コンテンツ・ポータルサイトの創設

2006年8月、日本の映画やテレビ番組、アニメ、ゲーム、音楽、書籍、写真などのコンテンツに関する基本情報が検索できる「コンテンツ・ポータルサイト」の創設に向け、コンテンツ・ポータルサイト運営協議会が設立された。

## ⑧京都国際マンガミュージアムの設立

2006年11月、京都精華大学と京都市によって、マンガの収集、保管、展示及びマンガ文化に関する調査研究等を行う「京都国際マンガミュージアム」が設立された。同ミュージアムには、明治時代の雑誌や戦後の貸本から現在の人気作品に至るまで約20万点のマンガ資料が保存されているほか、マンガに関するワークショップやセミナーなども開催されている。

## (4) コンテンツ人材の育成

### ①人材育成の進展

大学におけるコンテンツ分野の人材育成については、大学設置に関する抑制方針の撤廃、専門職大学院制度の創設、学部等の改組に関する届出制の導入等の大幅な制度改正(2003年度)を背景として、各大学の自主的な取組が進んでいる。

2004年度には、例えば、東京電機大学、神奈川工科大学、中京大学、梅花女子大学、倉敷芸術科学大学、広島国際学院大学等において人材育成が開始された。また、構造改革特区制度の下では、専門職大学院としてデジタルハリウッド大学院大学が設置された。さらに、2004年度に文部科学省の科学技術振興調整費の「新興分野人材養成」プログラムにおいて、東京大学のコンテンツ人材養成に関する課題が採択された。慶應義塾大学においても、「戦略的研究拠点育成」プログラムで設置した「デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構」において、デジタルコンテンツの人材育成に取り組んでいる。

2005年度には、例えば、東京藝術大学、城西国際大学、東京工科大学、静岡産業大学、名古屋芸術大学、名古屋文理大学、宝塚造形芸術大学等において人材育成が開始され、また、「新興分野人材養成」プログラムにおいて九州大学の課題が採択された。

2006年度には、例えば、映画専門大学院大学、京都精華大学、関西大学等において人材育成が開始、充実され、また、文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」において早稲田大学のコンテンツ人材養成に関する課題が採択された。

2007年度には、例えば、福山大学、立命館大学等において人材育成が開始、充実された。

## **②映像産業振興機構（V I P O）の設立**

2004年12月、映像コンテンツ産業に係るクリエイター、プロデューサー等の人材育成、作品制作支援、起業支援、内外の市場開拓などを目的とした民間機関である映像産業振興機構（V I P O）が設立され、2005年5月にNPO法人として認証された。同機構は、2005年度にはプロデューサー的視野を持ったクリエイターを育成する「職能別インターンシップ事業」を、2006年度にはプロデューサーに密着して業務を学ぶことを通じ若手プロデューサーを育成する「プロデューサーかばん持ち事業」を実施した。

## **（5）コンテンツに関する研究開発の推進**

2004年度から、科学技術振興調整費の研究対象課題として、「デジタルコンテンツ創造等のための研究開発」が設定され、同年5月に東京大学を中心とした「デジタルシネマの標準技術に関する研究」が採択された。

## **（6）コンテンツの制作と投資の促進**

### **①資金調達手段の多様化**

#### **i) 商品ファンド法に基づく資金調達の活発化**

2004年3月、ファンド組成に係る人的構成要件が緩和され、商品ファンド法の許可を受けて銀行や事業会社から資金を集め複数の映画制作費に充てる35億円のファンドが組成されたり、個人投資家から一口10万円で映画制作費10億円を集める取組などが進められている。

## ii) 信託業法に基づく資金調達の活発化

2004年12月に施行された改正信託業法により、知財権を含めた財産権一般が受託可能財産になるとともに、金融機関以外の株式会社でも信託業を営むことができるようになった。これを受けて、2005年7月から、金融機関以外の事業者によって劇場用映画の著作権に信託を設定し、信託受益権を機関投資家に販売する資金調達方式が活用されている。

## iii) 日本政策投資銀行等の取組

2004年度に、日本政策投資銀行において、コンテンツ等の知財権を流動化する手法を用いた資金調達制度（知的財産有効活用支援事業）が創設された。

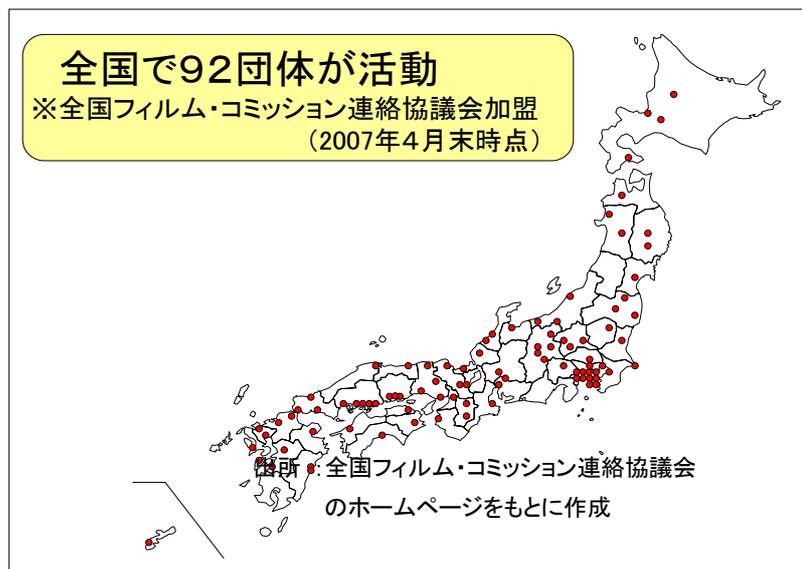
また、2004年5月、知的財産投資協議会により、コンテンツやエンターテインメント事業を対象とした公募型ファンドについて、投資家が会計処理や事業内容などの様々なリスク情報を把握できるようにするためのディスクロージャーガイドラインが作成された。

## iv) 金融商品取引法の成立

2006年6月、金融商品、サービスを横断的に規制する金融商品取引法が成立し、任意組合、匿名組合といった集団投資スキームにおける組合型ファンドの定義が明確化されるなど、コンテンツ制作に対する投資を促進する環境が作られた。

## ②フィルムコミッションの活動の活発化

フィルムコミッションが全国で設立され、ロケーション活動の円滑な進行を行い、地域の振興に寄与している。全国フィルム・コミッション連絡協議会は、地域におけるフィルムコミッション設立のための支援等を行っており、2007年4月末時点で、92のフィルムコミッションが加盟している。



## **(7) コンテンツ促進法の的確な運用**

2004年6月（一部の規定は9月）に、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関し、国、地方公共団体及び関係者が、その基本理念を共有し、一体となって、関連する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とする「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（コンテンツ促進法）が施行された。同法に規定されている「コンテンツ版バイ・ドール制度」は、2004年度には人材育成支援事業テキスト、海外展開モデル事業関連パンフレット等に12件、2005年にはキャンペーンキャラクター等に146件利用されている。

## **(8) ロードマップの策定と実施**

2004年4月にコンテンツ専門調査会が取りまとめた「コンテンツビジネス振興政策」に基づき、2004年度から2006年度までの3年間を「コンテンツビジネスの集中改革期間」とする「コンテンツビジネス改革のロードマップ」が作られ、官民挙げたコンテンツビジネス改革の取組を進められた。2007年3月には、集中改革期間の取組を記載した「コンテンツビジネス改革に関する民間・関係各府省の取組について」が取りまとめられた。

## **<ライフスタイルをいかした日本ブランド戦略の推進>**

### **(1) 豊かな食文化の醸成**

#### **①民間における食文化研究活動**

2005年4月に、民間の食文化関係者からなる「食文化研究推進懇談会」が設置され、同年7月に「日本食文化の推進」が提言された。同提言では、食文化研究の推進や食の安全・安心キャラバンの世界への派遣などを含む行動宣言が盛り込まれた。また、同懇談会のメンバーを中心として、2006年2月に食文化フォーラムが開催された。

#### **②海外に対する日本食文化の発信**

在外公館文化事業や2006年10月に開始された「WASHOKU-Try Japan's Good Food 事業」により、政財界要人や現地有識者等を招聘した日本食デモンストラクション、試食会、日本料理教室等が実施された。

2005年以降、海外の高級百貨店等の常設店舗において、日本食材の食べ方や

文化的背景を普及するための一般消費者向けの料理講習会が開催されている。

2006年12月、日本食・日本食材を紹介するパンフレットとして「The Delight of Japanese Food」（英語版、フランス語版、中国語版（簡体字、繁体字））が作成され、在外公館、農産物フェア等で配布された。

2006年11月、海外における日本食レストランの推奨の取組を検討するため、「海外日本食レストラン推奨有識者会議」が設置され、2007年3月には提言として「日本食レストラン推奨計画」が取りまとめられた。

また、2007年1月には日仏の有識者からなる「日本食レストラン価値向上委員会」によって推奨レストランガイドが公表された。

2007年2月、国際交流基金が実施する文化芸術事業の一環として、韓国において食文化紹介イベントである「料理と漫画で本格的日韓食文化に親しむ」が分野横断的な取組として開催された。

### ③日本食文化の振興に対する顕彰

卓越した技能者として2005年度は5名、2006年度は5名の優れた日本料理人が表彰された。

2006年5月、海外に在住し日本食や日本産の農林水産物の海外での紹介、普及などに多大に貢献してきた者3名が表彰された。

### ④海外料理人に対する日本食文化研修の実施

2005年10月及び2006年11月、日本料理アカデミーの主催により、フランスの若手料理人等を招き、茶会席や生け花等の日本の食文化の体験をも含めた老舗料理店における日本料理研修が行われた。

2002年以降、国際交流基金により日本食の専門家が海外の日本文化会館、日本文化センター等に派遣され、日本食デモンストレーション等が行われている。

### ⑤食育の推進

2005年6月に成立した食育基本法に基づき、食育推進会議において2006年3月に「食育推進基本計画」が決定された。同計画には、食文化の継承を推進するため、学校給食での郷土料理等の積極的な導入や知財立国への取組との連携等が盛り込まれた。同計画に基づき、2006年6月には第1回食育推進全国大会が開催されるなど様々な広報媒体や機会を通じた普及・啓発活動が行われている。

2006年11月には食育の推進に関する報告書である「食育白書」が公表された。

## ⑥食を担う多様な人材の育成

食に関する人材育成については、例えば、2005年度には宮城大学に食産業学部が設置され、2006年度には女子栄養大学に食文化栄養学科が設置された。

## (2) 多様で信頼できる地域ブランドの確立

### ①地域ブランドの創造

2007年5月時点で、44都道府県が地域ブランド認証制度を設け、44都道府県が地域ブランド育成事業を行っている。

### ②地域ブランドの保護

改正商標法により2006年4月から導入されている地域団体商標制度を活用し、2007年4月末現在で192件が登録査定されている。

2005年から2007年にかけて、地域ブランドフォーラムが49回開催され、地域ブランドの成功事例の紹介・分析及び地域団体商標制度等の紹介が行われた。

また、民間が整備した「地域食品ブランド表示基準認証制度（本場の本物）」に基づいて、2007年4月末時点で9品目の地域食品ブランド表示基準が認定されている。

### ③外食産業における原産地等の表示

2005年7月、外食事業者が自主的にメニューに使用されている原材料の原産地表示を行うためのガイドラインが定められた。

## (3) 日本のファッションの世界ブランドとしての確立

### ①「東京発 日本ファッション・ウィーク」の開催

東京コレクションの時期と会場を集約し、発信力を強化した「東京発 日本ファッション・ウィーク」が2005年10月に始まり、2007年4月末までに4回開催された。

## ②「クリエイション・ビジネスフォーラム」の開催

技術力のある中小の繊維製造事業者と優れたデザイナーが組み、流通力のある小売・アパレル企業に販売する展示会である「クリエイション・ビジネスフォーラム」が2005年5月に始まり、2007年4月末までに5回開催された。

## ③ファッション人材の育成

ファッション人材の育成については、2005年度から金沢美術工芸大学大学院、神戸ファッション造形大学等で人材育成が開始され、2006年度には文化ファッション大学院大学が開設された。

また、繊維ファッション産学協議会が主体となり、業界を挙げてクリエイターの育成を進めるための「産学ビジョン」が2006年7月に公表されるとともに、世界のファッションビジネスの現状等に関するシンポジウムが開催された。さらに、2006年10月には、中小企業基盤整備機構及びファッション産業人材育成機構が主体となり、「日本のモノづくり日本のファッション創り講座」が開催された。

## (4) 日本の魅力の海外発信

### ①文化外交の推進

2005年7月、「文化外交の推進に関する懇談会」において、文化外交を推進するための行動指針と具体的な取組が提言された。同提言では、日本語の普及とポップカルチャーを含む現代文化の発信等を通じ、世界における日本のアニメ世代の育成を積極的に図ることなどが盛り込まれた。同年12月には、国際文化外交推進会議を改組し、同提言のフォローアップを図ることとなった。

2003年以降、海外での日本文化に対する理解を深めるため、文化に携わる芸術家・文化人等が「文化交流使」として海外に派遣されている。

### ②海外交流審議会

2006年3月、海外交流審議会において、日本の発進力強化のための施策と体制について審議が開始され、同年11月、ポップカルチャーの文化外交における活用に関する提言がまとめられた。

### ③観光と連携した取組

ビジット・ジャパン・キャンペーンの一環として、2005年以降3回にわたり、

「魅力ある日本のおみやげコンテスト」が開催された。外国人観光客にとって品質やデザイン等の観点から特に魅力的なおみやげを選定し、受賞した商品については国際空港において展示、販売された。

2007年2月、外国人観光客向けに原宿のストリートファッションを紹介するウォーキングツアーが実施された。

外国人旅行者等に安全で高品質な日本産農産物を積極的にアピールすることを目的として、2006年6月、成田国際空港に国産農産物販売店舗が開設された。

#### **④日本ブランドの確立**

日本の伝統文化に見い出されるデザイン・機能・コンテンツなどを現代生活に合わせて再提言し、新しい日本ブランドを確立するため、2006年9月に「新日本様式100選」が選定された。

## 第5章 人材の育成と国民意識の向上

### (1) 知的財産人材育成総合戦略の決定

2006年1月、知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会において、知財人材育成に係る我が国の今後10年間の方針を定めた「知的財産人材育成総合戦略」が決定された。

### (2) 知的財産人材育成推進協議会の設置

「知的財産人材育成総合戦略」に基づく人材育成を我が国全体として総合的かつ効率的に実施するため、2006年3月、民間の研修機関等の代表者をメンバーとする「知的財産人材育成推進協議会」が設置された。同年5月及び2007年5月には、同協議会により「知的財産人材育成に関する提言」が取りまとめられた。

### (3) 弁理士

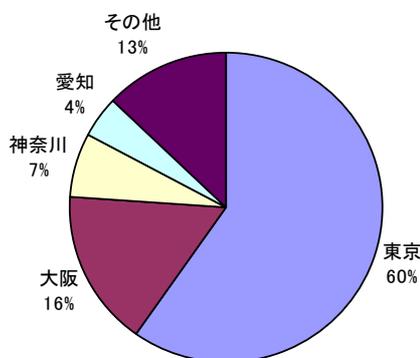
#### ①現状

我が国の弁理士試験合格者数は近年増加しており、2006年の合格者数は635名である（1990年は101名、2000年は255名）。この結果、弁理士数は、7,186名（2007年3月末時点）となっている。

特定侵害訴訟における弁護士との共同受任が可能となったいわゆる付記弁理士制度については、1,736名（2007年3月末時点）の弁理士が付記登録している。

弁理士の地域分布（主たる事務所の弁理士人数）については、東京都、大阪府、神奈川県、愛知県の4都府県で約87%を占めている。

弁理士登録人数分布（2007年3月末時点）



出所：日本弁理士会

日本弁理士会では、基礎的実務の習得、新人研修、特定侵害訴訟代理業務試験に向けた能力担保研修等の研修を行い、弁理士の質の向上を図っている。研修には、従来の集合研修に加え、eラーニングの導入を図っている。

#### **(4) 知的財産に強い弁護士**

##### **①現状**

我が国の司法試験合格者数は近年増加しており、現在約2.5万人の法曹人口は、2018年頃までには約5万人に倍増することが見込まれている。なお、弁理士登録をしている弁護士は372人（2007年3月末時点）である。

2005年4月、全国各地で知財関連業務に対応できる弁護士のネットワークとして「弁護士知財ネット」が発足し、約1,000名の弁護士が参加している。

2003年に開始した日本弁護士連合会による知財法に係る研修会にはこれまでに約5,700名の弁護士が参加した。個別の単位会においても、知財法実務研究会等が行われている。

##### **②新司法試験における知的財産法の受験状況**

2006年度から知財法を選択科目とする新司法試験が開始された。新司法試験の受験者2,091人のうち知財法を選択した受験者は354人であり、選択科目中労働法、倒産法に次いで第3位の受験者数であった。新司法試験の合格者は1,009名であり、このうち知財法の受験者は159名であった。

#### **(5) 経営者等への研修・啓発**

##### **①経営者・経営幹部**

大学等において、経営者・経営幹部向けの知財研修が行われている。例えば、東京大学先端科学技術センターでは、2004年度から、企業の経営者・経営幹部のための知財マネジメント講座が開催されている。

企業経営者と大学学長が一堂に会し、産学連携に関する理解を深める場として、産学官連携サミットが2001年から毎年開催されている。

##### **②サーチャーの育成**

工業所有権情報・研修館において調査業務実施者育成研修が2004年度に2回、2005年度に3回、2006年度に4回開催され、合計で557名が受講した。

## (6) 大学における取組

### ①法科大学院

#### i) 知的財産法の講義

新司法試験制度における法曹人材養成機関としての法科大学院については、74校すべての法科大学院において、知財法関連の授業科目が開設されている。また、2007年3月末において夜間授業を行っている大学は9校である。

#### ii) 理系及び芸術系の入学者

2004年4月から2007年4月までの法科大学院入学者数とその内訳は、次のとおりである。

	2004年4月入学		2005年4月入学		2006年4月入学		2007年4月入学	
法科大学院入学者数	5,767人		5,544人		5,784人		5,713人	
うち社会人	2,792人	48.4%	2,091人	37.7%	1,925人	33.3%	1,834人	32.1%
理系出身者	486人	8.4%	432人	7.8%	326人	5.6%	273人	4.8%
芸術系その他	233人	4.0%	178人	3.2%	170人	2.9%	156人	2.7%

出所：文部科学省

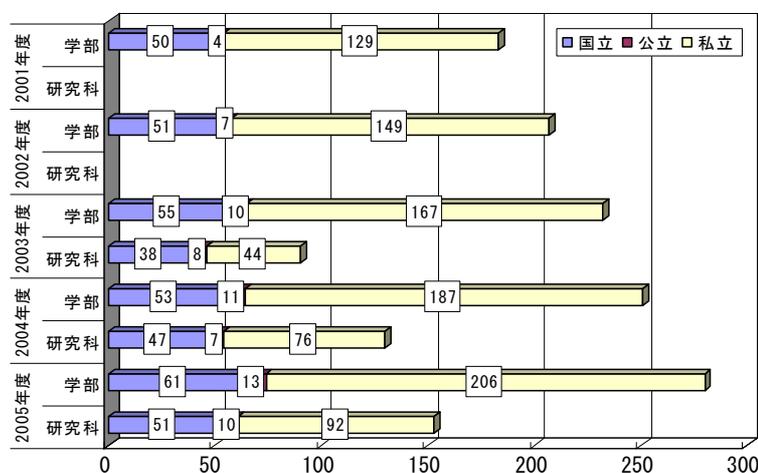
### ②知的財産専門職大学院

2005年4月、知財の名を冠する専門職大学院として、東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科知的財産戦略専攻〔入学定員80名〕、大阪工業大学大学院知的財産研究科知的財産専攻〔入学定員30名〕が開設された。

### ③大学

知財に関する授業科目を開設している大学は、2005年度は学部レベルで280校、研究科レベルで153校である。

知財権に関する授業科目を開設している大学（2001年～2005年度）



出所：文部科学省

#### ④技術経営（MOT）コース

2005年11月時点で、42機関において約1,670人のMOTディグリープログラムが、33機関において約2,440人のMOTノンディグリープログラムが設置されている。

### （7）大学等への支援事業

#### ①科学技術振興調整費「新興分野人材養成」

2002年度から、東京大学、東京工業大学、2003年度から、東北大学、政策研究大学院大学、京都大学、2004年度から、東京医科歯科大学、早稲田大学において、知財について専門的知識を有する人材を戦略的に養成するための教育プログラムが実施されている。

#### ②21世紀COEプログラム

2003年度から、北海道大学において新世代の知財法政策学の国際的な教育研究拠点を形成するための取組が行われている。

#### ③現代的教育ニーズ取組支援プログラム

2004年度から、公募テーマの一つとして「知的財産関連教育の推進」が設定され、2004年度には、群馬大学、三重大学、東京工業大学、岐阜女子大学、帝塚山大学、2005年度には、岩手大学、京都教育大学、大阪教育大学、山口大学、札幌医科大学、フェリス女学院大学、2006年度には奈良女子大学、立教大学、早稲田大学、宮城工業高等専門学校、富山工業高等専門学校の知財関連教育の教育プログラムが選定されている。

#### ④法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム等

2004年度から、日本大学、東海大学、専修大学、中央大学、鹿児島大学の法科大学院において、2006年度から、大阪工業大学の知的財産専門職大学院において、知財に関する高度専門職業人養成の推進を図る教育プログラムが行われている。

#### ⑤知的財産教育研究事業

2005年度と2006年度において、三重大学、山口大学、大阪工業大学にお

いて、知財教育の具体的実践手法の開発研究が行われた。

## (8) 研修機関における取組

様々な機関で、知財に係る研修や教育が行われている。

例えば、工業所有権情報・研修館では、特許庁職員に加え、弁理士、企業の知財部員、行政機関の知財人材等に対する研修が行われている。弁理士と企業の知財部員による討論研修やeラーニングによる学習機会が提供されている。

日本知的財産協会では、研修事業として、定例コース（基礎、専門、総合、海外の4コース）と知財改革リーダー育成のための特別コース及び臨時コースが開催されている。

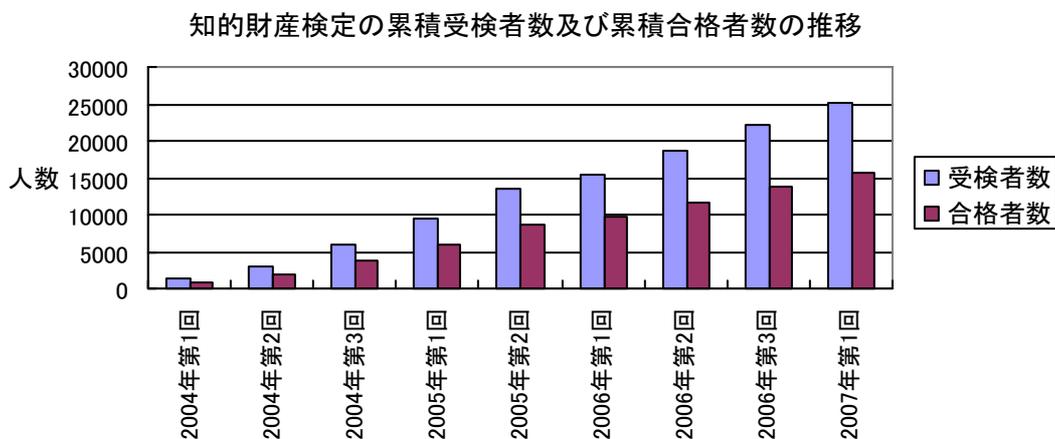
発明協会では、知財権の専門知識を企業戦略に結び付けるスペシャリスト育成を目的とした半年にわたる研修、知財の制度・運用や手続などを説明する実務者向け研修が行われている。

## (9) 知財人材スキル標準

2007年2月、経済産業省において、主に企業の知財に関わる人材に求められるスキルを明確化した「知財人材スキル標準」が策定された。

## (10) 民間検定

2004年3月、民間検定として知的財産検定が開始された。2007年3月末までに9回の試験が行われ、約2.5万人が受検した。合格者数は、1級（準1級含む。）は1,079名、2級（準2級含む。）は14,679名である。



また、2004年12月、民間検定として知的財産翻訳検定が開始され、2006年10月までに3回の試験が行われ、300人以上が受検した。合格者数は、1級が21名、2級が52名、3級が83名である。

#### **(11) 裾野人材**

2004年6月、改正消費者基本法が施行され、知財権の適正な保護への配慮が規定された。また、同法に基づき策定された消費者基本計画に基づき、知財権への配慮を含む消費者教育体系化の枠組みが取りまとめられ、2006年3月に国民生活審議会消費者政策部会に報告された。

2006年度に専門高校・高等教育機関に対して約22万部の産業財産権標準テキストが、また、2006年度に初等・中等教育機関に対して約31万部の産業財産権副読本が提供された。2006年度に全国の中学3年生に対して、約126万部の著作権読本が配布された。

#### **(12) 民間機関における若年層に対する創造性をはぐくむ教育**

民間機関において、発明教室や工作教室等の若年層に対する創造性をはぐくむ教育が行われている。例えば発明協会では、青少年の自由闊達な想像力を尊重し、科学技術に対する夢と情熱をはぐくみ、創造力豊かな人間形成を図ることを目的として少年少女発明クラブ事業を行っており、2007年3月末において、全国47都道府県に202のクラブが設置され、9,000人以上のクラブ員が所属している。

## 第6章 これまでに成立した知的財産関連法等一覧

2002年の知的財産基本法の制定以来2006年末までの間に成立した知財関連法は30本に及ぶ。また、2007年の第166回国会で成立した知財関連法は5本、提出済みの法案は2本になる。

### ● 2002～2006年の間に成立した知財関連法（30本）

（2002年）

知的財産基本法

（2003年）

関税定率法等の一部を改正する法律

不正競争防止法の一部を改正する法律

特許法等の一部を改正する法律

著作権法の一部を改正する法律

種苗法の一部を改正する法律

民事訴訟法等の一部を改正する法律

（2004年）

関税定率法等の一部を改正する法律

消費者保護基本法の一部を改正する法律

破産法

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律

著作権法の一部を改正する法律

知的財産高等裁判所設置法

裁判所法等の一部を改正する法律

信託業法

（2005年）

関税定率法等の一部を改正する法律

中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律

商標法の一部を改正する法律

種苗法の一部を改正する法律

食育基本法

不正競争防止法等の一部を改正する法律

(2006年)

関税定率法等の一部を改正する法律

独立行政法人工業所有権情報・研修館法の一部を改正する法律

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律

意匠法等の一部を改正する法律

証券取引法等の一部を改正する法律（金融商品取引法）

信託法

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

著作権法の一部を改正する法律

●第166回国会で成立した知財関連法（5本）

(2007年)

関税定率法等の一部を改正する法律

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

種苗法の一部を改正する法律

映画の盗撮の防止に関する法律

●第166回国会に提出済みの知財関連法案（2本）

(2007年)

弁理士法の一部を改正する法律案

放送法等の一部を改正する法律案

## 第7章 施行の状況

- ・ 2003年3月から2007年3月までの間に、16回の知的財産戦略本部会合が開催され、4回の知的財産推進計画が取りまとめられた。
- ・ 知的財産戦略本部において、2004年12月に「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」が、2006年12月に「国際標準総合戦略」がそれぞれ決定された。
- ・ 有識者本部員会合、4つの専門調査会、3つのワーキンググループが設けられ、延べ66回の会合が開催され、12の報告書が取りまとめられた。
- ・ 18回に及ぶパブリックコメントなどにより国民の意見を聴取するとともに、全国各地の279会場において、約4.1万人に対し説明及び意見交換をするなど、様々な媒体を通じ、知財戦略に基づく活動について国民に周知を図った。

